

令和6年定例会  
総務常任委員会 年間白書

令和7年4月  
四日市市議会

## 目次

1. 委員会の活動報告	P 1 ~ P 2
2. 委員会の構成	P 3
3. 委員会開催状況	P 4 ~ P 29
4. 委員長報告等	P 30 ~ P 128
5. 所管事務調査報告書	P 129 ~ P 168
6. 行政視察報告書	P 169 ~ P 195
7. 議会報告会の概要	P 196 ~ P 206
8. ワイ！ワイ！GIKAIの概要	P 207 ~ P 210
9. 高校生議会意見書	P 211 ~ P 219

# 1. 委員会の活動報告

## 1 議案審査・協議事項

### <議案審査>

- ・ 6月定例会議会付託議案（令和6年6月6日、6月20日）
- ・ 8月定例会議会付託議案（令和6年8月30日～9月3日、10月3日、10月7日）
- ・ 11月定例会議会付託議案（令和6年12月13日）
- ・ 2月定例会議会付託議案（令和7年2月12日、2月28日～3月4日）

### <協議会>

- ・ 四日市市行政改革プラン 2023 令和5年度取組結果について（令和6年9月2日）
- ・ 移動系行政防災無線の新システム導入に向けた検討について（令和6年9月3日）
- ・ 土地開発基金による用地取得について（令和7年3月3日）

## 2 休会中等所管事務調査

- ・ J R四日市駅前への大学設置の検討状況について（令和6年7月22日）
  - ・ 防災備蓄品の見直しと市民への啓発について（令和6年10月28日）
  - ・ 入札制度について（令和6年10月28日）
  - ・ 技術職員の確保について（令和7年4月22日）
- ※都市・環境常任委員会との連合審査会

## 3 行政視察

（令和6年7月24日～26日）

- ・ 災害対応と防災教育について（徳島県鳴門市）
- ・ 万代中央ふ頭の活性化について（徳島県（徳島県徳島市））
- ・ 日勤救急隊について（香川県高松市）

## 4 議会報告会

- ・ 令和6年10月22日 4常任委員会合同 <場所>総合会館 <参加者>17人
- ・ 令和7年 3月27日 4常任委員会合同 <場所>総合会館 <参加者>14人
- ・ 令和7年 3月29日 4常任委員会合同 <場所>あさけプラザ <参加者>13人

## **5 ワイ！ワイ！GIKAI**

- ・令和7年1月17日 <場所> 県立北星高等学校 <参加者> 6人

## **6 管内視察**

- ・令和6年7月5日  
安島防災倉庫（倉庫内の備蓄品などを視察）  
三重北消防指令センター（指令センターの業務、設備等を視察。MV F（多目的消防ポンプ車）を見学）

## **7 特記事項**

## 2. 委員会の構成

委員長 荒木美幸

副委員長 山田知美

委員 太田紀子

竹野兼主

日置記平

平野貴之

村山繁生

森 康 哲

### 3. 委員会開催状況

# 総務常任委員会事項書

令和6年5月17日(金)

1 委員長の互選について

2 副委員長の互選について

3 管内視察について

4 行政視察について

5 その他

# 予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和6年6月6日（木）

## 財政経営部

### <予算常任委員会総務分科会>

- |   |            |
|---|------------|
| 1 議案第2号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第2号）<br>第1条 歳入歳出予算の補正<br>歳入全般 | …補正予算書 P8～ |
|---|------------|

## その他

- |       |
|-------|
| 2 その他 |
|-------|

<会議用システム内のフォルダ>

03\_6月定例会議会-01\_本会議

02\_予算常任委員会

04\_総務常任委員会

# 総務常任委員会事項書

令和6年6月17日（月）本会議休憩中

## <総務常任委員会>

1 付託予定請願の扱いについて

<会議用システム内のフォルダ>

03\_6月定例会議会-01\_本会議

02\_予算常任委員会

04\_総務常任委員会

総務常任委員会／  
予算常任委員会総務分科会  
審査順序

令和6年6月20日（木）午前10時～

**消防本部**

＜予算常任委員会総務分科会＞

- |   |                              |               |
|---|------------------------------|---------------|
| 1 | 議案第3号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第3号） |               |
|   | 第1条 歳入歳出予算の補正                |               |
|   | 歳出 第9款 消防費                   |               |
|   | 第1項 消防費                      |               |
|   | 第3目 消防施設費                    | …補正予算書(2)P28～ |
|   | 第2条 債務負担行為の補正                | …補正予算書(2)P10～ |

**政策推進部**

＜総務常任委員会＞

（その他報告）

- |   |                                   |  |
|---|-----------------------------------|--|
| 2 | 新保々工業用地土地活用事業に係る公募型プロポーザルの実施について  |  |
| 3 | 東京大学地域未来社会連携研究機構 三重サテライトの引き上げについて |  |

**財政経営部**

＜予算常任委員会総務分科会＞

- |   |                              |               |
|---|------------------------------|---------------|
| 4 | 議案第3号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第3号） |               |
|   | 第1条 歳入歳出予算の補正                |               |
|   | 歳入全般                         | …補正予算書(2)P16～ |
|   | 第3条 地方債の補正                   | …補正予算書(2)P12～ |

＜総務常任委員会＞

- |   |                        |           |
|---|------------------------|-----------|
| 5 | 議案第5号 四日市市税条例の一部改正について | …議案書 P22～ |
|---|------------------------|-----------|

**総務部**

＜総務常任委員会＞

- |   |                                   |  |
|---|-----------------------------------|--|
| 6 | 諮問第1号 給与その他の給付に関する処分についての審査請求について |  |
| 7 | 請願第4号 「地方議会に健康保険証の存続を求める」請願について   |  |

**その他**

- |   |                                   |  |
|---|-----------------------------------|--|
| 8 | 6月定例会議会中の所管事務調査について（委員から提案があった場合） |  |
|---|-----------------------------------|--|

- |   |            |  |
|---|------------|--|
| 9 | 中長期テーマについて |  |
|---|------------|--|

10 休会中所管事務調査について

- ・ 日程（案）：①令和6年7月22日（月）13時30分（年間予定より）  
：②令和6年8月8日（木）13時30分
- ・ 調査項目について

11 管内視察について

- ・ 日程（案）：令和6年7月5日（金）9時30分から
- ・ 内容（案）：安島防災倉庫、三重北消防指令センター

12 行政視察について

- ・ 日程（案）  
令和6年7月24日（水）鳴門市  
7月25日（木）徳島市  
7月26日（金）高松市

13 8月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

- ・ 日時：令和6年10月22日（火） 18時30分～
- ・ 場所：総合会館7階第1研修室
- ・ 各委員会から4人

14 ワイ！ワイ！GIKAIについて

15 その他

<会議用システム内のフォルダ>

03\_6月定例会議会-01\_本会議  
02\_予算常任委員会  
04\_総務常任委員会

# 総務常任委員会 事項書

令和6年7月22日(月) 13:30～

## 政策推進部 (所管事務調査)

1 JR四日市駅前への大学設置の検討状況について

## その他

2 行政視察について

3 その他

<会議用システム内のフォルダ>

04\_休会中(7～8月) > 04\_総務常任委員会 > 7月22日休会中所管事務調査

総務常任委員会／  
予算・決算常任委員会総務分科会  
審査順序

令和6年8月30日（金）

**消防本部**

＜総務常任委員会＞

- |   |        |  |           |
|---|--------|--|-----------|
| 1 | 議案第40号 | 工事請負契約の締結について ー消防指令システム等更新工事ー            | …議案書 P46～ |
| 2 | 議案第42号 | 動産の取得について ー高規格救急自動車 3台ー                  | …議案書 P51～ |
| 3 | 議案第43号 | 動産の取得について ー消防ポンプ自動車（普通免許対応 CD-I型）<br>5台ー | …議案書 P54～ |

＜予算常任委員会総務分科会＞

- |   |        |                        |             |
|---|--------|------------------------|-------------|
| 4 | 議案第25号 | 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第4号） |             |
|   | 第1条    | 歳入歳出予算の補正              |             |
|   | 歳出     | 第9款 消防費                |             |
|   |        | 第1項 消防費                |             |
|   |        | 第3目 消防施設費              | …補正予算書 P26～ |
|   | 第2条    | 債務負担行為の補正              | …補正予算書 P10  |

＜決算常任委員会総務分科会＞

- |   |        |                            |                        |
|---|--------|----------------------------|------------------------|
| 5 | 議案第21号 | 令和5年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定 |                        |
|   | 一般会計   |                            |                        |
|   | 歳出     | 第9款 消防費                    |                        |
|   |        | 第1項 消防費                    |                        |
|   |        | 第1目 常備消防費                  | …決算書 P218～、実績報告書 P215～ |
|   |        | 第2目 非常備消防費                 | …決算書 P218～、実績報告書 P215～ |
|   |        | 第3目 消防施設費                  | …決算書 P220～、実績報告書 P218  |

**政策推進部**

＜決算常任委員会総務分科会＞

- |   |        |                             |                       |
|---|--------|-----------------------------|-----------------------|
| 6 | 議案第21号 | 令和5年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定  |                       |
|   | 一般会計   |                             |                       |
|   | 歳出     | 第2款 総務費                     |                       |
|   |        | 第1項 総務管理費                   |                       |
|   |        | 第1目 一般管理費中                  |                       |
|   |        | 秘書国際課、東京事務所、広報マーケティング課関係部分  | …決算書 P132～、実績報告書 P44～ |
|   |        | 第4目 文書広報費中広報マーケティング課関係部分    | …決算書 P134～、実績報告書 P52～ |
|   |        | 第8目 企画費                     | …決算書 P138～、実績報告書 P58～ |
|   |        | 第11目 国際化推進費中秘書国際課、政策推進課関係部分 | …決算書 P142～、実績報告書 P64～ |

第8款 土木費  
第5項 港湾費

…決算書 P210～、実績報告書 P198～

<予算常任委員会総務分科会>

- 7 議案第 25 号 令和 6 年度四日市市一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 1 条 歳入歳出予算の補正
- 歳出 第 2 款 総務費
- 第 1 項 総務管理費
- 第 1 目 一般管理費 …補正予算書 P22～
- 第 8 目 企画費 …補正予算書 P22～
- 第 2 条 債務負担行為の補正 …補正予算書 P10

財政経営部

<予算常任委員会総務分科会>

- 8 議案第 25 号 令和 6 年度四日市市一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 1 条 歳入歳出予算の補正
- 歳入全般 …補正予算書 P16～
- 第 3 条 地方債の補正 …補正予算書 P11

<総務常任委員会>  
(協議会)

- 9 四日市市行政改革プラン 2023 令和 5 年度取組結果について

(その他報告)

- 10 ネーミングライツの導入について

<決算常任委員会総務分科会>

- 11 議案第 21 号 令和 5 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定
- 一般会計
- 歳出 第 2 款 総務費
- 第 1 項 総務管理費
- 第 1 目 一般管理費中管財課関係部分 …決算書 P132～、実績報告書 P48～
- 第 5 目 財政管理費 …決算書 P136～、実績報告書 P54～
- 第 7 目 財産管理費 …決算書 P136～、実績報告書 P57～
- 第 23 目 諸費中収納推進課、財政課関係部分 …決算書 P152～、実績報告書 P83～
- 第 2 項 徴税費 …決算書 P152～、実績報告書 P83～
- 第 4 款 衛生費
- 第 4 項 病院費 …決算書 P188～、実績報告書 P156～
- 第 5 項 上水道費 …決算書 P188～、実績報告書 P157～
- 第 8 款 土木費
- 第 7 項 下水道費 …決算書 P216～、実績報告書 P211
- 第 11 款 公債費 …決算書 P236～、実績報告書 P247
- 第 12 款 予備費 …決算書 P236～、実績報告書 P248～

財産区  
桜財産区

…決算書 P358～、実績報告書 P308～

## 財政経営部、会計管理課

### <決算常任委員会総務分科会>

- 12 議案第 21 号 令和 5 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定  
一般会計  
歳入全般 …決算書 P94～、実績報告書 P13～

## 会計管理課

### <決算常任委員会総務分科会>

- 13 議案第 21 号 令和 5 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定  
一般会計  
歳出 第 2 款 総務費  
第 1 項 総務管理費  
第 6 目 会計管理費 …決算書 P136～、実績報告書 P56

## 総務部

### <決算常任委員会総務分科会>

- 14 議案第 21 号 令和 5 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定  
一般会計  
歳出 第 2 款 総務費  
第 1 項 総務管理費  
第 1 目 一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、工事検査課関係部分 …決算書 P132～、実績報告書 P44～  
第 2 目 人事管理費 …決算書 P134～、実績報告書 P49～  
第 3 目 恩給及び退職年金費 …決算書 P134～、実績報告書 P52  
第 4 目 文書広報費中総務課関係部分 …決算書 P134～、実績報告書 P52～  
第 9 目 計算記録管理費 …決算書 P140～、実績報告書 P61～  
第 15 目 人権推進費 …決算書 P144～、実績報告書 P70～  
第 23 目 諸費中総務課関係部分 …決算書 P152～、実績報告書 P83～  
第 4 項 選挙費 …決算書 P154～、実績報告書 P88～  
第 5 項 統計調査費 …決算書 P158～、実績報告書 P89

### <総務常任委員会>

- 15 議案第 28 号 四日市市職員給与条例の一部改正について …議案書 P12～  
16 議案第 29 号 四日市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について …議案書 P15～

## 危機管理統括部

### <総務常任委員会>

(協議会)

17 移動系行政防災無線の新システム導入に向けた検討について

### <決算常任委員会総務分科会>

18 議案第 21 号 令和 5 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定

一般会計

歳出 第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

第 14 目 防災対策費

…決算書 P144～、実績報告書 P68～

第 9 款 消防費

第 1 項 消防費

第 4 目 水防費

…決算書 P220～、実績報告書 P219

## 監査事務局

### <決算常任委員会総務分科会>

19 議案第 21 号 令和 5 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定

一般会計

歳出 第 2 款 総務費

第 6 項 監査委員費

…決算書 P160～、実績報告書 P90～

## 議会事務局

### <決算常任委員会総務分科会>

20 議案第 21 号 令和 5 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定

一般会計

歳出 第 1 款 議会費

…決算書 P132、実績報告書 P42

## ○その他

21 8 月定例会議会中の所管事務調査について

22 8 月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

日 時：令和 6 年 10 月 22 日（火）18：30～

会 場：総合会館 7 階第 1 研修室

23 休会中所管事務調査について

・日程案：下記の日程のいずれか

①令和 6 年 10 月 28 日（月）午後 1 時 30 分から（年間スケジュール）

②令和 6 年 11 月 8 日（金）午後 1 時 30 分から

24 ワイ！ワイ！GIKAIについて

25 その他

<会議用システム内のフォルダ>

05\_8月定例会議会-01\_本会議

02\_予算常任委員会

03\_決算常任委員会

04\_総務常任委員会

# 総務常任委員会 審査順序

令和6年10月3日（木）午前10時～

## 総務部

### <総務常任委員会>

1 請願第10号 行政書士制度の理解及び行政書士法遵守を求めることについて

2 その他

<会議用システム内のフォルダ>

05\_8月定例会議会-01\_本会議

04\_総務常任委員会

# 予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和6年10月7日（月）

## 総務部

### <予算常任委員会総務分科会>

- |   |               |
|---|---------------|
| 1 議案第50号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第5号）<br>第1条 歳入歳出予算の補正<br>歳出 第2款 総務費<br>第4項 選挙費<br>第4目 衆議院議員選挙費 | …補正予算書(2)P16～ |
|---|---------------|

## 財政経営部

### <予算常任委員会総務分科会>

- |  |               |
|--|---------------|
| 2 議案第50号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第5号）<br>第1条 歳入歳出予算の補正<br>歳入全般 | …補正予算書(2)P14～ |
|--|---------------|

## その他

- |       |
|-------|
| 3 その他 |
|-------|

<会議用システム内のフォルダ>

- 05\_8月定例会議会-01\_本会議
- 02\_予算常任委員会
- 04\_総務常任委員会

# 総務常任委員会 事項書

令和6年10月28日(月) 13:30～

## 危機管理統括部

(所管事務調査)

1 防災備蓄品の見直しと市民への啓発について

## 総務部

(所管事務調査)

2 入札制度について

## その他

3 ワイ！ワイ！GIKAIについて

- ・日程(案)：①令和7年1月17日(金) 16時45分から17時45分頃  
②令和7年1月24日(金) 16時45分から17時45分頃
- ・場所：県立北星高等学校

4 その他

<会議用システム内のフォルダ>

06\_休会中(10～11月) > 04\_総務常任委員会 > 10月28日休会中所管事務調査

総務常任委員会／  
予算常任委員会総務分科会  
審査順序

令和6年12月13日（金）午前10時～

**総務部**

＜総務常任委員会＞

- 1 請願第13号 行政書士制度の理解及び行政書士法遵守を求めることについて

**政策推進部**

＜予算常任委員会総務分科会＞

- 2 議案第51号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第6号）  
第1条 歳入歳出予算の補正  
歳出 第2款 総務費  
第1項 総務管理費  
第1目 一般管理費 …補正予算書P26～  
歳出 第8款 土木費  
第5項 港湾費 …補正予算書P38～  
第3条 債務負担行為の補正 …補正予算書P12～

＜総務常任委員会＞

（所管事務調査）

- 3 令和6年度 四日市大学運営協議会報告について

**総務部**

＜総務常任委員会＞

- 4 議案第82号 四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について …議案書(12月12日上程分)P4～  
5 議案第83号 四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について …議案書(12月12日上程分)P6～  
6 議案第84号 四日市市職員給与条例の一部改正について …議案書(12月12日上程分)P8～  
7 議案第85号 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について …議案書(12月12日上程分)P26～

＜予算常任委員会総務分科会＞

- 8 議案第51号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第6号）  
第1条 歳入歳出予算の補正  
歳出 第2款 総務費  
第1項 総務管理費  
第9目 計算記録管理費 …補正予算書P26～  
第3条 債務負担行為の補正 …補正予算書P12～

- |    |        |                               |               |
|----|--------|-------------------------------|---------------|
| 9  | 議案第78号 | 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第7号）        |               |
|    | 第1条    | 歳入歳出予算の補正                     |               |
|    | 歳出     | 第1款 議会費 ～ 第10款 教育費（人件費補正分）    | …補正予算書(2)P16～ |
| 10 | 議案第79号 | 令和6年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第2号）    | …補正予算書(2)P54～ |
|    |        | （人件費補正分）                      |               |
| 11 | 議案第80号 | 令和6年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） | …補正予算書(2)P70～ |
|    |        | （人件費補正分）                      |               |

## 消防本部

### <総務常任委員会>

- |    |        |                                |           |
|----|--------|--------------------------------|-----------|
| 12 | 議案第69号 | 工事請負契約の締結について—西南出張所整備工事（建築工事）— | …議案書 P38～ |
|----|--------|--------------------------------|-----------|

## 財政経営部

### <総務常任委員会>

- |    |        |           |          |
|----|--------|-----------|----------|
| 13 | 議案第64号 | 土地の処分について | …議案書 P26 |
|----|--------|-----------|----------|

### <予算常任委員会総務分科会>

- |    |        |                        |               |
|----|--------|------------------------|---------------|
| 14 | 議案第51号 | 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第6号） |               |
|    | 第1条    | 歳入歳出予算の補正              |               |
|    | 歳入全般   |                        | …補正予算書P20～    |
|    | 歳出     | 第2款 総務費                |               |
|    | 第1項    | 総務管理費                  |               |
|    | 第7目    | 財産管理費                  | …補正予算書P26～    |
|    | 第23目   | 諸費                     | …補正予算書P26～    |
|    | 第2項    | 徴税費                    |               |
|    | 第2目    | 賦課徴収費                  | …補正予算書P26～    |
|    | 第3条    | 債務負担行為の補正              | …補正予算書P12～    |
|    | 第4条    | 地方債の補正                 | …補正予算書P16     |
| 15 | 議案第78号 | 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第7号） |               |
|    | 第1条    | 歳入歳出予算の補正              |               |
|    | 歳入全般   |                        | …補正予算書(2)P14～ |

## 議会事務局

### <予算常任委員会総務分科会>

- |    |        |                        |            |
|----|--------|------------------------|------------|
| 16 | 議案第51号 | 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第6号） |            |
|    | 第3条    | 債務負担行為の補正              | …補正予算書P12～ |

## その他

- |    |                                    |  |  |
|----|------------------------------------|--|--|
| 17 | 11月定例月議会での所管事務調査について（委員から提案があった場合） |  |  |
|----|------------------------------------|--|--|

18 休会中の所管事務調査について

- ・日程（案）：①令和7年1月27日（月）午後1時30分（年間予定より）  
：②令和7年1月29日（水）午後1時30分
- ・調査項目について

19 2月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

○平日開催

- ・日時：令和7年3月27日（木） 午後6時30分～午後8時30分
- ・場所：総合会館7階第1研修室
- ・出席者：副議長、4常任委員会から各2名（計9名）

○休日開催

- ・日時：令和7年3月29日（土） 午後2時00分～午後4時00分
- ・場所：あさけプラザ2階第4・第5展示会議室
- ・出席者：議長、4常任委員会から各2名（計9名）

20 ワイ！ワイ！GIKAIについて

- ・日時：令和7年1月17日（金） 午後4時40分～午後5時40分
- ・場所：県立北星高等学校

21 その他

<会議用システム内のフォルダ>

- 07\_11月定例会議会－01\_本会議
- 02\_予算常任委員会
- 04\_総務常任委員会

総務常任委員会／  
予算常任委員会総務分科会  
審査順序

令和7年2月12日（水）本会議休憩中

**政策推進部**

＜予算常任委員会総務分科会＞

- |   |  |             |
|---|--|-------------|
| 1 | 議案第87号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第8号）<br>第1条 歳入歳出予算の補正<br>歳出 第2款 総務費<br>第1項 総務管理費<br>第1目 一般管理費 | …補正予算書 P16～ |
|---|--|-------------|

**財政経営部**

＜予算常任委員会総務分科会＞

- |   |  |             |
|---|--|-------------|
| 2 | 議案第87号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第8号）<br>第1条 歳入歳出予算の補正<br>歳入全般 | …補正予算書 P14～ |
|---|--|-------------|

**総務部**

＜総務常任委員会＞

- |   |                                 |            |
|---|---------------------------------|------------|
| 3 | 諮問第2号 使用料の徴収に関する処分についての審査請求について | …議案書 P249～ |
|---|---------------------------------|------------|

**その他**

- |   |     |
|---|-----|
| 4 | その他 |
|---|-----|

＜会議用システム内のフォルダ＞

09\_2月定例会議会－01\_本会議  
02\_予算常任委員会  
04\_総務常任委員会

# 総務常任委員会／予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和7年2月28日（金）10:00～

## 消防本部

### <予算常任委員会総務分科会>

#### 1 議案第88号 令和7年度四日市市一般会計予算

一般会計

第1条 歳入歳出予算 歳出

第9款 消防費

第1項 消防費

第1目 常備消防費

…予算書 P240～

第2目 非常備消防費

…予算書 P242～

第3目 消防施設費

…予算書 P244～

第2条 債務負担行為（関係部分）

…予算書 P16～

#### 2 議案第137号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第9号）

一般会計

第1条 歳入歳出予算の補正 歳出

第9款 消防費

第1項 消防費

第1目 常備消防費

…補正予算書(2)P60～

第2目 非常備消防費

…補正予算書(2)P62～

第3目 消防施設費

…補正予算書(2)P62～

第2条 繰越明許費の補正（関係部分）

…補正予算書(2)P13

## 政策推進部

### <予算常任委員会総務分科会>

#### 3 議案第88号 令和7年度四日市市一般会計予算

一般会計

第1条 歳入歳出予算 歳出

第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中

秘書国際課、東京事務所、広報マーケティング課関係部分

…予算書 P100～

第4目 文書広報費中広報マーケティング課関係部分

…予算書 P106～

第8目 企画費

…予算書 P110～

第11目 国際化推進費中秘書国際課関係部分

…予算書 P114～

第8款 土木費

第5項 港湾費

…予算書 P228～

第2条 債務負担行為（関係部分）

…予算書 P16～

- 4 議案第 137 号 令和 6 年度四日市市一般会計補正予算（第 9 号）  
 一般会計  
 第 1 条 歳入歳出予算の補正 歳出  
 第 2 款 総務費  
 第 1 項 総務管理費  
 第 1 目 一般管理費中広報マーケティング課関係部分…補正予算書(2)P38～  
 第 8 款 土木費  
 第 5 項 港湾費 …補正予算書(2)P58～  
 第 2 条 繰越明許費の補正（関係部分） …補正予算書(2)P12

## 財政経営部

### <予算常任委員会総務分科会>

- 5 議案第 88 号 令和 7 年度四日市市一般会計予算  
 一般会計  
 第 1 条 歳入歳出予算 歳出  
 第 2 款 総務費  
 第 1 項 総務管理費  
 第 1 目 一般管理費中管財課関係部分 …予算書 P100～  
 第 5 目 財政管理費 …予算書 P106～  
 第 7 目 財産管理費 …予算書 P108～  
 第 23 目 諸費中収納推進課、財政課関係部分 …予算書 P128～  
 第 2 項 徴税費 …予算書 P130～  
 第 4 款 衛生費  
 第 4 項 上水道費 …予算書 P194～  
 第 5 項 病院費 …予算書 P194～  
 第 6 款 農林水産業費  
 第 3 項 農地費  
 第 1 目 農地総務費中財政課関係部分 …予算書 P204～  
 第 8 款 土木費  
 第 7 項 下水道費 …予算書 P238～  
 第 11 款 公債費 …予算書 P270～  
 第 12 款 予備費 …予算書 P272～  
 第 2 条 債務負担行為（関係部分） …予算書 P16～  
 第 5 条 歳出予算の流用 …予算書 P9～
- 6 議案第 99 号 令和 7 年度四日市市桜財産区予算  
 財産区  
 桜財産区 …予算書（特別会計・財産区） P197～

7	議案第 137 号 令和 6 年度四日市市一般会計補正予算（第 9 号）	
	一般会計	
	第 1 条 歳入歳出予算の補正 歳出	
	第 2 款 総務費	
	第 1 項 総務管理費	
	第 7 目 財産管理費	…補正予算書(2)P38～
	第 23 目 諸費中収納推進課、財政課関係部分	…補正予算書(2)P40～
	第 11 款 公債費	…補正予算書(2)P68～

<総務常任委員会>  
(協議会)

8	土地開発基金による用地取得について
---	-------------------

**財政経営部、会計管理課**

<予算常任委員会総務分科会>

9	議案第 88 号 令和 7 年度四日市市一般会計予算	
	一般会計	
	第 1 条 歳入歳出予算	
	歳入全般	…予算書 P26～
	第 3 条 地方債	…予算書 P19～
	第 4 条 一時借入金	…予算書 P9～

10	議案第 137 号 令和 6 年度四日市市一般会計補正予算（第 9 号）	
	一般会計	
	第 1 条 歳入歳出予算の補正	
	歳入全般	…補正予算書(2)P20～
	第 4 条 地方債の補正	…補正予算書(2)P15

11	議案第 147 号 令和 7 年度四日市市一般会計補正予算（第 1 号）	
	一般会計	
	第 1 条 歳入歳出予算の補正	
	歳入全般	…補正予算書(3)P14～

**会計管理課**

<予算常任委員会総務分科会>

12	議案第 88 号 令和 7 年度四日市市一般会計予算	
	一般会計	
	第 1 条 歳入歳出予算 歳出	
	第 2 款 総務費	
	第 1 項 総務管理費	
	第 6 目 会計管理費	…予算書 P108～

13	議案第 137 号 令和 6 年度四日市市一般会計補正予算（第 9 号）	
	一般会計	
	第 1 条 歳入歳出予算の補正 歳出	
	第 2 款 総務費	
	第 1 項 総務管理費	
	第 6 目 会計管理費	…補正予算書(2)P38～

## 総務部

### <予算常任委員会総務分科会>

14	議案第 88 号 令和 7 年度四日市市一般会計予算	
	一般会計	
	第 1 条 歳入歳出予算 歳出	
	第 2 款 総務費	
	第 1 項 総務管理費	
	第 1 目 一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、工事検査課関係部分	…予算書 P100～
	第 2 目 人事管理費	…予算書 P104～
	第 3 目 恩給及び退職年金費	…予算書 P106～
	第 4 目 文書広報費中総務課関係部分	…予算書 P106～
	第 9 目 計算記録管理費	…予算書 P112～
	第 15 目 人権推進費	…予算書 P118～
	第 23 目 諸費中総務課関係部分	…予算書 P130～
	第 4 項 選挙費	…予算書 P136～
	第 5 項 統計調査費	…予算書 P140～
	第 2 条 債務負担行為（関係部分）	…予算書 P16～

15	議案第 137 号 令和 6 年度四日市市一般会計補正予算（第 9 号）	
	一般会計	
	第 1 条 歳入歳出予算の補正 歳出	
	第 2 款 総務費	
	第 1 項 総務管理費	…補正予算書(2)P38～
	第 1 目 一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、工事検査課関係部分	…補正予算書(2)P38～
	第 2 目 人事管理費	…補正予算書(2)P38～
	第 9 目 計算記録管理費	…補正予算書(2)P38～
	第 23 目 諸費中総務課関係部分	…補正予算書(2)P40～
	第 4 項 選挙費	…補正予算書(2)P42～

### <総務常任委員会>

#### (付託議案)

16	議案第 100 号 四日市市刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	…議案書 P7～
17	議案第 101 号 四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	…議案書 P23～

- |    |           |                                      |           |
|----|-----------|--------------------------------------|-----------|
| 18 | 議案第 102 号 | 四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について     | …議案書 P25～ |
| 19 | 議案第 103 号 | 四日市市職員給与条例の一部改正について                  | …議案書 P28～ |
| 20 | 議案第 104 号 | 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  | …議案書 P56～ |
| 21 | 議案第 105 号 | 四日市市職員の旅費に関する関係条例の整備に関する条例の制定について    | …議案書 P69～ |
| 22 | 議案第 106 号 | 四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正について | …議案書 P93～ |
| 23 | 議案第 107 号 | 四日市市職員退職手当支給条例の一部改正について              | …議案書 P99～ |

**(所管事務調査)**

- |    |  |
|----|--|
| 24 | 令和 6 年度人権施策推進懇話会及び令和 6 年度同和行政推進審議会について |
|----|--|

**(その他報告)**

- |    |  |
|----|--|
| 25 | 小牧西スポーツ広場におけるローラー事故にかかる損害賠償請求訴訟の判決について |
|----|--|

**危機管理統括部**

**<予算常任委員会総務分科会>**

- |    |          |                   |            |
|----|----------|-------------------|------------|
| 26 | 議案第 88 号 | 令和 7 年度四日市市一般会計予算 |            |
|    |          | 一般会計              |            |
|    |          | 第 1 条 歳入歳出予算 歳出   |            |
|    |          | 第 2 款 総務費         |            |
|    |          | 第 1 項 総務管理費       |            |
|    |          | 第 14 目 防災対策費      | …予算書 P118～ |
|    |          | 第 9 款 消防費         |            |
|    |          | 第 1 項 消防費         |            |
|    |          | 第 4 目 水防費         | …予算書 P244～ |

- |    |           |                             |               |
|----|-----------|-----------------------------|---------------|
| 27 | 議案第 137 号 | 令和 6 年度四日市市一般会計補正予算 (第 9 号) |               |
|    |           | 一般会計                        |               |
|    |           | 第 1 条 歳入歳出予算の補正 歳出          |               |
|    |           | 第 2 款 総務費                   |               |
|    |           | 第 1 項 総務管理費                 |               |
|    |           | 第 14 目 防災対策費                | …補正予算書(2)P40～ |
|    |           | 第 2 条 繰越明許費の補正 (関係部分)       | …補正予算書(2)P12  |

**監査事務局**

**<予算常任委員会総務分科会>**

- |    |          |                   |            |
|----|----------|-------------------|------------|
| 28 | 議案第 88 号 | 令和 7 年度四日市市一般会計予算 |            |
|    |          | 一般会計              |            |
|    |          | 第 1 条 歳入歳出予算 歳出   |            |
|    |          | 第 2 款 総務費         |            |
|    |          | 第 6 項 監査委員費       | …予算書 P142～ |

## 議会事務局

### <予算常任委員会総務分科会>

29 議案第 88 号 令和 7 年度四日市市一般会計予算  
一般会計  
第 1 条 歳入歳出予算 歳出  
第 1 款 議会費

…予算書 P100～

## その他

30 2 月定例月議会での所管事務調査について（委員から提案があった場合）

31 ワイ！ワイ！GIKAI の意見整理について

32 高校生議会で出された意見書について

33 休会中の所管事務調査について

34 2 月定例月議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

#### ○平日開催

- ・日時 : 令和 7 年 3 月 27 日 (木) 午後 6 時 30 分～午後 8 時 30 分
- ・場所 : 総合会館 7 階第 1 研修室
- ・出席者 : 副議長、4 常任委員会から各 2 名 (計 9 名)  
※総務常任委員会からは、太田委員、平野委員

#### ○休日開催

- ・日時 : 令和 7 年 3 月 29 日 (土) 午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分
- ・場所 : あさけプラザ 2 階第 4・5 展示会議室
- ・出席者 : 議長、4 常任委員会から各 2 名 (計 9 名)  
※総務常任委員会からは、日置委員、森委員

35 4 常任委員会報告会について

- ・日時 : 令和 7 年 4 月 23 日 (水) 午後 1 時 30 分～

36 年間白書の作成について

37 その他

#### <会議用システム内のフォルダ>

- 09\_2 月定例月議会-01\_本会議
- 02\_予算常任委員会
- 04\_総務常任委員会

## 総務常任委員会 事項書

令和7年4月22日(火) 連合審査会終了後

### その他

1 4 常任委員会報告会について

2 年間白書について

3 その他

<会議用システム内のフォルダ>

10\_休会中(3~5月) > 04\_総務常任委員会 > 4月22日

#### 4. 委員長報告等

## 予算常任委員会総務分科会長報告(令和6年6月定例会月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

### 議案第2号 令和6年度四日市市一般会計補正予算(第2号)

#### 【財政経営部・経過】

##### ○第1条 歳入歳出予算の補正

##### 《歳入全般》

Q. 令和5年度に非課税世帯への給付金を受給した方が、令和6年度は「均等割のみ課税」だった場合、「新たな非課税世帯・均等割のみ課税世帯給付金」の対象となるか。

A. 令和5年度に非課税世帯または均等割のみ課税世帯給付金を受給した方は、「新たな非課税世帯・均等割のみ課税世帯給付金」の対象とはならない。ただし、その方が、令和6年度に所得割の課税となっていれば、定額減税や調整給付の対象となる。

#### 【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、全体会に送るべきとする事項についても特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

## 予算常任委員会総務分科会長報告(令和6年6月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

### 議案第3号 令和6年度四日市市一般会計補正予算(第3号)

#### 【消防本部・経過】

#### ○第1条 歳入歳出予算の補正

#### ≪歳出第9款消防費 第1項消防費 第3目消防施設費≫

#### 消防出張所整備事業費

Q. 南消防署西南出張所が新庁舎へ移転した場合、現在の人員配置から増員するのか。

A. 現在の出張所の勤務体制は3人から4人だが、新庁舎の完成後は執務環境が整うことから現在より4人で勤務する日数は増えると考えている。

Q. 4人体制では救急車と消防車の同時出動はできないのではないかと。

A. 同時出動はできない。

Q. 小山田分団をはじめとする地域と交流できるコミュニティスペースを作る検討をしたのか。

A. 出張所整備では検討していないが、大規模災害の発生時など分団や地域とのかかわりは重要と考えており、今後はDXを活用した連携を検討していきたい。

Q. 敷地を広げることにはできないのか。

A. 南側に隣接する土地は空いているが、地権者との交渉が必要になる。

(意見) 後から土地を広げるときには、地域から理解を得るのが難しい場合がある。近隣の土地にどのような計画があるのかについては、情報収集をする必要があるので十分アンテナを立てておいてほしい。

Q. 5分救急8分消防の達成に向けてメリットはあるか。

A. ミルクロード沿いに新庁舎が移ると交通の利便性が良くなり、現場到着時間の短縮が見込める。また、現在の事務所は地区市民センター内に間借りしている状態であり、車庫までに距離があるが、その点も改善されるので時間短縮が見込める。

Q. 女性職員が夜間勤務できるような設備も整備するのか。また、女性職員が交代勤務できない消防署や出張所は残っているのか。

A. 今回の整備で女性職員が交代勤務できる環境が整う。これにより、交代勤務を行う全ての消防署や出張所で女性職員が交代勤務できることとなる。

Q. 太陽光発電の発電量はどの程度か。出張所の電力消費量の何%を補うことができるのか。

A. 発電量は9.9kWであり、天候に恵まれて十分に発電できた場合、出張所の電力消費量は全て補える。

Q. 自家発電設備はどれくらい稼働できるのか。

- A. 自家発電設備の燃料タンクに約 950 L の軽油を備蓄することができ、最低でも 72 時間は無給油で稼働できる。また、自家給油施設には軽油を 576 L 備蓄することができるので、それも使えばさらに稼働時間を延ばすことができる。
- Q. EV 車が利用できる充電設備はあるのか。
- A. 出張所に配備する車両に EV 車がないため充電設備は設けていない。  
(意見) 発災時に住民が避難してくることも考えられるので、今後は検討してほしい。
- Q. 北西出張所や西南出張所が整備されることや三重県立総合医療センターでの救急ワークステーションの本格運用に伴い、人員不足になるのではないか。体制を強化すべきではないか。
- A. 現在も適正な職員配置で運用していると考えているが、より適正な職員配置について今後も検討していく。
- Q. 現在も人員が不足しているという声を聞くので、人員配置を再検討すべきではないか。
- A. 昨年度は救急出動件数が過去最多を記録したが、まずは今の体制でより適正な職員配置を検討していきたい。もしそこで人員が不足するようであれば人員を増やすことも検討していきたい。  
(意見) 実際に市民から不安の声を聞くので、検討してほしい。

## 【財政経営部・経過】

### ○第 1 条 歳入歳出予算の補正

#### 《歳入全般》

#### 交付金の負担割合について

- Q. 国庫支出金のデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）は 2 分の 1 の補助と記載されているが、残りの半分はどうなっているのか。
- A. 残りの半分は市が負担する。

### ○第 3 条 地方債の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

## 【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に送るべきとする事項についても特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

## 総務常任委員長報告（令和6年6月定例会議会）

総務常任委員会に付託されました議案及び諮問につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第5号 四日市市税条例の一部改正について、委員からは、一体型滞在快適性等向上事業により整備した固定資産に係る特例措置について、地価の上昇などで地権者の資産価値は高まっているが、それに加えて減税をすることは、地権者が有利になりすぎるのではないかとの質疑があり、理事者からは、官民一体となって中心市街地の整備に取り組んでおり、民地に誰でも利用できるオープンスペースを整備することを税制面で後押しするため、税額が最も低くなる特例割合を設定するものであるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、同じ道路に面しているにもかかわらず、滞在快適性等向上区域内かどうかで税負担に差異があるのは不平等ではないかとの質疑があり、理事者からは、国にも確認しているが区域外の場合は税の軽減を受けられない。ただし、区域については市が検討して設定することができるので、今後の参考にしたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、区域を後から変更できるのかとの質疑があり、理事者からは、後から変更することは可能だが、ウォークブルな空間の形成という制度の趣旨を踏まえた上で検討し、区域を設定する必要があるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、市長の権限で税率を決定できる税がある。市民の生活のために都市計画税など他の税でも税負担を軽減することを検討すべきではないかとの質疑があり、理事者からは、都市計画税には応益負担の側面があり、道路や排水路の整備など行政サービスの受益に応じて税を負担していただくという考え方である。市民としては税金が安い方がいいという考えは理解するが、税の趣旨や目的に基づいて税金を負担していただきたいとの答弁がありました。

次に、諮問第1号 給与その他の給付に関する処分についての審査請求につきましては、退職手当支給制限処分に対する審査請求について、地方自治法第206条第2項の規定に基づき、本議会に諮問し意見を求めるものであり、審査庁である市長は裁決を行うにあたり、議会へ諮問して意見を聞き、その意見を考慮した上、最終的には審査庁である市長が判断して裁決するものであります。

当諮問の内容に個人情報が含まれることから、四日市市議会委員会条例第17条第2項の規定に基づき、非公開にて審査を行いました。

委員からは、審査請求人は、市に短期間の間に複数回の産業医面談を申し込んだが、市から断られたと主張しているが、実際には産業医面談は実施されたのかとの質疑があり、理事者からは、病気休暇等の長期間の療養から復帰する際に産業医面談を行っているとの答弁がありました。

これに対して委員からは、病気休暇からの復帰後の市の対

応は適切だったのか、また、審査請求人は所属長から仕事を与えられなかったと主張しているが、それは事実なのかとの質疑があり、理事者からは、長期休養からの復帰のため、業務の配分等で難しい面はあったものの、復帰後の勤務の状況等をみながら、人事異動での配慮も行っていったとの答弁があった。

また、委員からは、審査請求人の服装や勤務態度に対して市民からの指摘もあったと聞いているが、市は指導しなかったのかとの質疑があり、理事者からは、所属長が指導を行い、対応していたが、本人の理解が得られなかったとの答弁がありました。

また、他の委員からは、同じ所属で勤務する職員に対して審査請求人から肉体的または精神的な暴力はあったのかとの質疑があり、理事者からは、物を壊すなどの行為はあったとの答弁がありました。

これに対して委員からは、民間企業と比べて公的機関は処分が甘いが、人事担当部局は様々な意見も聞きつつ、問題をうまく整理して対応してほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、所属長など周囲の職員が審査請求人の言動で病気休暇を取得することはあったのかとの質疑があり、理事者からは、病気休暇の取得にまで至ったことはないが、相当のストレスはあったと推測するとの答弁がありました。

また、他の委員からは、資料には当該事案の発端となる事件があり、その後に、病気休暇を取得するまでの期間、また、

その病気休暇復帰後から資料にある平成29年以降の問題行動がみられるまでの期間には、通常どおり業務を行い、勤務態度に何も問題はなかったのかとの質疑があり、理事者からは、それまでにも問題行動はあったが、徐々に増えてきていたため、当該事案の経過を勘案し、問題行動や勤務態度の記録を取り始めたのが平成29年以降であるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、審査請求人は市の策略にはめられたと主張しているが、本人の問題行動自体はそれとは関係なく擁護できない。社会人として許されない行動だと考えるとの意見がありました。

また、他の委員からは、発端となった事件の疑問が多いので、内容を確認したいとの質疑があり、理事者からは、当時の所属部署の対応について説明がありました。

これに対して委員からは、審査請求人は事件の発生後に所属長に相談したが対応してもらえなかったと主張しているが、その後に空白期間があり、病気休暇復帰後から審査請求人の問題行動が始まっている。その空白期間に審査請求人から対応を求める訴えはなかったのかとの質疑があり、理事者からは、審査請求人は市の対応への不満を主張しているが、当時の所属部署の対応後においては、審査請求人からの訴えはなかったとの答弁がありました。

また、他の委員からは、懲戒免職になるまでは、通常どおり給与やボーナスが支給されていたのかとの質疑があり、理事者からは、長期の休養に入っている期間は、一定期間が経

過すると給与が減額または無給となり、また、休養期間に応じてボーナスも減額して支給されるが、出勤している期間は、通常どおりの給与等の支給であるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、長時間の離席を頻繁に繰り返すなど審査請求人には問題行動があったところであるが、そのことが給与にはほとんど反映されていなかったことは、公務員としての職責を放棄していたにもかかわらず、給与を受け取っていたことになるので、到底容認できない。そのため、審査請求を棄却することは妥当であるとの意見がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、諮問につきましては、市の方針に対して、別段異議なく、本件審査請求は棄却すべきであると答申することに決した次第であります。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

## 総務常任委員長報告（令和6年6月定例会議会）

### 【請願（審査の経過と結果）】

総務常任委員会に付託されました請願第4号「地方議会に健康保険証の存続を求める」請願につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託された請願につきましては、請願者及び紹介議員から請願趣旨説明の申し出はなく、委員から説明を求める意見もありませんでした。

次に、理事者への質疑におきまして、委員からは、市内医療機関や薬局のマイナンバーカードの読み取り機の普及率を確認する質疑があり、理事者からは、本市の詳細なデータはないが、国からは全国の薬局を含めた医療機関の9割が導入していると発表されているとの答弁がありました。

これに対して委員からは、マイナンバーカードの読み取り機に関する問題点について質疑があり、理事者からは、正しく認証ができない事例や操作が難しいという意見が出ていたが、現在は少なくなってきたと聞いているとの答弁がありました。

これに対して委員からは、本格運用が始まってから、マイナンバーカードが読み取れずに受付ができず、全額負担を求められるということになっては遅いので、あらかじめ国へ改善要望を出すべきではないかとの質疑があり、理事者からは、

被保険者の資格の申立書を記入してもらえれば、窓口で全額負担をしなくてよい仕組みがある。国民健康保険の場合で言うと、マイナンバー保険証を持っていない被保険者全員に資格確認書という現行の健康保険証と同じ大きさの紙を発行する予定であるとの答弁がありました。

また、委員からは、マイナンバーカードの読み取り機が導入されていない1割の医療機関が読み取り機を導入しない理由は何かとの質疑があり、理事者からは、導入すれば利便性を感じてもらえると思うが、機械の導入自体に抵抗を感じていると推測されるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、機械を持っていても利用していない医療機関も多く、その窓口では従来の健康保険証の提示を求められるので、国に対して普及啓発に力を入れるように要望すべきだとの意見がありました。

また、他の委員からは、現在の本市のマイナンバーカードの交付率について確認があり、理事者からは、令和6年5月末時点で75.82%であるとの答弁がありました。

また、委員からは、高齢などの理由で、自力でマイナンバーカードを申請できない方の申請方法と申請に向けた周知を進める必要があるのではないかと質疑があり、理事者からは、地区市民センターでも開催している申請受付を利用してもらったり、要望に応じて個別訪問をするなど、現行の健康保険証の期限が切れる時期までに市民に浸透させ、マイナンバーカードを申請してもらえるよう努めたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、資格確認書を送付するのはいつかの質疑があり、理事者からは、本市の国民健康保険の継続加入者の場合で言うと、現行の健康保険証の期限が切れる前の令和7年9月頃にマイナンバーカードと健康保険証の紐づけがされていない人に送付するとの答弁がありました。

次に、討論におきまして、委員からは、資格確認書が発行されるのであれば、請願内容にある懸念も解消されるので、現行の健康保険証を存続させる意義がないことから、本請願の採択に反対するとの意見がありました。

また、他の委員からは、マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、医療機関や薬局での整備が必要であるが、現状で整備が完了しているとは言い難いので、問題なく運用できている現行の健康保険証を使い続けることができる方が、資格確認書の発行など余分な経費を要せず、環境が整うまで現行の健康保険証を存続すべきと考えるため、本請願の採択に賛成するとの意見がありました。

以上の経過の後、当委員会において採決を行ったところ、請願第4号につきましては、賛成多数で採択すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

## 決算常任委員会総務分科会長報告(令和6年8月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

### 議案第21号 令和5年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定

#### 【消防本部・経過】

##### 《歳出第9款消防費 第1項消防費 第1日常備消防費》

##### 119番映像通報システムについて

Q. 119番通報映像システムは、管内視察した際に良いシステムと認識したが、通報者に消防からショートメールを送ったときに、通報者がパニックになっていたりしてシステムをうまく活用できないという事例はあるか。

A. 119番通報される方は、普段なれていないこともあって、こちらから聴いていることに対し、上手く答えられないこともある。そのような点も考慮して映像通報システムを使用する際には、説明を丁寧に行うようにしている。その効果もあって、映像通報を送信していただける成功率も年々上がってきている。

Q. 成功率はどのくらいか。

A. 令和5年は216件に使用して、成功率は86%である。メーカーによると、全国平均の成功率は約7割と聞いており、本市の成功率は高いと考えている。

Q. 失敗した2割はどのような内容か。

A. 119番映像通報システムを使用する場合は、まずはショートメールを通報者に送信するが、そのショートメールをタップすることにたどりつけないといったことである。

Q. 通報者が使う端末が、契約内容などによってその月の通信使用量を使い切ってしまう場合には、119番映像通報システムは使用できないのか。

A. 使用はできるが、画質が悪くなったり、送られてくる映像がコマ送りになった事例がある。

##### 救急ワークステーション事業について

Q. 本市の北部の救急体制を充実させるためにも、四日市羽津医療センターにも救急ワークステーションの設置が必要と考えるがどうか。

A. 四日市羽津医療センターと意見交換をしているが、救急救命士の継続した研修の実施といった受入側の課題がある。医師と顔の見える関係を構築することは重要と考えており、引き続き協議を行いたい。

Q. 救急救命士の目標人数を確認したい。

A. 現在、現場に従事する救急救命士は85人であり、救急車に乗車する職員としての目標は99人である。

Q. 85人の中には管理職など救急車に乗車していない職員は含まれているか。

A. 各署所の救急係や消防本部の救急救命室、消防指令センターで119番業務に従事する救急救命士を合計したのが85人であり、管理職は含んでいない。

Q. 救急ワークステーションをより充実するには、消防隊や消防職員の実数を踏まえての実のある体制づくりが必要だが、考えを確認したい。

A. 現在の火災や救急の状況を踏まえて、業務ごとの負荷を精査し、現在の人員の中で重点的に人員を投入しなければならないところには人員を割きたいと考えている。適正な人員配置により、市民が満足できる消防力を提供してまいりたい。

#### 《歳出第9款消防費 第1項消防費 第2目非常備消防費》

#### 《歳出第9款消防費 第1項消防費 第3目消防施設費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

#### 《その他》

##### **建物火災における消防団が先着し放水した件数について**

Q. 過去5年の建物火災で消防団が先着し放水した件数が0件であるが、消防団が先着しても放水しないように指示しているのか。

A. そのような指示はしていない。

Q. 消防団が先着し放水している事案もあると考えるが、それも1件もないのか。

A. 建物火災以外では、令和2年と令和5年に1件ずつ、消防団が先着し放水した事例がある。

Q. 建物火災で消防団が先着し放水した件数が1件もないというのは、何が要因だと考えるか。

A. 8分消防5分救急に基づき、消防拠点を整備してきたことにより以前と比べ、公設消防の方が早く現場に到着できる体制が整ってきたことが要因と考えている。

Q. 消防団の役割としては、地域にあることを活かして、公設の消防隊より先に現場に到着して初期消火をすることであり、それにより、地域住民から感謝される。消防団員に出動指令を出し、現場へ向かうシステムに変更があったのか。

A. 消防団員に出動指令を出し、現場へ向かうシステムは従前から変わらない。公設消防が消防団より早く現場に到着することは、8分消防の実現に向けて消防拠点を整備したことが大きい。また、消防団の方々は仕事を持っているため公設消防よりも現場到着に時間がかかってしまうことになる。

Q. 消防団員の職種が自営業からサラリーマンに変わってきていることは理解するが、夜間の出動はそのような事情は関係ないとする。公設の消防隊と消防団では指令を受け取る時間差があり、それが要因となっているのではないか。

A. 公設消防への出動指令と消防団への出動指令にタイムラグはない。今後も消防団の方々とは、出動に関して意見交換したい。

Q. 公設の消防隊は、119番通報を受けている最中に出動準備をする予告指令を出す、消防団にはそれが無い。消防団の現場到着は、その差が大きいのではないか。

A. 公設消防は、119番通報時に出動する地区が限定した時点で消防署所に予告指令を出し、職員は出動準備を行う。全ての消防団員にはそのような仕組みを構築するのは難しいと考える。

(意見) 消防団員は、全員が市民の命を守るという役割を自覚して活動しているので、その意欲を削ぐことはないように努めてほしい。

Q. 建物火災における通報から消防車が放水開始するまでの時間について、令和4年よりも令和5年の時間が伸びた理由として、火災の場所の特定に時間を要した事案があったとの説明であるが、その内容を詳しく確認したい。

A. 通報者の土地勘が無かったため、火災の場所をうまく伝えられず、場所の特定に時間を要した事案があった。

Q. 火災の場所の特定に時間を要した以外に他の要因もあるのではないか。

A. 道路に隣接している建物であれば到着してすぐに放水できるが、消防車が入れない位置にある建物で火災が発生したため、ホースを延長する時間が必要になり、放水開始までの時間を要した事案があった。

### **救急車の現場到着から現場出発までの時間について**

Q. 資料によると救急車が現場に到着してから出発するまでに約15分かかっている。市民からは一刻も早く病院へ出発してほしいとの声を聞く。その間に様々な対応を行っていることは理解するが、さらに短縮することはできないのか。

A. 令和5年度に救急映像等伝送システムを導入し、令和6年は令和5年に比べて時間の短縮が見込める。

Q. 傷病者を搬送する際に、病院の受入体制の情報が少ないという課題がある。指令システムが更新されれば病院側の状況がわかるようになるのか。

A. 新たな指令システムは、病院側の状況がわかるようなシステムになっていない。

Q. 救急出動の際にどの病院にどのような専門医がいて、医師が手術中なのか待機中なのかなどの情報が分かれば時間短縮ができると考える。どのようにして時間短縮をしているのか。

A. 病院の状況については、救急救命士が救急ワークステーションで研修中であれば、その院内の状況を把握することができ、多忙であれば他の医療機関への搬送することもある。また、本市は輪番病院に傷病者を収容する割合が高く、輪番病院には救急映像等伝送システムを導入しており、病院への情報伝達時間の短縮に努めている。

Q. 救急ワークステーションが稼働していない夜間や休日はどうするのか。また、県立総合医療センターにおいては、そもそも救急ワークステーションの稼働日数が少ないので、院内の状況が把握できない。その空白の時間帯の搬送までの時間短縮をどのように図るのかを確認したい。

A. 夜間や休日等については、まず輪番病院へ連絡して搬送することが多い。今後、時間短縮に向けて新たな技術が出てくれば導入に向けて検討していきたいが、現在は今の取り組みを進め、現場での滞在時間の短縮に努めたい。

Q. 輪番病院へ連絡しても、医師が対応中などで不在であればいけないのと同じであるた

め、病院の状況を把握する必要があるのではないか。

- A. 医療機関が情報を入力する救急医療情報システムという仕組みはあるが、現在のシステムはどの分野の医師が対応できるという情報に留まっており、医師が手術中等リアルタイムな情報を把握することは難しいと考えている。消防本部では、救急医療情報システムを活用して病院は選定していない。
- Q. 傷病者を搬送するにあたって、病院内の情報があれば搬送先の選定する時間を短縮できると思うが、それをしないということか。
- A. 現在は輪番病院や傷病者のかかりつけの病院に搬送するという取り組みを行っているが、救急医療情報システムの活用や他の消防機関の取り組みを調査し、時間短縮を図ってまいりたい。
- Q. 市民から見て救急車の対応が不透明であり、少しでも時間短縮を図り安心してもらいたい。また、救急隊員の負担も大きく、増員の検討が必要ではないか。
- A. 救急隊員の負担軽減については、手段を講じている。近年の救急需要を踏まえ、救急隊の増隊を検討し、迅速安全な活動ができるような体制にしてまいりたい。
- Q. 受付から現場到着までの時間が令和元年から長くなっているのはなぜか。
- A. 令和2年から令和5年にかけてはコロナ対策の装備を着用する必要があったため、現場到着までの時間が延びている。また、救急件数が増えることにより、最寄りの署所ではないところから出動することもあり時間がかかることもある。

## 【政策推進部・経過】

### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

#### シティプロモーション推進事業について

- Q. 卒業生応援プロジェクトの本市の案内チラシは、どうやって卒業予定の学生に配布されるのか。
- A. 学校によって異なるが、登校日に他の書類と一緒に渡されたり、卒業式の日には学校の教員から生徒に配布されていると聞いている。
- Q. 「SNSの情報発信の増加」とあるが、どんな取り組みをするのか。
- A. 本市の公式インフルエンサーと連携したり、新生活に役立つ有益な情報を発信するなど卒業生に見てもらえる工夫をしたい。
- Q. SNSでグループを作ったり、オフラインで集まる機会を設けるなど、本市出身者のつながりを作り、維持していく取り組みをすべきではないか。
- A. みえフェスという三重県出身の学生や若手社会人のコミュニティがあり、三重テラスを中心に懇親会やイベントが開催されているので、そのイベントと連携するなど、さまざまな手段を検討したい。
- Q. 内容やデザインが良いチラシなので、これを手元に残してもらい、市の紹介に使ってもらうような工夫をしてはどうか。
- A. まずこのチラシに注目してもらうことが目的であり、その先にSNSへのアクセス

に繋がられるよう、さまざまな意見を参考にして改善を続けたい。

- Q. 卒業式に観光大使に来てもらうなど事業を説明する機会を作るべきではないか。
- A. 当初の目的は東京事務所の周知だったが、市全体のPRに変わってきている。今後は広報マーケティング課や観光交流課と相談してできることを考えたい。
- Q. デザインの見直しは考えているか。
- A. ふるさと納税に関する事など掲載したい内容はあるが、見やすさやデザインとの兼ね合いがあるので、さまざまなことを考えつつ改善していきたい。
- Q. 夜景の写真は良いが、文字の大きさが小さいなど改善すべき点があるので、デザインを工夫すべきではないか。
- A. デザインのベースは好評だった本市のPR用ポスターであり、そこに文字を入れている。さまざまな意見を参考にして、さらにいい物を作っていきたい。

### **ご当地ナンバー関連経費について**

- Q. 資料には令和6年6月末時点の図柄入りナンバーの普及率が1.37%とあるが、モノクロとカラーのどちらの普及率か。
- A. モノクロとフルカラーを合わせた普及率である。
- Q. 資料には「寄付金は公益財団法人日本デザインナンバー財団が管理し、毎年6月末までにナンバープレート導入地域に対し助成予算額として通知される」とあるが、助成金は本市の一般会計に入ってくるのか。
- A. この助成金は、導入地域毎に設置する協議会で用途と対象事業者を決める。市の事業に使うのであれば市の会計に入るが、市以外の団体の事業に使うこともできるので、その場合は財団から直接対象事業者に交付される。
- Q. 本市に寄付金が助成されたことはあるか。
- A. 四日市地域では、導入後に助成金を使った実績はないため、資料に記載のある助成予算額は全額積み立てられている。
- Q. 自動車販売業者からは寄付してもらおうとナンバープレートが変わります程度の説明しかされておらず、寄付について理解されていないように感じる。周知が不足しているのではないか。
- A. 今年度で新規で図柄入りナンバープレートを選んだユーザーに対して、寄付金の用途についてのアンケートを企画している。自動車販売業者を通じて行う予定なので、その際に制度の趣旨の説明や、制度の周知についても協力を求めている。
- Q. 市は本当に普及促進する気はあるのか。
- A. 自動車販売業者や自動車学校にもPRに協力してもらっているほか、協議会で普及促進策について協議している。  
(意見) 市民からの理解を得られるようにPRの方法を考えてほしい。
- Q. 図柄入りナンバープレートは申請してから11日間も時間がかかるため、二の足を踏む方も多しと考える。その期間を短縮するために市は関係各所に働きかけをすべきではないか。
- A. 協議会と相談しつつ、改善すべき点についてできることを考えたい。

### **ふるさと応援寄附金関連経費について**

- Q. 返礼品に至らなかった理由に安定した供給が見込めないことや繁忙でふるさと納税へ出品する体制が組めないことが挙げられているが、希少価値が高い商品ほど返礼品にすべきなので、市として事業者と交渉し続けるべきではないか。
- A. 返礼品を提供したいという思いは持ちつつも、様々な要因でそれができない事業者もいるので、市としても事業者と協力してもらえよう努力したい。
- Q. 市内の農産物に梨があるが、生産に手一杯で供給まで手が回らないと聞いている。そのような事業者に向けて安定した供給体制を構築するための補助金を作り、支援するなど農水振興課と連携することはできないのか。
- A. 梨の提供については、組合の中で調整して提供してもらっている。事業者への対応については、農水振興課と連携して進めていきたい。
- Q. 酒蔵でも事業者単体では十分に供給できなくても、いくつかの酒蔵で商品を持ち寄って抱き合わせの商品を作れば、返礼品として登録できる可能性もあると考えるが、そのようなことは可能か。
- A. 飲み比べセットなど工夫して提供することを考えていきたい。
- Q. 昨年度より赤字は1億円程度減ったが、未だに8億円が市外へ流出している。今後についてどう考えるのか。
- A. 昨年度からさまざまな取り組みをしながら本市の魅力を発信した結果、寄附額が増えたので、今後も本市のファンを増やす努力をしていきたい。  
(意見) どこに寄附をするかは市民が決めることなので、これは市では防げない。そのため、赤字を解消するには寄附の受け入れを増やすしか方法がないので、今後も努力を続けてほしい。

### **《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第4目文書広報費》**

別段の質疑、及び意見はなかった。

### **《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第8目企画費》**

#### **中核市移行推進事業について**

- Q. 本市が中核市に移行した場合、移譲される業務はいくつあるのか。
- A. 保健所政令市になったときに約1400の項目が移譲され、中核市になると750項目が県から移譲される。
- Q. 現在、中心市街地再開発事業などで中核市への移行は休止しているが、再開する場合は何がきっかけになるのか確認したい。
- A. 再開するための明確な基準やきっかけがあるわけではないが、中心市街地再開発プロジェクトの目途が見えてくる中で、移行時期について判断することになる。
- Q. 中核市へ移行した場合に本市が受けるメリットは、本当に必要なものなのか。
- A. 資料に記載されているとおりであるが、広域の取組などは中核市が中心となるので、中核市へ移行するメリットはある。
- Q. 中心市街地再開発プロジェクトや大学の設置は、中核市へ移行した方が進めやすく

なるのではないか。

A. 当該事業は、中核市の権限がなければ進められない事業ではない。

Q. 政令指定都市になることができれば何か変わるのか。

A. 仮に政令指定都市になった場合は、事業規模が増えて職員の規模も変わり、三重県の北勢地域の中心という存在意義が出てくるのが考えられるが、現在進めている事業は政令指定都市でなければできないわけではない。

Q. メリットがなければ中核市に移行する意味がない。保健所政令市になったが、依然として情報は県を通じて提供されており、メリットがなかった。中核市へ移行するメリットをもう一度検証し、休止しているうちに再検討すべきだ。

A. 中核市への移行を再び進めるときには中核市へ移行するメリットを整理し、市民に対して分かりやすく示していきたい。

Q. 広域に働きかければ政令市の要件を満たすことは難しくないと考えるが、権限の多い政令指定都市への移行を検討すべきではないか。

A. 日本全体の人口減少により、都市制度の在り方が変わる可能性もあるため、本市にとって何がメリットなのかを考えたい。

#### **新保々工業用地関連事業費について**

Q. 資料に記載されている課題や改善事項以外にも、残土の処理などまだ課題が多く、企業が手を出しづらい。この土地を活用するメリットは何なのか。

A. 市は素地売却するので活用方法は購入した企業による。解決すべき課題に対しては、最大限の見直しをしたと考える。

Q. 残土の処分は事業者にとって大きな不安材料なので、行政が処理できる場所を斡旋すべきではないか。

A. 事業者とのヒアリングの中では残土の話は出なかったのですが、事業者で対応してもらえると考える。

Q. 残土の処分価格も上がっているが、調査はしているか。

A. 提案する事業者によって、造成方法や残土の量も変わるので、本市では積算して提示していない。

Q. 仮に市内で残土を活用したとしても土地代よりも運搬料がかかる可能性がある。

A. ヒアリングでは残土の話はなかったが、残土の処分について提案者から意見があれば確認したい。

Q. 現時点で想定できる課題は解決しておかなければ、再び入札不調になる可能性がある。ので、対応すべきだと考えるが、どうか。

A. ヒアリングでは課題に挙がらなかったことから、現時点ではこのまま進めていきたい。

(意見) この土地を購入する事業者やその株主を納得させるような事業になるように、専門家を入れて意見を聞いてほしい。

### **広域的なネットワークの強化について**

Q. 広域的な取り組みとは何か。

A. 1市3町や5市5町、名古屋市を中心とした東海地区の連携のことであり、政策担当課長間での意見交換を行っている。5市5町の広域連携では、令和5年度に首長間で直接意見交換を行い、北勢地区の重要性を県に伝えるため、連携を強化している。

### **職員による政策提案制度について**

Q. 1件を事業化したとあるが内容を確認したい。

A. 窓口の業務改善についてであり、令和6年度からマイナンバーカードを読み込むと申請書にその内容が転記され、書かなくても申請できる取り組みを始めた。

Q. 若い職員にもっと自由な発想で提案をしてもらうために、士気が上がる取り組みをしてはどうか。

A. 政策提案をするに当たり、自分が所属する職場の業務では視察できない分野の視察先に業務として行くことができ、見識を広げることができるので、それはインセンティブになると考える。

(意見) 各職場で自由に提案できるような環境づくりを進めて、より良い四日市になるようにしてほしい。

### **《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第11目国際化推進費》**

別段の質疑、及び意見はなかった。

### **《歳出第8款土木費 第5項港湾費》**

#### **四日市港管理組合について**

Q. 令和4年度よりもコンテナ貨物取扱量が減少しているが、これは中国の景気動向による影響か。

A. 主な取引先がアジア圏であるため、中国の景気動向の影響を受けているものと考えられる。

Q. 目標値が定められているが、これを増やすためにどう取り組むのか。

A. 四日市港管理組合は四日市港利用促進協議会に参加しており、海外セミナーを開催するなど、従来からの活動を継続していく。

Q. 四日市港ポートビル14階の入場者数が令和4年度より増加しているが、これは平日の夜間も開館時間を延長するなど、何か運用を変えたのか。

A. 平日は午前10時から午後5時までで変更はないはずだが、要因について確認する。

#### **四日市港管理組合負担金について**

Q. 四日市港管理組合の海外港湾調査について、物価高騰により予算が不足し、前年度に比べて視察日数が減ったが、市は把握しているか。

A. 四日市港管理組合議会事務局からは、物価高騰により議員一人あたりの旅費規程に定める額を費用が上回っており、参加希望者が全員参加できるように補正予算を検討

しているとのことであったが、参加希望者が少なかったため予算内に収まったと聞いている。

Q. 参加希望者が少なかったのではなく、県議と市議でそれぞれ2人ずつと決められていた。次年度は物価高騰を含んだ予算とするように、四日市港管理組合に要望すべきではないか。

A. 視察の枠組は四日市港管理組合議会で議論すべき部分にはなるが、参加者一人当たりの旅費が物価高騰の状況を踏まえたものとなるよう、四日市港管理組合議会事務局へ市として意見は伝える。

(意見) 海外港湾調査は、国内の視察では得られない知見を得られる点で重要なので、物価高騰を反映した旅費の予算を組むべきであり、市から四日市港管理組合に要望すべきだ。

## 【財政経営部・経過】

### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第5目財政管理費》

#### 電力及び固定電話の一括入札について

Q. 固定電話回線の一括入札の効果を確認したい。

A. 災害時優先電話の確保などに配慮しつつ入札要件を検討し、現在、公告中である。先進自治体の事例から考えると30%から40%の費用が削減できる見込みである。

Q. 電力の一括入札についても効果を確認したい。

A. 258施設を対象として入札予定価格が5億7386万円だったが、約6500万円の削減となり、11.3%を削減できた。

Q. 契約の相手先を確認したい。

A. 低圧施設はミツウロコグリーンエネルギー株式会社であり、高圧施設は3つのグループに分けて発注し、そのうち2つは中部電力ミライズ株式会社のままだが費用が安くなった。残り1つは株式会社エネファントである。

#### 廃止した公共施設の地域での活用について

Q. 条件を満たせば廃止した公共施設を借りることができることを地域の学童は知らない場合が多いので、周知すべきではないか。

A. 所管部局が地域の学童などから要望を聞いており、ルールに従って貸付をしている。  
(意見) 子どもの遊び場を確保することに悩んでいる学童もあるので、使えるものは提供してほしい。

Q. 基本的なルールに則って運用されている数はいくつあるのか。

A. 手元に資料がないが、富田学童保育所などいくつかの学童が既に貸付を受けていた

り、貸付を検討していることを把握している。

Q. 貸付額はいくらか。

A. 詳細な額は所管課に確認する必要があるが、土地の場合は普通財産の評価額の4%、建物の場合は6%を貸付料としている。また、その額に対して補助金があり、3分の2の額が補填されている。

Q. 市が廃止している施設でも貸付料は徴収しなければならないのか。

A. 学童については所管課が統一して有償貸付としている。

#### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第7目財産管理費》

#### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第23目諸費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

#### 《歳出第2款総務費 第2項徴税费》

##### 市税収納率の向上について

Q. 市税収納率の現年課税の目標は100%にすべきではないか。

A. 目標値には過去の実績で最高の市税収納率を設定しており、まずはその市税収納率を上回るように努力している。

(意見) 現年課税だけでも初めから妥協した目標を設定せず、市税収納率100%を目標にすべきだ。

##### 標準宅地の価格変動について

Q. 資料記載の平米あたりの単価は、実勢価格と路線価のどちらか。

A. 固定資産税の路線価であり、その評価は、公示価格の7割の価格を目処としている。

Q. 実際の土地の取引価格と差があるのか。

A. 取引価格は、必ずしも公示価格と一致するわけではない。

Q. 実勢価格が公示価格より低い場合、固定資産評価の見直しをするのか。

A. 資料の価格は標準宅地の価格で、個別の筆を評価する基になる価格である。上部に高圧電線があったり、形状が不整形だったりする場合は個別に補正を行う。

Q. 津波の冠水地域に指定されている場所など実勢価格と乖離が激しい場所の緩和措置はあるか。

A. 不動産鑑定士は近隣の売買実例との比較も1つの手法として鑑定評価をしている。市が鑑定評価を委託するにあたっては、適正な評価を依頼する。

Q. 既に令和6年の単価で見ても実勢単価とずれがあるが、どのように考えるのか。

A. 個別の事案については、それぞれの筆毎に考える必要がある。鑑定価格は、売り急ぎや買い急ぎ等の要素を排除して出されており、価格は適正と考える。

Q. 不動産鑑定士の評価も重要であるが、正しく評価されていない土地もあると思うので、案件ごとに検証する仕組みを作るべきではないか。

A. 納税義務者から相談があれば、現地確認を行い、補正の可否について確認したい。

Q. 個別対応するという事か。

- A. 評価基準や補正要領を基に検証し、該当するものがあれば評価を修正する。
- Q. 市域全体の土地の価格の変動傾向は、「標準宅地の価格変動について」の資料と比較してどうか。
- A. 大まかな傾向は同じである。

#### 《歳出第4款衛生費 第4項病院費》

##### 市立四日市病院整備基金について

- Q. 平成23年度からの市立四日市病院の増改築工事を例にとると、事業費に対して1割ぐらいの金額を基金に積み立てている。市立四日市病院の建て替えには何年前からいくらを積み立てる試算をしているのか。
- A. 一般会計からの繰り出しは必要であり、その額も相当な額が想定される。まずは、病院が算出する事業費を精査したい。しかし、事業費が確定してから積み立てるのでは遅いので、市立四日市病院の検討状況を注視しつつ、最終的な基金の積み立て目標額を決めたい。
- Q. 大型事業に着手すると負債が増えるが、本市が地方交付税の交付団体になるのは何年度を見込んでいるのか。
- A. 令和5年度末では、基準財政需要額と基準財政収入額の差が約100億円あるが、税収によって大きく左右されるため時期を見込むことは難しい。個々の大型事業に対しては、既存の基金を活用するとともに、起債も有効に活用し、適切な財源措置を考えていくことで、今後も健全な財政運営に努めたい。病院整備基金については、時期は明確ではないが、事業の方向性が決まった段階から積み立てを行いたい。  
(意見) アセットマネジメントを進めて、維持費を削減するなど、長期的な視点での財政計画で物事を考えてほしい。

#### 《歳出第4款衛生費 第5項上水道費》

#### 《歳出第8款土木費 第7項下水道費》

#### 《歳出第11款公債費》

#### 《歳出第12款予備費》

#### 《財産区 桜財産区》

別段の質疑、及び意見はなかった。

#### 《その他》

##### 地方交付税の不交付団体であることについて

- Q. 政策推進部とも連携し、地方交付税の不交付団体だからこそできる特色のある政策を打ち出すべきではないか。
- A. 近隣自治体では事例の少ない、先進的な新規施策についても可能な範囲で予算措置していきたいと考えており、各部局と調整しながらさまざまな施策を検討したい。  
(意見) 他市の事例を参考にするばかりではなく、本市が先進事例になれるような検討と予算配分をしてほしい。

## **新図書館に係る経費について**

- Q. スターアイランド跡地に新図書館を移転するために支出した経費について、支出の妥当性を検証すべきではないか。
- A. 議会に認められた予算に基づいて事業が行われており、財政担当部局としては、適正な予算執行だったと認識している。
- Q. 近鉄と費用について交渉する際、市が負担できる費用の許容額には、ある程度の幅があったはずだが、スターアイランド跡地で断念せざるを得ないほど高額ならば事前にわかるはずであり、不要な支出をしたのではないか。
- A. 具体的な費用は基本設計などを通じて積み上げなければわからないものであり、事業の進め方としては妥当だと考える。
- Q. 新図書館の候補地についても、政策推進部の答弁では、土地を購入できない場合は定期借地も選択肢として考えるとの発言があったが、財政担当部局として容認するのか。
- A. 財政運営という面では、費用の平準化は重要な視点だと考えており、定期借地の場合は、一定の期間に一定の金額を支出することになる。当然、総額は検証すべきだが、財政担当部局として、定期借地という方法を否定するものではない。
- Q. 定期借地の費用には70年後の耐用年数を満了したときの取り壊し費用が入っていないので、定期借地で費用の平準化はできないのではないか。
- A. トータルの費用がどれくらいになるのかということと合わせ、定期借地のメリットとデメリットを整理しながら事業を検討したい。
- (意見) 行政が70年の定期借地を組んだ事例はないので、財政的な視点から定期借地はやめるべきだ。

## **【財政経営部・会計管理課・経過】**

### **《歳入全般》**

#### **石油貯蔵施設立地対策等交付金について**

- Q. 当該交付金の充当先について、石油貯蔵施設に隣接する沿岸地域の事業に使うべきだと指摘しているが、改めて考え方を確認したい。
- A. 例えば、有事に周辺から応援に行く消防職員の装備の費用に充てることも可能であるため、防災上必要な消防本部の装備等の費用への充当は妥当だと考える。
- Q. 石油貯蔵施設の周辺に耐震型緊急用貯水槽を整備することは交付金を充当する事業としては優先度が低いということか。
- A. 上下水道局に確認したところ、有事の際は、既存の配水池応急給水拠点と耐震型緊急用貯水槽で対応するとのことであった。
- Q. 能登半島地震で飲料水の重要性が高いことは分かっているので、当該交付金の充当先を再検討し、財政担当部局から担当部局へ働きかけるべきではないか。

- A. 財源の有効活用については、既に担当部局に伝えている。飲料水の確保については、新たに取り組みを始めるのであれば、担当部局が計画性を持って事業化の判断をすべきだと考える。
- (意見) 全国に参考にすべき事例はたくさんあるので、どのように財政的に事業を支援しているのかを研究してほしい。

## 【会計管理課・経過】

### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第6目会計管理費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

## 【総務部・経過】

### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

#### 入札について

- Q. 入札業者の住所要件を市内北部に限定し、応札者がなくて入札不調になった土木工事の入札では、1回目の入札にも応札できる事業者の中で、条件が緩和された2回目の再公告に応札した業者はいるか。
- A. 手元に資料がないので正確にはわからないが、1回目の入札に応札していなくても、2回目に応札している場合もあると考える。
- Q. 入札の対象だったが不参加の業者に聞き取りをして、入札時期をずらしたりすれば、1回目の入札条件でも複数者からの応札があったのではないか。
- A. 1回目が入札不調になったすぐ後に要件を緩和して再公告しているので、業者への聞き取りなどの十分な研究はできていないものと思われる。
- Q. 現場に置かなければならない主任技術者や監理技術者は業界全体で不足しており、工事が重なると入札をあきらめなければならない場合も多いので、入札不調を減らすために、事業者の状況を把握して発注すべきではないか。
- A. 毎年秋頃に発注件数が増える傾向にあるため、技術者を用意できないために応札できない場合はあると考えられる。全てを把握することはできないが、民間や公共工事の発注の状況を把握するように努める。

#### 優良建設工事表彰について

- Q. 公共工事は市民から期待の目で見られることが多く、交通混雑緩和のための交差点改良工事など、市民から改善要望の多い箇所では関心も高いので、優良建設工事表彰は、市民が納得できる工事業者を表彰すべきではないか。
- A. 市が発注する工事は工事業者が請け負うが、市民からは市の行為として見られることもあるので、安全管理が不十分な場合など、工事業者に適切に指導するとともに、

表彰する工事業者についても市民が納得できるような適正な評価をしていきたい。

### **フリーアドレスの試行的導入事業費について**

Q. 試行導入した効果について資料に記載されている以外のものはあるか。

A. 試行導入した商業労政課と工業振興課は元々活発な職場だったが、職場の雰囲気により明るくなった。また、職場のコミュニケーションが活性化したことにより、各職員が自分の考えを言いやすくなり、より主体的に業務に取り組むことができるようになった。

Q. 職員からは好評だったということか。

A. 導入後にアンケートを取ったところ、「執務スペースがきれいに整頓されることで働きやすくなった」という感想があり、概ね良い評価だった。

Q. 市民からの反応はどのようなものがあったか。

A. 導入当初は各職員がどこに座っているかわかりにくいという声があったが、その声を受けて2課で検討し、受付窓口に設置したモニターにその日の座席表を表示することで改善された。また、来客用の窓口が明確になったことで、今までよりも職員に声をかけやすくなったという意見があったと聞いている。

Q. 全ての所属をフリーアドレスにすることはできないと理解した上で、今後、フリーアドレスを増やしていく方針なのか。

A. 複数の所属をまとめてフリーアドレスにする方が効果的だと考えているが、まずは、今年度、所属を跨いだ職員間の意見交換・情報共有を促すために設置した本庁舎11階のコラボレーションスペースの効果を検証していく。

### **働き方満足度について**

Q. 主要施策実績報告書で指標としている「職員アンケートにおいて自身の働き方に満足すると回答した職員の割合」が令和4年度と比べて下がっているが、その原因を分析しているか。

A. 効率的な働き方ができていないと感じている職員が増えたのではないかと分析している。そのため、今年度はデジタル技術の活用による業務の効率化を進めることで、職員の働き方に係る満足度の向上に取り組んでいる。

(意見) 満足度が下がった原因を丁寧に分析して、良い職場環境づくりに努めてほしい。

### **男性の育児休業について**

Q. 男性職員の育児休業の取得人数を確認したい。

A. 令和4年度は68人で、令和5年度は78人が取得し、対前年比で10%程度上がった。取得率は78.4%となっている。

Q. 他の自治体では、育児休業を取得できる職員に対して「育児休業を取得しない理由」を書かせて提出を求めたところ、育児休業の取得率が爆発的に上がったという事例があったので、本市でも導入すべきではないか。

A. 本市では、子どもが産まれた男性職員に対して、各所属長から出産補助休暇や育児

休業の制度の説明と共に、取得する意思があるかなどのヒアリングをしている。現状では、約80%の職員が育児休業を取得しており、育児休業の取得が一般化してきていると考えられる。

Q. 男性職員の育児休業の取得率の目標が80%なのか。

A. 目標を80%としているわけではないが令和元年度に約20%であった取得率から年々増えてきているので、今後も継続して男性職員が育児休業を取得できるよう取り組んでいきたい。

(意見) 組織自体が先を見据えてマネジメントしていく能力を培うことにも繋がるので、今後も取り組みを進めてほしい。

Q. 男性職員の育児休業の取得日数はどの程度なのか。

A. 取得日数も年々増加しており、現状、一番多い取得日数は1か月程度で、その次が6か月以上の取得、3か月程度と続いている状況である。

(意見) 長期の取得が取りづらい部署もあるので、育児休業を取得しやすい環境の整備をしてほしい。

Q. 取得期間が数週間の職員もいると聞いたが、どれくらいの人数なのか。

A. 1週間以上3週間未満の職員が10人程度である。

(意見) 育児休業が取りづらい所属が偏らないように、取得率が少ない所属をフォローすることで職員の働き方改革にも繋げてほしい。

#### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第2目人事管理費》

##### 職員のメンタルヘルスについて

Q. 休職者数は前年度より増えているのか。

A. 1か月以上の長期の休職を取得した職員数は令和4年度が70人で、令和5年度は72人であり、ほぼ横ばいだった。

#### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第3目恩給及び退職年金費》

#### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第4目文書広報費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

#### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第9目計算記録管理費》

##### システムの安定運用について

Q. 障害等によるシステムサービス停止時間の実績が0時間なのは評価するが、前年度も0時間なので他の目標を設定すべきではないか。

A. システム入替等の大きな変更があると何らかの要因でシステムが停止することがあり、市民サービスの低下につながる恐れがあるので、引き続き、障害を発生させないことを目標としていきたい。

#### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第15目人権推進費》

#### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第23目諸費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

## 《歳出第2款総務費 第4項 選挙費》

### 選挙ポスターについて

- Q. 令和6年の都知事選では選挙ポスターの在り方が問題になった。昨年度の四日市市議会議員選挙で問題になった事案はあるか。
- A. 特に問題になった事案はなかったものと認識している。
- Q. 選挙ポスターは市民にどのような候補者がいるかを知ってもらうためのものであり、最後までポスターを貼らなかつたり、貼る時期が極端に遅かつたりする候補者もいた。立候補届の事前審査の時に候補者全員のポスターを預かって、掲示場を設置する前にあらかじめ貼っておくことはできないのか。
- A. ポスターを掲示する行為自体は選挙運動の一種であり、その行為そのものを選挙管理委員会事務局が行うことはできない。候補者やその陣営の方が立候補の届出後に行うことが本来の形式であると考えている。
- Q. 各候補者の陣営がポスターを貼るために市内を回るが、同じポスター掲示場に複数の陣営が集中し、場所によっては路上駐車などの交通違反が発生していることについてどのように考えるか。
- A. 届出が完了してから選挙運動を始めるタイミングやポスターを貼り始める場所は候補者によって違う。ポスター掲示場の設置箇所は市内427か所に分散化されており、特に大きな混乱は生じていないものと認識している。
- Q. 早くポスターを貼りたいという考えはどこの候補者の陣営でも考えることであり、競争となっている実情があるため、トラブルにつながる可能性がある。行政としてトラブルを避けるように手段を講じるべきではないか。
- A. 複数の陣営が同じタイミングでポスターを貼りに来た場合は掲示場の前が混雑する可能性があるため、立候補届の事前審査をする際に注意喚起するなどの対応を検討したい。
- Q. 各候補者の街宣車は事前に改修して警察署で確認を受けるが、その際には白い覆いを被せて工夫をする。ポスターも同じようにできないのか。
- A. ポスターを貼るという行為自体を候補の届出を受理する前に行わせることは、公職選挙法で想定していない対応であるためできないと考える。
- Q. ポスターの掲示場の設置費用はいくらか。
- A. 市内427か所の設置と撤去を含めて680万円程度（発言訂正：正しい金額は5368万円）である。
- Q. 仮にポスター掲示場の数を減らす場合には、その是非はどこで議論されるのか。
- A. ポスター掲示場の数を減らす理由を付した上で選挙管理委員会に議案として上程し、承認されれば減らすことができる。

## 《歳出第2款総務費 第5項統計調査費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

## 【危機管理統括部・経過】

### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第14目防災対策費》

#### 消防団の地区防災訓練連携状況について

- Q. 地区の消防分団がない地区は防災訓練で消防団との連携がない。大規模災害対応班と連携して訓練をすべきではないか。
- A. 災害発生時に地域との顔の見える関係は重要なので、消防本部と協議したい。
- Q. 大規模災害対応班、サルビア分団、学生団員など消防団との連携方法は色々と考えられるので、消防団との連携を深めるべきではないか。
- A. 消防本部と協議して連携を図りたい。

#### 防災井戸及び災害時協力井戸について

- Q. 地震による水質の変化も考えられることから、生活用水として使用することだが、普段から飲み水としても使っている井戸については災害発生時にも使えるように、水質検査キットを貸与すべきではないか。
- A. 飲み水の確保は非常に重要だが、飲み水としての利用可否の判断は、専門業者による検査が必要である。
- Q. 災害発生時などの緊急時に使用できる水質検査キットについて調査をしてはどうか。
- A. 全国での導入事例などを研究したい。

#### 避難施設等整備事業費について

- Q. 津波避難ビルの救急セットは中身の交換はされているものの、日常点検がされていないので、建物の管理者に使用方法を伝える際に日常点検を依頼すべきではないか。
- A. 令和5年度に自治会と津波避難ビルの確認をしたが、今後も機会を捉えて点検していきたい。
- (意見) 津波避難ビルに指定した後にそのまま放置することがないようにしてほしい。

#### 耐震化促進事業費(家具固定)について

- Q. 家具固定の実績が少ない原因は何か。
- A. 明確な理由は検証が必要だが、広報が不足していることも一因と考える。
- Q. 地域の消防団と連携すべきではないか。
- A. 消防本部と協議したい。
- Q. 高齢者宅等の訪問は危機管理課の職員と地区の民生委員で訪問するのか。
- A. 消防本部の防災指導員と地区の民生委員で訪問して住民から要望を聞き取り、その後、聞き取りの情報に基づいて危機管理課から建築業者に連絡して、家具固定を行う。
- Q. 家具固定の実施を断る住民は多いのか。
- A. 希望者に対して実施する事業であるため断られることはないが、希望者自体が減少している。また、倒れる危険性のある家具の位置を移動させるだけで済み、家具固定を実施しない場合もある。

Q. 市からの働きかけを増やすべきではないか。

A. 都市整備部の住宅の耐震化事業と併せて広報はしているが、今後の努力は必要だと考える。

Q. 毎年ほぼ同額の予算で事業が継続されているが、予算額を使い切って満足しているのではないか。もっと積極的に広報すべきではないか。

A. 特に上限を設けているわけではなく、予算が不足すれば予算流用などで対応したいと考えており、広報の方法を検討したい。

### **防災・減災人材養成事業について**

Q. 講座の受講生が防災士の資格を取得し、その後にその資格を使って、何か活動をしている事例はあるか。

A. 防災・減災アドバイザーとして活動している事例はある。個人で活動される場合、危機管理課へ相談があれば分かるが、全ての情報は把握していない。

Q. 防災士の資格の活用方法として、例えば地域の防災訓練に参加しない市民を対象とした防災意識の啓発イベントの講師をしてもらうなど、市のイベントに繋げることはできないのか。

A. 今年度の防災訓練で防災・減災女性セミナーを修了した方に手伝ってもらう予定をしている。今後も活躍の場を広げる方法を検討したい。

(意見) 地道に活躍の場を広げることで市民の中での認知が広がり、防災士の資格の取得を目指す人が増えると思うので、検討してほしい。

### **緊急告知ラジオについて**

Q. 購入希望者に購入してもらうことになっているが、予算はまだあるのか。

A. 令和6年度はまだ予算に余裕がある。

Q. JアラートやSアラートの情報をスマートフォンで受け取ることができるようになり、緊急告知ラジオの購入希望者は減っていくと思われるが、いつまで事業を続けるのか。

A. 緊急告知ラジオはさまざまな情報を取得する機器を補完する役割があるので、当面は事業を続ける。

Q. 購入者が少ない現状を見ると有効な事業だと判断しにくいですが、考えを確認したい。

A. 時代とともに情報ツールは変化しているが、購入者がいるということは、必要としている市民がいるということなので、当面は事業を継続したい。

(意見) 決算の内容を見ると事業の成果が出ているとは判断しにくいので、事業に対する考え方を整理し、必要であれば見直しを検討すべきだ。

(意見) そもそも事業を知らない市民が多いと感じるので、継続するのであれば改めて周知をすべきである。

### **防災倉庫管理費について**

「論点整理シート No. 1」参照

## 《歳出第9款消防費 第1項消防費 第4目水防費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

## 《四日市市議会提言チェックシート 政策提言（前年度）の取扱い》

### 降雨災害の対策に資する事業展開に向けた調査研究について（令和4年度分）

Q. 事例研究をして本市に活用することも重要だが、上下水道局と連携について協議したのか。

A. 上下水道局のほか、関係部局と協議を行い、個人でできる雨水対策に関する内容で啓発チラシを作成した。

Q. 昨今の豪雨のデータを基に上下水道局との議論が不十分だと考えるが、どう考えるのか。

A. 当該提言は個人でできる雨水対策に主眼を置いている。市民に向けた情報発信は情報の内容や方法を継続して検討していく。

Q. 個人の対策だと内容が人によって異なるため、行政からの正確な情報発信が必要ではないか。

A. 正確な情報提供は行政の使命だと考える。

（意見）耕作地だったところが整備されたことで雨水の逃げ場がなくなった事例もあり、雨水浸透柵の設置指導を聞き入れてもらっていない現状があると捉えているので、効果的な指導が必要である。

（意見）雨水対策を自分に関わることと思っていない人が多いので、自分事として、その意識を醸成する必要がある。

以上の経過により、都市整備部をはじめとする関係部局との連携と市民への情報発信を強化する必要があり、また、雨量や水位の新たな観測地点の抽出や監視方法についての調査結果を見て判断すべきとして、危機管理統括部への提言については「継続」と整理した。

## 【監査事務局・経過】

## 《歳出第2款総務費 第6項監査委員費》

### 住民監査請求による監査について

Q. 全国的に住民監査請求が増えていると聞かすが、対応する職員が不足していたり、適切な監査を行うための知識をどのように担保するのか。

A. 令和5年度の本市の住民監査請求は0件だったが、近年は増加傾向にある。所属の人数は少ないけれども、従前より内容が充実した長期の外部団体の研修に職員を派遣することで、今日的な課題にかかる知識を身に着けるようにしている。

Q. ペーパーレスシステムを導入したとあるが、住民監査請求の資料もこのシステムにアップロードしているのか。

A. 住民監査請求については個人情報も多く含まれるため、従来どおり紙資料の配付としている。

## 【議会事務局・経過】

### ≪歳出第1款議会費≫

#### 他議会からの視察対応について

Q. 視察人数の合計とそのうちの議員の人数にかなり差があるが、これは随同行の職員が多いということか。

A. 基本的には委員会の議員と随同行の担当書記という組み合わせだが、中には視察事項を所管する部長や副市長が随行してくる団体もあり、必ずしも議会関係者だけではない。

Q. 他市議会からの視察だけではなく、さらに大きな議会改革関係のフォーラムを本市で開催してはどうか。

A. フォーラムなどの大きなイベントの開催実績はないが、本市が主導で開催できるのは、北勢5市議会の合同研修会などの研修会程度の規模にとどまっている現状である。

#### SNSについて

Q. 市議会が運用するSNSを確認したい。

A. Facebook、Instagram、X、Threadsを運用しており、加えて、四日市市公式LINEの中に議会の項目を設けている。

Q. その中で一番効果が高いのはどれか。

A. 一番投稿を見てもらいやすいSNSはInstagramだが、情報量はFacebookが一番多いので、この2つのSNSが中心となっている。

Q. 写真などの素材はInstagramとFacebookで同じものを使っているのか。

A. 写真は事務局で撮影し、同じものを投稿している。

(意見) Instagramが一番投稿を見てもらいやすいのであれば、そのユーザーに合った訴求力のある写真の作り方やSNSの機能を十分に活用すればフォロワーがもっと増えると考ええる。

## 【結果】

以上の経過により、議案第 21 号 令和 5 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定における当分科会所管部分につきましては、別段異議なく、認定すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項については、論点整理シートのとおりです。  
これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

## 予算常任委員会総務分科会長報告(令和6年8月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

### 議案第25号 令和6年度四日市市一般会計補正予算(第4号)

#### 【消防本部・経過】

##### ○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第3目 消防施設費》

##### ○第2条 債務負担行為の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

#### 【政策推進部・経過】

##### ○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第8目企画費》

##### ○第2条 債務負担行為の補正

#### 新図書館等拠点施設整備事業費について

Q. 以前、市庁舎東広場を計画地として想定した図書館は何階建てだったか。

A. 基本計画では7階、8階を使用する自動書庫を含め8階建てを想定していた。

Q. 市庁舎北側に計画する図書館の階数は最大で何階建てか。

A. 床面積に大きく左右されるが、動線の確保やゆとりある空間を設けることを考えると、基本計画の7階の範囲内を想定している。

Q. スターアイランド跡地に計画していたような民間施設の入る複合的な建物ではなく、図書館機能しか持たない建物にするのか。

A. 基本計画を踏まえ情報発信や交流機能を持たせる予定であり、滞在型図書館機能を中心にしつつ、JR四日市駅に設置を検討している大学との連携も考えている。

Q. 隣接している銀行を施設の中に取り入れることも考えているか。

A. 銀行内の建物の残存年数や営業補償の問題があることや、金庫のある特殊な構造にする必要があることから費用面の課題があることから、基本的には図書館の建物に銀行を入れる考えはない。

Q. 銀行の経営判断もあるが、本市には都市銀行の支店があるべきであり、せつかく隣接地にあるのなら建物に入ってもらいように銀行と協議すべきではないか。

- A. 現在立地している銀行の支店だけではなく本店との協議が必要である。また、市にとって議員が指摘する都市銀行という機能も重要なので、銀行とは十分に協議していきたい。
- Q. 議案聴取会全体会で、議員から図書館の予定地に商業施設ができるという話が出たが、それは本当なのか。
- A. 当該調査費を議会へ上程するに当たり、地権者と話す中では商業施設の話はなく、図書館に関する調査を行うことについては理解を得ている。
- Q. 地権者が図書館の設置について協力は惜しまないと話しているとの説明があったが、本当に市は土地を購入できるのか。
- A. 土地価格等の交渉材料がないので、本予算で当該調査を行い、十分にデータを揃えた上で交渉に臨みたい。
- Q. 値段などの前に地権者は市に土地を売る気があるのか。
- A. 具体的な交渉はこれからになるが、交渉相手となる企業や一般の方には図書館設置の事業について理解してもらっており、これから本格的に交渉を行っていくという認識である。
- Q. 協力や事業を理解してもらうことと売買交渉は別問題であり、スターアイランド跡地のように、さまざまな費用を支出してから断念せざるを得ない事態になれば、図書館の設置はますます遅れていくので、もっと時間をかけて丁寧に事業を検討すべきではないか。
- A. 平成 30 年の基本計画から取り組んでおり、他部局とも連携しつつ、全庁的な対応で着実に事業を進めたい。
- Q. 交渉により土地を購入できなかった場合はどうするのか。
- A. 基本的には土地の購入で交渉するが、合意できない場合には借地も検討する。
- Q. 定期借地以外の借地の方法はあるのか。
- A. 普通借地を検討する。
- Q. 定期借地は検討しないということか。
- A. 交渉の状況により借地となる場合でも、現時点で定期借地は考えておらず、普通借地を優先して交渉する。
- Q. 普通借地は借り手に有利なので、借地にならざるを得ない場合はそちらを優先して交渉するとの説明があったが、何が有利なのか。定期借地との違いを説明してほしい。
- A. 定期借地は大きく 3 つの種類があり、その中の一般定期借地がスターアイランド跡地で行う予定だった形式である。借地期間 50 年以上が対象で、定めた期間以上の更新はなく、利用目的の制限がない。また、貸した土地に建物がある場合には借主が更地に現状復旧して返却することになる。これに対して、普通借地は借地期間が 30 年以上となっており、土地に建物が残っている場合には 20 年以上の期間で更新が可能である。定期借地と大きく違う点は、貸主が契約更新を拒否した場合、建物買い取り請求権の行使により貸主に対して建物の買い取りを請求できるので、その点で借主に有利な契約である。
- (意見) スターアイランド跡地の計画のように図書館の事業を進める上で中止になって

しまうと、当該調査費も無駄になる危惧をしている。

Q. 他の自治体で民間用地に定期借地をしている事例はないのか。

A. 50年の貸付期間で山形県の県営住宅等が民間用地に定期借地を組んだ事例はあるが、民間用地での借地期間が70年の事例はない。

Q. 市が説明する地権者の意見と食い違う話を聞くことがあるので、協議を重ねた上で予算執行すべきではないか。

A. 議案の上程前に想定している事業予定地の所有者と数度の協議をしている。また、議員説明会の説明内容や上程議案の内容、地権者の意向として説明する内容についても、その都度確認している。事業予定地を多く所有する事業者からは市との協議には応じることと、民間事業には協力するつもりはないが、公共事業には協力したいという意向を聞いている。想定する事業予定地に関係する地権者にも説明を行い、確認を取っている。その上で今後の交渉に臨むために当該事業で調査を行い、土地の価格等を算出したい。

Q. 地権者は民間事業には協力したくないという意向を持っているとのことだが、カフェの入る図書館のような複合施設にはできないということか。

A. 民間事業者による開発という意味であり、市が行う再開発の内容を否定しているものではない。

Q. 事業予定地の交渉がうまくいかなかった場合、他の候補地に方針を切り替えるのか。

A. 市役所東側の広場とじばさんの土地は市有地なので、交渉がうまくいかなかった場合に再検討することはできる。

Q. 土地を購入できない場合は、借主が有利な普通借地で交渉するとの答弁があったが、貸主が不利な契約を地権者が納得するとは考えにくいですが、普通借地で交渉できるのか。

A. まずは土地の購入で交渉するが、合意できない場合には普通借地で交渉したい。

Q. 事業予定地の地権者は何人か。

A. 今回調査しようとする範囲については、土地の所有者が19人、建物の所有者が9人の延べ人数で合計28人である。

Q. じばさんのある場所はなぜ候補地に入らないのか。

A. 最終の3つの候補には残ったが、中心市街地にあるものの、敷地が狭く一階あたりの床面積が狭くなる上に多層になること、駐車場を設けられないこと、近鉄四日市駅の西側に位置している所以他の候補と比べて中心市街地全体への人のにぎわいの波及効果が薄くなること等の観点から3つの候補地を比較検討し、今回候補地としている場所を選定した。

Q. 3つの候補地を比較して事業予定地を選んだことは理解するが、その選定理由や比較基準が恣意的で、市民に情報提供しながら検討すべきではないか。

A. 市民に意思決定の過程や市の考えを説明する責任は認識している。さまざまな団体から意見や要望書をいただいております、その方々には説明を行っているが、市民の関心の高さも理解しているので、今後とも市民への周知については配慮していく。

Q. スターアイランド跡地での計画を断念してから、次の候補地の絞り込みが早すぎるので、十分な議論や協議を重ねるべきではないか。

- A. 市民から高い期待が寄せられている事業なので、速やかに進めたいと考える。
- Q. 建物補償積算業務に 2800 万円を計上しているが、この積算の内訳を確認したい。
- A. 事業予定地の範囲にある土地や建物の外観を基に国が定める建物調査の積算に係る条件等から積算した金額である。
- Q. 事業予定地の建物の購入費用ということか。
- A. 購入費用ではなく、転居のための補償費用を積算した金額である。
- Q. スターアイランド跡地での図書館の設置を断念して以降に近鉄と交渉や協議はしているのか。
- A. 図書館に関する協議はなくなったが、デッキ接続についての協議は続いている。また、現在のように駐車場のままにしておくことはどうなのかと近鉄側に申し入れており、さまざまな面で近鉄との意見交換は継続していく。
- (意見) 市のランドマークになるような建物ができることが理想だと考えるので、今後も協議と検討を続けてほしい。

(意見) 市民や議会、行政も新図書館の設置を望んでいるので、当該調査費を認めないのであれば、土地の価格が明確にならず、地権者との交渉に進むことができないため、当該調査費の執行を妨げるものではないが、全体会において十分な議論は必要であると考えます。

(意見) 近年の市の事業は、事業執行したものの難航する事例がいくつか出てきているので、当該調査費を承認していいものか、強い不安を持っている。

(意見) 当該事業は土地の調査費等であって、全体会で審議することには反対しないが、図書館設置を進めるべきと考えるので、調査費等については分科会で採決すべきである。

(意見) 市は土地を購入できなかった場合、市側が有利になる普通借地で交渉すると説明するが、地権者も同様に自身が有利になる定期借地で交渉すると考えるので、市の見通しは甘い。また、土地の交渉につながる事業であり、さらにその後の建物構想の検討にもつながる事業であるため、採決を留保し、全体会で全委員の意見を聞きつつ審査すべきと考える。

## 【財政経営部・経過】

### ○第 1 条 歳入歳出予算の補正

#### ＜歳入全般＞

#### **産地生産基盤パワーアップ事業補助金について**

- Q. どのような事業に充てられるのかを確認したい。
- A. 麦と大豆の取扱数量を増加させるため、トラクターなどの農業機械の購入に対して

補助を行うものである。

- Q. 当該補助金の増額を希望する場合は財政経営部ではなく、歳出を所管する商工農水部から県に要望するのか。
- A. 当該補助金は、国の予算を財源とした県補助金である。6月定例会議会でも同様の補正予算を計上しているが、国の予算には余裕があり、国において、二次募集や三次募集をかけている状況である。

### ○第3条 地方債の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

## 【結果】

以上の経過により、議案第25号令和6年度四日市市一般会計補正予算（第4号）のうち、第1条歳入歳出予算の補正 歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第8目企画費及び第2条債務負担行為の補正の新図書館等拠点施設整備事業費に係る部分につきましては、採決行わずに全体会審査へ送るべきとの意見があり、これについて議員間討議を行った結果、分科会の総意により全体会に送ることと決しました。

その他の部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

## 総務常任委員長報告（令和6年8月定例会議会）

総務常任委員会に付託されました5議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第28号 四日市市職員給与条例の一部改正について、及び、議案第29号 四日市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正につきましては、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第40号 工事請負契約の締結について一消防指令システム等更新工事一につきまして、委員からは、指令システムの入札が1者になっているのは、発注する消防本部に合った仕様書となっているので、競争性がなくなっているからなのかとの質疑があり、理事者からは、国から標準仕様書が示されており、複数のメーカーが入札できる状況であると考えているとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、今回の入札が1者という結果を踏まえ、総合評価方式ではなく随意契約にすれば、本市の業務の状況等などに合ったシステムにできるので、総合評価方式の入札を見直すべきではないかとの質疑があり、理事者からは、県内の他の消防本部と入札時期が近かったこともあり、応札者が少なかった可能性があるもので、次回の更新の際には、発注時期を検討したいとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、そもそも機器を製造するメーカーが5社しかないので競争性があるとは言えず、次回の更新の際には随意契約を検討するなど、契約方法を見直してほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、総合評価方式の入札における評価項目に機器の操作性という項目はあるのかとの質疑があり、理事者からは、新指令システムへ円滑な移行についての項目はあるが、操作性に関する項目はない。なお、今回の落札者は現在使用しているメーカーと同じであり、操作性については問題ないとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、指令センターには本市だけでなく近隣自治体の消防本部の職員もいるため、その職員の使い勝手も考慮する必要があるとの意見がありました。

議案第42号 動産の取得について—高規格救急自動車3台—につきまして、委員からは、発注する際の仕様書の内容は毎回変更しているのかとの質疑があり、理事者からは、発注する毎に他自治体の仕様書を参考にしながら、内容を検討しているとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、落札者に偏りがあるように思えるので、他自治体の仕様の研究が足りていないのではないのかとの質疑があり、理事者からは、他自治体の仕様の状況を広く集めて、本市に取り入れられるものは取り入れていきたいとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、今年度の行政視察で電動スト

レッチャーを見たが、非常に素晴らしいものだったので、そういったものを取り入れるなど仕様の研究をしてほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、電動ストレッチャーを導入する予定はあるかとの質疑があり、理事者からは、電動ストレッチャーの安全性を数年にわたって検証を続けており、導入について検討しているとの答弁がありました。

議案第43号 動産の取得について 一消防ポンプ自動車（普通免許対応 CD-I型）5台—につきましては、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました5議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

## 総務常任委員長報告（令和6年8月定例会月議会）

### 【 請願（審査の経過） 】

総務常任委員会に付託されました請願第10号 行政書士制度の理解及び行政書士法遵守を求めることにつきまして、当委員会における審査の経過をご報告申し上げます。

本請願につきましては、請願者から趣旨説明の申出がありました。これに対して当委員会では、請願者の趣旨説明の機会を設けることを決定いたしました。

本請願につきまして、請願者から次のような請願趣旨の説明がありました。

行政機関が書類の作成者を確認せずに申請を受け付けることにより、本人申請という名目で無資格の者が、行政書士法を遵守しない違法な行政書士行為を行うことが頻発している。形式だけを整えた脱法行為を撲滅するために、窓口での本人確認の徹底に加えて、申請書類等に書類作成者欄や行政書士法違反行為でない旨の宣誓欄を設けてほしい。また、申請書類等が電子化する際には、これらの点を考慮したシステムを構築してほしいとのことでした。

次に、請願者に対する質疑におきまして、委員からは、請願事項にある申請書類等に書類作成に係る代理人行政書士の記名押印欄を設けることにより、市民に対して代理人を通さなければ申請できないような誤解を与えてしまうのではないかと質疑があり、請願者からは、申請書類は本人申請

が大原則であり、全てを行政書士が代行しなければならないというわけではないが、本人ではない者が本人申請の名目で行政手続の申請を行っている現状を問題視しているため、記名押印欄を設けてほしいと請願している。他の自治体では既に記名押印欄が設けられているところもあり、その場合には申請の手引き等で本人申請であれば、代理人の欄は空欄でよいと説明する記載があるので、誤解は生じていないと考えられるとの説明がありました。

また、他の委員からは、行政書士が受ける被害を具体的に確認したいとの質疑があり、請願者からは、例えば、第三者が報酬を得たうえで、本人名義で申請書類を作成し、本人申請として手続きを行う等の行為を繰り返したりすることで、本来は行政書士がすべき業務を侵害されることであるとの説明がありました。

次に、理事者への質疑におきまして、委員からは、代理申請で申請があった場合に、行政書士かどうかを含めた代理人の本人確認や資格確認をしているのかとの質疑があり、理事者からは、市役所全体の申請において、大部分は本人やその家族、団体の手続きであればその関係者からの申請であり、本人確認が必要な手続きには、本人確認書類の提示を求めている。専門性の高い申請については、建築士や行政書士が書類を提出に来る場合もあるが、事業者の事務員が提出だけする場合があります、全員の本人確認をしているわけではないとの答弁がありました。

また、委員からは、請願にある不当に作成された申請書類

を受けた事例はあるのかとの質疑があり、理事者からは、行政書士法が禁止しているのは、他人の依頼を受けて報酬を得て官公署へ提出する書類を作成する行為であり、こちらでは把握できないとの答弁がありました。

また、他の委員からは、行政側から見て、請願にある記名押印欄を設けることに効果があると考えたかとの質疑があり、理事者からは、委員が指摘するように、代理人を通さなければ申請できないという市民に誤解を与える可能性があるため、記名押印欄を設けることについては慎重に判断する必要があると考えるとの答弁がありました。

また、委員からは、請願を受けて、行政はどんな対応ができるのかとの質疑があり、理事者からは、行政書士法に違反する行為について啓発を行うことが考えられるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、おおむね請願事項には同意できるが、「3 申請書または申請書類の表紙等に書類作成に係る代理人行政書士の記名押印欄を設けること」については、その効果について、より慎重に判断する必要があるため、引き続き審議すべきだと考えるので、審査期限の延期を申し出るべきだとの意見がありました。

以上の経過により、請願第 10 号につきましては、委員から審査期限の延期を申し出るべきとの意見があったことから、これについて諮ったところ、全会一致で審査期限の延期の申出を行うことに決した次第であります。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

## **予算常任委員会総務分科会長報告(令和6年8月定例会月議会)**

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

### **議案第50号 令和6年度四日市市一般会計補正予算(第5号)**

#### **【総務部・経過】**

##### **○第1条 歳入歳出予算の補正**

##### **《歳出第2款総務費 第4項選挙費 第4目衆議院議員選挙費》**

別段の質疑及び意見はなかった。

#### **【財政経営部・経過】**

##### **○第1条 歳入歳出予算の補正**

##### **《歳入全般》**

別段の質疑及び意見はなかった。

#### **【結果】**

以上の経過により、当分科会所管部分については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、全体会に送るべきとする事項についても特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

## 予算常任委員会総務分科会長報告(令和6年11月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

### 議案第51号 令和6年度四日市市一般会計補正予算(第6号)

#### 【政策推進部・経過】

#### ○第1条 歳入歳出予算の補正

##### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

##### ふるさと応援寄附金事業

Q. 11月も寄附が増えているとのことだが、直近では、どのような返礼品が選ばれているのか、内容を知りたい。

A. 地場産品であるごま油や焼酎、冷や麦、萬古焼の人気が高く、最近では、メモリなどの記憶媒体や、今年は全国的な米不足があったこともあり、米などの返礼品が選ばれている。

Q. 今年状況を踏まえて、次年度はどのようにふるさと納税に取り組むのか。

A. これまでの2年間は、手つかずの部分のPRや事業者体制の整備に着手した。次々と新規の返礼品を見つけ続けることは難しくなるので、事業者同士のコラボレーションで魅力的な返礼品を企画するなど、新たな成長機会を探る予定である。

Q. 本市の返礼品に抹茶を使った商品を増やすべきではないか。道の駅の整備を検討しているので、地域の特産品を活用した製品開発をすべきではないか。

A. 市内には良質なお茶を生産する事業者があり、次年度以降においては、抹茶を使った商品開発をしていきたい。

(意見) 茶農家から販路が少なく茶が売れないので生産を絞るという話も聞く。商品開発により、茶の消費が増えることで、本市の茶の生産を支援することができ、いい効果が波及すると思うので、取り組んでほしい。

##### 《歳出第8款土木費 第5項港湾費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

#### ○第3条 債務負担行為の補正

##### インターネット自動翻訳サービス業務委託

Q. 翻訳する言語が6カ国語(英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、韓国語、ベトナム語)となっているが、これは本市に住む人口が多い国の言語なのか。

A. 四日市在住の外国人の人口の多い国から主要な言語の6カ国語を抽出している。

Q. フィリピン人も人口順位では6番目に多いと思うが、フィリピン語はないのか。

A. フィリピン人の方は英語で読んでもらっている。

Q. 他の自治体ではフィリピン語に対応しているところもあり、母国語で内容を読んでもらった方が、正しく内容を理解してもらいやすいので、言語を追加すべきではないか。

A. 市民生活部の多文化共生推進室と情報共有をしつつ、言語の追加については検討したい。

Q. フィリピン人の方からフィリピン語がないことについて、苦情や相談はないのか。

A. フィリピンでは英語を使う方も多いと聞いており、苦情等は聞いていない。

(意見) 英語を理解できない人もいると聞くので、フィリピン語の追加について、十分に調査をしてほしい。

## 【総務部・経過】

### ○第1条 歳入歳出予算の補正

≪歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第9目計算記録管理費≫

### ○第3条 債務負担行為の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

## 【財政経営部・経過】

### ○第1条 歳入歳出予算の補正

≪歳入全般≫

別段の質疑、及び意見はなかった。

≪歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第7目財産管理費≫

**市庁舎等整備事業費（アセットマネジメント）（市庁舎北館屋上防水等改修工事費）**

Q. 入札不調による減額補正と債務負担行為の廃止を行うとあるが、今後の見通しを確認したい。

A. 今年度は応札者がなく、入札が不調になったが、応札がなかった要因について業者へ聞き取りを行い、内容を精査し、見直しを行った上で、次年度の当初予算で上程する準備をしている。

≪歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第23目諸費≫

≪歳出第2款総務費 第2項徴税费 第2目賦課徴収費≫

別段の質疑、及び意見はなかった。

### ○第3条 債務負担行為の補正

**事務用機器等運用経費（車両）**

Q. 一元管理の公用車と各所属が管理する公用車という管理方法の違いがある理由を確認したい。

- A. 早朝から運行したり、使用頻度が高いなど、各課の業務を遂行する上で合理的だと判断する場合に、各所属で公用車を管理している。
- Q. 環境部が水素を燃料とするトヨタのMIRAIを持っているが、あまり運行されていないと聞いているので、一元管理にして多くの職員に使ってもらった方がいいのではないか。
- A. MIRAIは環境や水素活用の啓発も目的として使用しており、一元管理の公用車とは使用目的が異なる面がある。
- Q. 高価な車両だからこそ頻繁に使って、普段から啓発活動をすべきではないか。
- A. 財産の有効活用という観点は重要なので、庁内で貸出の案内をするなど周知したい。

#### **事務用機器等運用経費（コピー機）**

- Q. 債務負担行為を組んで複数年契約しているとはいえ、1台あたりに割り戻すと割高ではないか。
- A. コピー1枚当たりの単価については、業者からの見積りや昨年度の入札実績等を勘案し、積算しており、市場価格と乖離はないと認識している。

#### **○第4条 地方債の補正**

別段の質疑、及び意見はなかった。

### **【議会事務局・経過】**

#### **○第3条 債務負担行為の補正**

別段の質疑、及び意見はなかった。

## **議案第78号 令和6年度四日市市一般会計補正予算(第7号)**

### **【総務部・経過】**

#### **○第1条 歳入歳出予算の補正**

《歳出第1款議会費 ～ 第10款教育費（人件費補正分）》

別段の質疑、及び意見はなかった。

### **【財政経営部・経過】**

#### **○第1条 歳入歳出予算の補正**

《歳入全般》

#### **朝日・川越二町消防事務受託費**

- Q. 歳入の内容を確認したい。
- A. 北消防署朝日川越分署の職員の人件費の補正があったため、二町からの負担金を歳

入として計上している。

**議案第 79 号 令和 6 年度四日市市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)  
(人件費補正分)**

**議案第 80 号 令和 6 年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第 3 号) (人件費補正分)**

**【総務部・経過】**

別段の質疑、及び意見はなかった。

**【結果】**

以上の経過により、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に送るべきとする事項についても特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

## 総務常任委員長報告（令和6年11月定例会月議会）

総務常任委員会に付託されました議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第64号 土地の処分について、委員からは随意契約である理由の確認があり、理事者からは、当該土地については、売却予定の事業者に貸付けを行っており、四日市市普通財産売払事務取扱要綱の「既に貸付け済である普通財産について、当該普通財産の借受人に対して売払うときは、随意契約により行うことができる」という規定に基づき、借受人に対して随意契約で売却するとの答弁がありました。

また、委員からは、この売却額は、当該土地の上に建つ建物の評価や老朽化した際の除却費用なども考慮した金額なのかとの質疑があり、理事者からは、不動産鑑定士による諸々の条件を含めた鑑定評価を基に算出しているとの答弁がありました。

また、委員からは、土地の売却後に地中から産業廃棄物が出てきて訴訟に発展した事例があるが、契約の際には、それらの対応に関する条項を設けるべきではないかとの質疑があり、理事者からは、売買契約書において売却後2年以内に地中埋設物や土壌汚染が発覚した場合に関する条項を設けているが、売却予定の先方の意向を踏まえて必要があれば検討したいとの答弁がありました。

次に、議案第69号 工事請負契約の締結について―西南出張所整備工事（建築工事）―について、委員からは、増員に

対応できるように、大きめの出張所を検討してほしいと意見したが、なぜ反映されていないのかとの質疑があり、理事者からは、予算上程時に設計は終了しており、大きさの変更はないとの答弁がありました。

これに対して委員からは、救急需要の増加から南部分署や北部分署では、増員により体制を強化してきた経緯があるので、増員や将来の広域連携を見据えた考えはないのかとの質疑があり、理事者からは、当該出張所は火災や救急需要を考慮した設計になっており、今後の施設整備においては、委員からの提案も参考に検討したいとの答弁がありました。

次に、議案第82号 四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、委員からは、市長や副市長は常勤の公務員で退職金や年金の対象になるが、議員は対象にならないので、人事院勧告とは別に差をつけることはできないのかとの質疑があり、理事者からは、市議会議員の期末手当の本市における改正は、国会議員と同様に人事院勧告に準じているとの答弁がありました。

これに対して委員からは、議員が厚生年金に加入できるように議長会から声が上がっているが、その件について進捗はあるのかとの質疑があり、理事者からは、国や他の自治体の動向を注視したいとの答弁がありました。

これに対して委員からは、全国で議員のなり手不足が問題になっているので、人材を確保するために、条件については、引き続き情報収集をしてほしいとの意見がありました。

次に、議案第83号 四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、ないし、議案第85号 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、別段の質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。令和6年度四日市大学運営協議会報告について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

## 総務常任委員長報告（令和6年11月定例会月議会）

### 【 請願（審査の経過と結果） 】

総務常任委員会に付託されました請願第13号 行政書士制度の理解及び行政書士法遵守を求めることにつきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本請願につきましては、請願者から趣旨説明の申出がありました。これに対して当委員会では、請願者の趣旨説明の機会を設けることを決定いたしました。

本請願につきまして、請願者から次のような請願趣旨の説明がありました。

令和6年8月定例会月議会における請願審査の中で、様々な意見があり、それらの内容を踏まえて、前回の請願を取り下げて、内容を変更した新たな請願を提出したものである。主な変更点は、請願事項の文言修正と代理申請の記載において、市民が誤解する可能性があるとの意見があったので、記載内容を変更したとのことでした。

次に、請願者に対する質疑におきまして、委員からは、請願事項の4番目に「違法・脱法行為を未然に防ぐシステムを構築するように努めること」とあるが、どんなシステムを想定しているのかとの質疑があり、請願者からは、具体的なシステムがあるわけではなく、行政機関が仕組みを構築する際には、行政書士会も関わりたいという意味で記載したとの説明がありました。

また、他の委員からは、当該請願が採択された場合には、行政書士会はどのように行政機関に関わるのかとの質疑があり、請願者からは、例えば、県が進める電子システムの改修では、申請者目線で意見を出す機会が設けられている。四日市市でも電子申請手続きが増え、行政書士による代理申請も増える見込みがあるので、行政書士の資格証明や電子申請における身分証明について、行政と意見交換し、あらゆる申請に対応できるシステムを作ることが必要なので、行政書士会との意見交換の場を設けてほしいと考えているとの説明がありました。

次に、理事者への質疑におきまして、委員からは、請願者は市のシステム構築について意見交換をして関わっていきたいと説明しているが、市としては、当該請願が採択された場合に、行政書士会と意見交換する場を設けることができるのか、設けることができるとすれば、年に何回程度を想定しているのかを確認したいとの質疑があり、理事者からは、関係する各部署との個別の意見交換は難しいが、本市のDXの推進という大きな枠組みの中で、行政書士会の意見を聞き、それをシステム構築に反映させることはできると考えるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、行政職員や市民に極力負担のないシステムにしてほしいとの意見がありました。

以上の経過により、当委員会において採決を行ったところ、請願第13号につきましては、別段異議なく採択すべきもの

と決した次第であります。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

## 予算常任委員会総務分科会長報告(令和7年2月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

### 議案第87号 令和6年度四日市市一般会計補正予算(第8号)

#### 【政策推進部・経過】

##### ○第1条 歳入歳出予算の補正

##### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

##### ふるさと応援寄附金事業

Q. 本市の返礼品を掲載するポータルサイトを増やし続けているが、いくつかのポータルサイトに掲載されているか。

A. 令和6年度にはポータルサイトが10サイト、また、現地決済型が3か所増え、合計で19となっている。

Q. ポータルサイトへの掲載が増えることによって、費用負担が増えているのではないか。

A. ポータルサイトの使用料は、そのポータルサイトを利用した寄附額の一定の割合になっているので、利用がなければ費用負担は発生しない。しかし、一部のポータルサイトによっては、決済を行うにあたり月額の手数料を徴収しているところもあり、利用がなくても少額の負担が発生する場合はある。

Q. 現地決済型ふるさと納税とは具体的にどのようなものか。

A. ゴルフ場で導入するケースが多く、利用者が利用代金の相当額をクレジットカードで決済する方法で、通常のふるさと納税で発生する返礼品を受け取ることができ、送料が発生しないなどのメリットがある。

Q. ポータルサイトの使用料はどのくらいの金額なのか。

A. 寄附額の約11%前後がポータルサイトへ支払う使用料である。今回の補正前の金額では、歳入としての受入額6億9000万円に対して、ポータルサイト使用料は、約5900万円である。

#### 【財政経営部・経過】

##### ○第1条 歳入歳出予算の補正

##### 《歳入全般》

Q. 給付金の支給対象は非課税世帯のみであるが、課税世帯でも生活が苦しい家庭は多い。そのような家庭も救済できるように国に要望はできないのか。

A. 今般の給付金において、その条件について、地方からの意見等を聴取する機会はない。

かった。

Q. この物価高は好景気によるものではなく、市民は生活が非常に苦しい状況にある。市独自の事業で何か給付することはできないのか。

A. 現在は考えていないが、他自治体の動向等注視していきたい。

Q. 市民から様々な意見が出ているが、それを把握しているのであれば、何らかの手段を検討すべきではないか。

A. 過去には、よんデジ券を発行するなど市独自の事業を展開した実績もあるため、各部局とも協議を行い、広く情報収集に努めたい。

## 【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に送るべきとする事項についても特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

## 総務常任委員長報告（令和7年2月定例会月議会）

総務常任委員会に付託されました諮問につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

諮問第2号 使用料の徴収に関する処分についての審査請求につきまして、委員からは、全く使用がない状況から急激に使用水量が増加しているが、本当に使用したのかとの質疑があり、理事者からは、まず、平時とは全く異なる使用水量が確認されたため、利用者に宅内を確認してもらったが異常はなく、上下水道局も立ち合い、全ての水栓を止めてメーターの確認を行ったが、宅内の漏水はなかった。次に、水道メーターの故障の可能性もあるため、メーターの検査を依頼したが検査結果に異常はなく、正常に動作していることが確認された。水道メーターより宅地側の使用内容は分からないが、水道メーターは正常に使用水量を検知していたとの答弁がありました。

また、他の委員からは、利用者に聴き取りをして、使用していないことを確認したのかとの質疑があり、理事者からは、利用者は水を使った覚えがないと主張しているとの答弁がありました。

また、委員からは、いたずらにより使用料が急増した場合には、どのような対応になるのかとの質疑があり、理事者からは、上下水道局に対して使用料は支払ってもらうが、被害を受けた利用者は加害者に対して損害賠償請求の民事裁判を起こすことになるとの答弁がありました。

また、委員からは、公園などでいたずらにより、高額な使用料が発生した事例はあるかとの質疑があり、理事者からは、近年でそのような事例は発生していないが、減免の規定にあてはまらないため、そのままの使用料を請求することになるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、過去に市内の幼稚園で発生した事案について質疑があり、理事者からは、水の出っぱなしなどの過失による場合には、全額請求しているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、上下水道局が把握している漏水件数と減免の考え方について確認があり、理事者からは、本管や本管からメーターまでの引き込み管で発生する漏水で上下水道局が把握している件数は、年間約2000件であり、メーターより宅地側の漏水で上下水道局に連絡があり、対応した場合にはその状況により減免等の対応を検討する。減免の対象となる場合は、配管が地中に埋まっており、目視できないところから漏水している場合だが、当該事案のように過失なのか判断ができない場合には、減免の対象にしないとの答弁がありました。

また、他の委員からは、153立米とはどれくらいの水を流した量なのかとの質疑があり、理事者からは、20mmの蛇口を全開にして、4日間程度流し続けた水量であるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、宅外の水栓を部外者に使用された可能性はないのかとの質疑があり、理事者からは、利用者は宅外の水栓を利用された形跡はないと話しているが、上下水

道局としては、何らかの形で水が水道メーターを通った事実しか分からないとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました諮問につきましては、市の方針に対して、別段異議なく、本件審査請求は棄却すべきであると答申することに決した次第であります。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

## 予算常任委員会総務分科会長報告(令和7年2月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

### 議案第88号 令和7年度四日市市一般会計予算

#### 【消防本部・経過】

#### ○第1条 歳入歳出予算

#### ≪歳出第9款消防費 第1項消防費 第1目常備消防費≫

#### 消防指令センター共同運用事業費

Q. 消防指令システムの更新を行っている最中だが、新システムの整備後もシステムの調査研究は継続するのか。デジタル分野の向上は日進月歩なので、調査の継続は必要ではないか。

A. 現在も1年に1回先進都市に視察しており、今後も情報収集を継続していく。

#### 火災予防関係事業活動費

Q. SNSなどを活用した市民への防火意識の啓発とは、具体的にどのような内容としているのか。

A. XやYouTubeを活用し、消火器などの消防用設備の取り扱い方法や火災現場で煙が出ている時の避難方法などを広報している。

#### ≪歳出第9款消防費 第1項消防費 第2目非常備消防費≫

#### バイク隊

Q. 以前、バイク隊員への装備品の支給について提案したが、どう改善されたのか。

A. バイク隊発足時は資機材を入れたリュックサックと手袋、肘や膝のプロテクターを配備していたが、今年度はそれらに加えてフルフェイスヘルメットや隊員間で通話ができる通信機器を配備している。

Q. バイク隊員の服装は通常の活動服なのか。

A. 活動服や防寒服は貸与しているが、バイク用仕様の特別なものではない。

(意見) 通常の防寒服ではバイクの運転に支障が出る場合があるので、安全性を高めるために他の事例を調査してほしい。

#### 貸与被服費

Q. 各分団員に貸与している防火長靴などの装備品は物価高騰に合わせて予算を確保しているのか。

A. 必要な装備品が整えられるように予算措置を行っている。

(意見) 安全に直結する部分なので、必要な装備が揃えられるように、分団長に聞き取

りを行うなど継続して取り組んでほしい。

## 《歳出第9款消防費 第1項消防費 第3目消防施設費》

### 消防出張所整備事業費

Q. 西南出張所には多目的ルームのような会議ができる場所が見当たらない。広域消防を想定した施設整備や消防団や自治会との連携を考えると施設内に会議室を設けるべきでないか。

A. 仮に、鈴鹿市と広域連携した場合でも現在の火災・救急需要であれば新たなスペースは不要と考えている。地域や消防団との会議を開催する場合には、地区市民センターの会議室や分署の会議室を活用することとしている。

(意見) 消防本部の拠点は、地域住民にとって心強い施設である。防災面などを考え、地域との交流をするための部屋も検討すべきだ。今後の施設整備の際には考慮してほしい。

### 消防車両整備事業

Q. 他市の高規格救急自動車は日産車とトヨタ車がバランスよく配備されているが、本市は日産車が多い。何かの要因があるのではないか。

A. 標準的な高規格救急自動車の仕様書に基づき、各消防本部へ調査を行い、その上で、平等性と耐久性、安全性を考慮して救急車の仕様を定めて発注している。

Q. 他市では、特定のメーカーが入札に参加できない仕様で救急車を発注していたので、入札の落札業者に偏りがあった事例があった。本市の仕様にも原因があるのではないか。

A. 現状、日産とトヨタの両方が入札に参加できており、仕様書に問題はないと考えているが、引き続き他市の仕様書も研究していく。

(意見) 安価に救急車を購入することで、隊員や傷病者が危険な目にあっては本末転倒なので、今後も入札の仕様については研究を続けてほしい。

Q. 本市は人口から考えると救急車の台数が足りないのではないか。

A. 国の指針に基づいて救急車を整備しており、人口に対して救急車が不足している状況ではない。

Q. 公平な入札により安全基準を満たした救急車を購入しているのか、改めて確認したい。

A. 本市で使用している救急車は、安全性、耐久性を確保し、他市の仕様書なども研究した上で、公平な入札において購入した車両である。

Q. 救急車の乗り心地が非常に悪く、患者の負担を減らすため、発注の際には乗り心地の改善を検討すべきではないか。

A. メーカーからは、安全性や耐久性を追求しつつ、企業努力により乗り心地の向上を追求していると聞いている。他の自治体の事例があれば参考にしたい。

(意見) 電動ストレッチャーが導入されれば、今までよりも車重が増えるので、その分、制動距離などに影響が出るので、今後はそれを考慮した仕様にするのを強く要望

する。

(意見) 救急車の機能と装備については、費用対効果について十分に検討し、決定すべきである。

Q. 今後に購入する救急車には全て電動ストレッチャーを装備するのか。

A. 車両の更新の際に導入していきたい。

Q. その他、積載する資機材の軽量化など、隊員から改善提案があった場合はどのように対応するのか。

A. 装備の改善などは、部内の会議体で現場の隊員からの意見を聞きながら仕様書に反映している。

Q. 車両の更新により古くなった救急車はどうするのか。

A. 状態の良好なものは予備車として保有し、それ以外は売却している。

Q. 他市の事例で海外に寄附することもあるようだが、寄附は考えているか。

A. 以前は国際協力として寄附することがあったが、現在は全て売却している。

Q. 売却価格はいくらか。

A. 車両の状態にもよるが、30万円から40万円程度が多い。

Q. 消防団の大規模災害対応用バイクについて、発災時には路面状況が非常に悪いことが想定されるが、隊員が悪路での操縦訓練を受ける機会はあるのか。

A. 鈴鹿サーキットの施設を利用し、悪路走行の訓練を開催している。バイク隊の隊員には年1回は参加してもらっている。

(意見) 発災時の路面は通常とは全く異なるので、日ごろから技術向上を続けてほしい。

Q. 3台のバイクはどこに配置するのか、また、日々のメンテナンスはどうするのか。

A. 管理上一箇所に配置し、消防団の3つのブロックで活用する。日常点検は訓練の一環としてバイク隊の隊員に行ってもらうとともに、業者による定期点検をすることとしている。

Q. 当該事業費は前年度に比べて事業費が大幅に増加しているが、その理由は。

A. はしご付消防自動車や救助工作車など比較的高価な車両を更新するため予算が増加している。

Q. 30m級のはしご付消防自動車の更新と記載されているが、現在使用しているものと変更点はあるか。

A. 現在使用している車両は平成19年度に配備したものであり、新たなはしご付消防自動車は、はしご先端の乗車人数が増えるなど最新の安全性能となる。

(意見) 本市にはコンビナートがあり、また、高層の建物が増えているため、計画的に配備してほしい。

Q. 以前メーカーの不正により納車の見込みが立たない事例が頻発したが、現在は解消しているのか。

A. メーカーからは納期は問題ないと聞いており、解消していると考えている。

### **消防指令システム整備事業費**

Q. IP無線機は、今回は何台配備するのか。

- A. 18台購入し、各消防車の隊長へ配備する。
- Q. 消防隊との円滑な情報共有のために救急隊にも配備すべきではないか。
- A. 消防隊と救急隊との間の情報共有は従来の無線機を使用する。今回IP無線機を導入する目的は、無線通信機能のほか、GPS機能を活用して出火建物屋内で活動する消防職員の位置情報を把握するとともにカメラ機能を活用して災害状況の全容を把握することで、ビル火災などの屋内で活動する消防職員の安全管理を強化するものである。
- Q. IP無線機を消防車1台につき2台配備するなど、利便性が良ければ台数を増やすのか。
- A. 無線機の種類ごとに長所と短所があるため、現時点で全て統一する考えはないが、活用してみて利便性が良ければ台数を増やすことを検討したい。

### **119番映像通報システム**

- Q. 市民が119番映像通報システムを活用する場面は、通報者がパニックになっている場合が多いので、消防本部のホームページで119番映像通報システムについて解説する動画などを掲載し、事前に市民に知ってもらう必要があるのではないか。
- A. 119番通報時には通報者に落ち着いて対応してもらうようしている。119番映像通報システムの啓発についてはHPにおいて分かりやすくする。

### **《その他》**

#### **防災教育センター**

- Q. リニューアルオープン以降の来館者数はどうか。
- A. 来館者数の合計は5000人を超えている状況である。
- Q. 地震体験車で使用する映像は何種類か用意されているのか。
- A. 屋外や屋内など映像は3種類ある。

#### **ドローンの運用**

- Q. ドローンの使用頻度を確認したい。
- A. 火災現場や救助活動でも活用しており、平時は44名のドローンの操作員が月に1回以上別の日に訓練している。
- Q. 他市の事例では、火災現場や事故現場、橋や道路などの3Dデータをドローンで取得し、防災シミュレーションやメンテナンスデータ作成に活用しており、本市にも取り入れてはどうか。
- A. 他市の事例を研究する。

### **○第2条 債務負担行為（関係部分）**

別段の質疑、及び意見はなかった。

## 【政策推進部・経過】

### ○第1条 歳入歳出予算

#### ≪歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費≫

#### **地場産品等を活用したシティプロモーションに係るPR事業**

- Q. 「地場産品の写真や動画を撮影し、テーマ別にした上で特設ホームページで視聴可能にする」とあるが、具体的な効果を確認したい。
- A. 地場産品を活用したシティプロモーションに係るPR事業として、今年度は5種類の動画と総集編を合わせて6つの動画を作成した。何をもって効果とするのか議論の余地があるかもしれないが、現時点で6動画の合計再生数は約3万回に達している。また、動画を見た方の商品購入に繋がった例もあり、一定の効果があったと考えている。
- Q. この事業は委託しているのか。
- A. 取り上げる内容は職員が企画し、デザインを含めた動画作成は委託している。
- Q. 動画の作りで、効果が大きく変わると思うので、効果が上がるようにすべきではないか。
- A. 質のいい動画ができたので、広く周知してたくさんの人に見てもらえるようにしたい。
- (意見) 再生回数が基準を超えたら商品をプレゼントするなど、視聴回数が伸びる手段を考えてほしい。
- Q. 広報マーケティング課が政策推進部に移管され、魅力発信に取り組んでいる一方で、シティプロモーション部もシティプロモーション事業を実施している。両部署の事業内容に重複や効率性に問題はないのか。また、連携すべき部分もあると思われるが、異なる部署に属することでやりにくさなどは生じていないのか。
- A. 広報マーケティング課の役割は、市の情報を広く正確かつタイムリーに発信することだと認識している。地場産品を題材にした動画作成などの魅力収集発信事業は、シティプロモーション的な要素が強いが、広報マーケティング課としては様々な市の情報発信コンテンツの一つと捉えている。観光交流という個別の施策の目的だけでなく、市民の誇りを醸成するなどの目的も含めた情報発信を行うのが当課の責務だと考える。
- Q. シティプロモーション部の事業費も、シビックプライドの醸成を目的の一つとして掲げており、重複している部分があるため、予算の使われ方に非効率な点があるのではないか。
- A. 広報マーケティング課が発信する情報の中には、シティプロモーションの要素が強いものもあるが、それは情報発信コンテンツの一つであり、両部署の事業が重複しているわけではなく、予算の使い方が非効率だとは考えていない。

#### **首都圏における情報拠点事業**

- Q. 東京事務所は行政の中枢に近い立場にあるため、市の魅力発信だけでなく、カーボンニュートラルに関連した実証実験の情報収集など、東京だからこそできる取り組み

にも力を入れてほしいと考えるが、考え方を確認したい。

- A. 東京事務所では、様々な省庁との繋がりを持ち、自治体間で協力して新しい情報を入手し、関係部署に速やかに提供している。自動運転といった実証実験などの情報についても、いち早く入手し、事業に活かせるよう努めている。

#### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第4目文書広報費》

##### 市政ごいけんばん

- Q. 市政ごいけんばんの（仮称）四日市版子ども若者☆いけんプラスというところで、収集した若者の意見はどのように反映していくのか。
- A. 収集した意見の結果や傾向を専用ホームページへ掲載し、フィードバックする方針である。更に、それらの意見が実際に政策や計画にどのように反映されたかについても、子供たちにわかりやすく発信できるよう、こども未来部と連携して検討中である。
- Q. 16歳以上の市民モニターはインターネットを活用したアンケート調査で意見を集めるが、子供の場合はどのように意見を集めるのか。
- A. 小中学生には1人1台配付されているタブレットからアクセスできるようにする。高校生は、これまでの市民モニター同様に登録制とし、こども未来部と連携して市内の高校へ周知する。  
（意見）学生たちに回答してもらえるような工夫をしてほしい。
- Q. 子供たちのタブレットには、教育委員会へ意見が送られるアプリと広報マーケティング課へ行くアプリの2つあるということか。
- A. 教育委員会の相談機能のアプリとは別に、個別の事業への意見を募る市政ごいけんばん用の専用ページへ飛ぶリンクを追加する方法を検討している。
- Q. 小中学生はデジタルで手軽に回答できるのに対して、高校生は回答するまでに手間があるので、回答数が上がらないのではないか。
- A. 高校生は、タブレットへの一斉配信という手法を採れないため、従来の市政ごいけんばんと同じく登録制とすることを想定している。そのため、こども未来部と連携し、市内の高校への丁寧な説明と生徒への周知を行う。

#### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第8目企画費》

##### 大学設置調査検討事業費

- Q. 三重大学がJR四日市駅前の新拠点設置について、本市の大学施設の工事期間の計画変更を受けて、新拠点の設置に向けた検討の結論を出すことを2年間休止すると発表した。その詳細を確認したい。
- A. 三重大学の新拠点設置については、令和13年度開学というスケジュールを踏まえると現学長の任期中に判断することができないため一時休止するが、これは新拠点を設置しないという判断ではなく、現在の協定において令和6年度末を目途に結論を出すとしているものを、開学時期が2年遅れることから、結論についても令和8年度末以降の次期学長体制下となるというものである。
- Q. 次期学長がJR四日市駅前での新拠点に反対した場合、現在検討している国立と公

- 立で工学系1学年200人という定員はどうなるのか。
- A. 工学系の公立大学で200人の定員の大学を想定して基本計画の策定を進めていく。
- Q. 公立大学だけで200人の定員を埋めることは非常に難しいと考える。四日市市単独の公立大学なのか、県立大学の可能性も残っているのか。
- A. 公立大学の運営については、市立、県や県内他市町の参画、共同での設置も含めて検討を続ける。
- Q. 公立大学の設置は、三重大学が新拠点を設置するのとは手段も過程も異なることが考えられるので、その場合のスケジュールなどを確認したい。
- A. 大学新設には、令和13年度に開学する場合、令和11年10月までに文部科学省へ申請書類を提出する必要がある、その際には教員体制も確定していなければならない。そのためには、令和7年度中に学長や学部長となる中心メンバーを決定し、そのメンバーを中心に令和8年度から9年度にかけて教授陣を集めていくことを想定している。
- Q. 新設大学の教授陣や教員の確保には、学会での繋がりが重要であると思うが、本市の場合はゼロから関係性を構築する必要がある。また、全国的に理工系の教授陣が不足している中、どのように教授陣を集めるのか。
- A. 国のグリーン・デジタル人材を育成する方針に伴い、工学系ではおよそ70学部が国の理系転換の補助金申請を行っているが、その多くがデジタル・情報系に偏っている。一方で、本市が検討している素材・半導体分野は競合が少ない状況であるため、この分野の教授を早期に確保し、その教授の繋がりを活用しながら教授陣を充実させていきたいと考えている。
- Q. 昨年度当委員会が行政視察に行った周南公立大学の事例でも、当初は工学系学部を作って私立大学から公立大学への転換を目指したが、教授陣の確保が難しく、情報系に変更したと説明を受けた。理工系分野では、教授陣の確保が既存の大学でも難しい中、具体的な人材確保の手段はあるのか。
- A. 以前からこれまで国立100人、公立100人を想定し、公立大学の部分は独立行政法人などを立ち上げて教授陣を確保することなど検討を続けている。現在の基本計画策定委員会委員長の人脈を活用することで確保に努めていく。また、四日市ゆかりの半導体の第一人者の先生にも相談を行っている。教員体制だけでなく運営の職員体制も早めに検討していきたいと考えている。
- Q. 大学教員の採用では、日本国内だけでなく、半導体分野で優秀な人材が多いインドなど海外も視野に入れて、幅広く人材を確保していくことが望ましいのではないかと。
- A. 海外も意識しながら、広い視点で検討する。
- Q. 三重大学の発表で市民は心配に思っている。大学を設置するつもりはあるのか、改めて確認したい。
- A. 三重大学が四日市キャンパス設置を断念したわけではなく、開学時期の変更に伴い新拠点設置の公式の判断を次期学長のもとで行うことになったものである。大学施設は自由通路や駅前広場など鉄道事業者に関する施設と一体的な整備を行う必要があり、工事に時間がかかることから、大学の開学は当初想定していた令和11年度から13年度に2年遅れることとなった。これに伴い新拠点設置の判断時期も令和6年度から令

和8年度にずれ込むものである。また、現協定書も双方申出がなければ、特に手続きを経ず1年ごとに自動延長することとなっており、三重大学側からも申出がないことを確認している。本市としては引き続き、大学設置に向けて検討を続ける。

- Q. 容積率を緩和してJR四日市駅前に図書館を組み込むことができるのではないかと。
- A. イメージ図は建物の最大の規模を検討したものであり、法的な基準を整理したものではない。JR四日市駅前への図書館を設置することで、建物規模が大きくなり、中央通りとの一体性が担保しにくくなる、自動運転が整備されるが近鉄四日市駅からのアクセス性が低下する、新図書館を加えると更に検討工事の期間が長くなり、大学の開学時期が遅れる、建物の高さが上がり整備コストが増えるなどの理由により、大学と一体的に整備することは難しい。
- Q. 低層棟と高層棟に分けた理由を確認したい。
- A. 大学の建設により周辺への圧迫感や日照への影響を考慮して、1つにまとめずに2つに分けている。
- Q. 周囲のマンションは15階建てが多く、低層棟が6階しかないことは再検討すべきではないかと。他都市の事例を参考にして、図書館機能を分散させて、JR四日市駅前にも図書館機能の一部を組み込んでもいいのではないかと。
- A. 技術的には低層棟を更に高くすることは可能だが、図書館機能を配置するには用途地域の変更に加えて、容積率の緩和を都市計画審議会でも審議する必要があり、様々な影響を考慮すると慎重な判断が必要である。
- (意見) 官地を利用することで、大学と図書館の一体的な検討も可能ではないかと。様々な方法を検討すべきだ。
- Q. 三重大学学長の任期もあり、新拠点設置の公式な判断は一時休止することになったが、三重大学の協力なしに大学設置が難しいと感じている。三重大学が次期学長体制になるまで、本市の大学の設置に関する話は進まないのではないかと。
- A. 本市の大学設置には工事期間を考慮すると開学まで約6年かかるため、三重大学の学長選挙の時期と重なるというジレンマが生じる。本市は本市で大学設置に向けた検討を続け、どこかでスタートを切らないと大学設置は実現不可能である。そのため、令和7年度には組織や体制についての検討を行っていく。
- Q. 大学の基本計画が定まっていない現状においては、設置主体の構成をはじめ、想定で議論を行う状況なので議論するにも限りがある。基本計画はいつできる見込みなのか。
- A. 現時点で私立大学の設置について決まっていないことや鉄道事業者との協議に時間を要していることから、基本計画の策定は来年度に繰越す予定である。基本計画については、来年度の夏頃を目指して策定を進めていく予定であり、基本計画において、開学時期をはじめ、各年度で行う内容等のスケジュール、大学の設置主体などについても示していきたいと考えている。
- (意見) 大学があることで自由通路の意義も増してくるため、その点も考慮して取り組みを続けてほしい。
- Q. 港への視認性が確保されるとのコンセプトだが、実際には高層棟などで港は見えない

いのではないか。

A. 港側との繋がりを持たせるために、自由通路の上部に吹き抜け空間を設け、中央通りから港へと繋がる視認性を確保したいと考えている。

(意見) 中央通りにある稲葉翁像も考慮した整備を考えてほしい。

### **新保々工業用地関連事業等**

Q. 現在の状況を確認したい。

A. 令和6年7月から土地活用事業に係るプロポーザルを実施し、複数者から申し込みがあった。現在は提案内容を精査し、遅くとも年度内には優先交渉権者を選定できる見込みである。

Q. 令和7年度予算はどんなことに使われるのか。また、オオタカが国の国内希少動植物から除外されたが、今後の調査は市が行うのか。

A. 年度内に開発業者を優先交渉権者として選定し、来年度には土地売買の仮契約を結ぶ。その後、業者による境界測量、環境調査業務、地区計画の作成、未買収の土地所有者との交渉を進め、順調にいけば令和8年度に土地の売買契約を締結する見込みである。それまでは、市がオオタカの調査を継続し、土地の売買契約後はこれまでの調査結果を事業者を引き継ぐ予定である。

### **産学官連携推進事業**

Q. 東京大学のサテライトキャンパスが撤退したが、今後の当該事業の方針を確認したい。

A. 三重大学北勢サテライトへの補助金は従来どおりである。一方、東京大学などとの共同研究に向けた調査研究費については、来年度は東京大学の半導体の教授によるセミナーを開催する計画であり、その経費を計上している。また、他大学との連携も検討中であり、必要に応じて補正予算も含めて検討している。

### **新図書館等拠点施設整備事業費**

Q. 市役所北側民有地における図書館建設に関して、建物所有者と土地所有者が同一なのか確認したい。

A. 市役所北側民有地の主要地権者である企業と、銀行は、会社が土地と建物の両方を所有しているが、それ以外については、土地と建物で所有者が分かれている状況である。

Q. 新図書館の建設を急いでいる理由を再確認したい。

A. 前総合計画から位置付けされている事業であり、また、学生に学習の場を提供するだけでなく、子供の居場所としての役割や、多世代の方が本を通じた交流ができる場所として、市としては一刻も早く新図書館を整備していきたい。

Q. 主要地権者以外の地権者は、市の買収に応じる意向なのか。

A. 基本的に買収には応じてもらえる意向であり、その前提で交渉に入る。

Q. 交渉については、公にできない部分とできる部分のバランスを取ることが重要であ

る。今後の交渉をどう進める予定なのか。

A. 最終的な買収や借地に係る予算は、議会に提示し、承認を得る必要がある一方で、交渉の途中経過については、議会の理解を得るために、適切な方法で経緯を説明していく。

Q. スピード感を持ちつつも、足元を見られないよう慎重に交渉を進めることが重要だが、どのように考えるのか。

A. スピード感を持って進める場合でも、行政手続きの期間は必要であり、早いから手抜きになったり足元を見られたりするわけではなく、適正な手続きを行う中で交渉を進めていく。

Q. スピード感と慎重さのバランスを取りながら、市民の目線を忘れずに進めてほしい。特に、図書館の用地は購入を望む声もあり、公共施設の耐用年数を考慮すると、定期借地では将来的に市民の財産が残らない点が問題であり、借地か購入かは継続的な議論が必要ではないか。

A. 今回は普通借地を想定しているため、70年後に更地にする必要はなく、図書館として借り続けたい意思がある間は基本的に更新が可能である。70年という長期間では社会情勢や地権者の状況も変化することもあるので、その時点ごとに最善の方法を模索していきたい。

(意見) 市民からも一刻も早く図書館を設置してほしいという声もあり、前に進めるべきと考える。

## ＜歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第11目国際化推進費＞

### 国際交流事業

Q. 他市町において、学生を積極的に海外へ派遣する事業を行っているところがある。国際交流事業では、海外からの受け入れよりも派遣の方が安いと、国際交流の機会を増やすために、多くの子供を海外に派遣すべきではないか。

A. 他市町の事例を参考にしつつ、本市の国際交流の手段を研究したい。

Q. 天津市との交流の窓口が行政である理由を確認したい。

A. 天津市との国際交流事業における窓口は、これまでの経緯から外事弁公室を通すことが必要であると考えている。しかし、市長の訪問により新たな出会いや窓口が見つかれば、ロングビーチ大学交流のように新たな広がりができることを期待している。

Q. それならば、天津市から外国語学校などで本市の文化を紹介してもらえばいいのではないか。

A. 様々な手段が取れるように情報収集を続けたい。

Q. 今回、交流を予定しているロングビーチシティカレッジとはどんな学校なのか。

A. アメリカのシティカレッジは、日本の大学とは異なり、職業訓練的な要素を兼ね備え、入試を必要とせず、学びたい人が誰でも入学できる。同大学で2年間学習したのち、ロングビーチの4年制の大学へ編入し、卒業後にYEFとして本市を訪れる可能性があるため、この交流を継続し、発展させていきたい。

(意見) 相手が交流に満足できるような対応をすべきであり、また、eスポーツも盛ん

なようなので、うまく取り入れてほしい。

Q. 天津市への訪問団の構成はどう考えているのか。

A. 市長と議長、担当部局長及び担当者で考えている。また、商工会議所に声をかけて、同じ日程で経済団体の交流も検討している。

(意見) もう少し範囲を広げて検討してほしい。

#### 《歳出第8款土木費 第5項港湾費 第1目港湾総務費》

##### 四日市港管理組合負担金

Q. 港湾計画に位置付けを検討している臨港道路の南進計画については、コンビナート企業との調整が不可欠である。コンビナート企業の反応はどうか。

A. コンビナート企業からは、渋滞による通勤時間の短縮を期待する声がある一方、危険物を扱う施設の性質上、心配する意見もあることからルート選定には綿密な調整が必要と聞いている。

(意見) 霞4号幹線の渋滞緩和効果が十分発揮されておらず、この道路の開通による効果は明らかであるため、早期の事業化に向けて働きかけを進めてほしい。

Q. 臨港道路の検討ルートには、工場夜景が有名な場所があることなどから、景観について配慮すべきであるが、どのように考えるのか。

A. 工場夜景は本市の重要な魅力の一つなので、できる限り影響がないように検討していくと聞いている。

#### ○第2条 債務負担行為（関係部分）

別段の質疑、及び意見はなかった。

### 【財政経営部・経過】

#### ○第1条 歳入歳出予算

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第5目財政管理費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第7目財産管理費》

##### 普通財産管理費

Q. 追加資料の除草実績の一覧では、公簿地目の部分に「公園」とあるが、管財課の所管なのか。

A. 追加資料の一覧にある「公園」は、公園として管理している土地ではなく普通財産として管財課が所管しているものである。

Q. 宅地の除草回数が年1回となっているが、支障はないのか。

A. 年1回の草刈りを行っているが、現時点では特に問題はない。

Q. 近年はヤギを使った除草が注目されており、においや鳴き声の問題を考慮し、まずは山林など適した場所からヤギを導入することで、除草コストの削減が期待できるのではないか。

A. ヤギの放牧による除草については、普通財産の中で適した場所を検討していくが、他の自治体の事例を研究すると、囲いや人手の確保、レンタルしたヤギの活用法など課題が多いため、すぐに導入することは難しいと考える。

(意見) 他の自治体では、牧場からヤギをレンタルし、委託業者が管理することで、人が除草するよりもコストを抑えつつ、年中放牧を行っているため、これらを参考に、今後も研究してほしい。

Q. 牧場からレンタルしなくても、南部丘陵公園のヤギを活用すればいいのではないか。

A. 南部丘陵公園のヤギを活用した除草については、ヤギの貸出しに必要な作業や移動方法、安全性など、放牧に適した土地かどうかも含めて、所管課と活用について検討していきたい。

Q. 一覧の中に「学校用地」とあるが、学校の除草も管財課が所管するのか。

A. 当該学校用地は、旧笹川西小学校跡地の普通財産であるため、管財課が管理している。

Q. 普通財産管理費の予算は増額されているのか。予算が据え置きだとすると物価高騰の影響で管理が不十分になる恐れがないか。

A. 前年度よりも増額している。

### **車両管理費**

Q. 公用車の任意保険は事故があっても保険料が上がらないと説明があったが、予算額が増加しているのはなぜか。

A. 車両自体の価格が上がっているため、車両保険の保険料も上がっており、増額している。

Q. 民間保険では事故率の上昇と車両価格の高騰により支払いが増加し、保険料が年々上昇しているが、共済保険では上昇幅が小さい。これは、保険金の支出が少ないためと考えるが、共済会から支払われた状況を確認したい。

A. 共済会からの収入は、令和5年度は474万9911円で、令和6年度は2月末時点で約282万円である。

Q. 掛け金以上に保険金収入があった事例はあるか。

A. 過去5年の間にはない。

### **市庁舎等管理運営費**

Q. 省エネルギーのためにE S C O事業を導入するとのことだが、どれくらいの削減を見込んでいるのか。

A. 使用量を最低6%削減する見込みである。

Q. 市庁舎は地域新電力会社の電気を利用するのか。

A. 地域新電力会社から電気が供給されることになると聞いている。

Q. 地域新電力会社から公共施設に電気を供給することにより、どの程度の電気代削減が見込まれるのか。

A. 地域新電力会社への変更により電気料金に変更になるが、令和7年度については、新電力会社の経営体力をつける必要があると判断し、多額の削減効果は見込んでいない。

Q. 削減できる見通しがなければ導入する意味がないので、令和8年度以降はどのように考えているのか。

A. 令和8年度以降はその削減効果を見込んで予算編成を行いたい。

Q. E S C O事業の導入のスケジュールを確認したい。

A. E S C O事業については、令和6年度中にプロポーザル方式で優先交渉権者を選定し、現在、選定された優先交渉権者が設備等を確認して、6%の削減等の可能性や新たにできることを決めている。令和7年度の10月頃に本契約ができるよう手続きを進めている。

Q. 投資効果をどのように見込んでいるのか。

A. 最初の3年間は民間企業の知見を活用し、その後は知見を市が引き継ぐことで、将来にわたって光熱費の削減を継続していくことができると考える。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第23目諸費》

《歳出第2款総務費 第2項徴税费》

《歳出第4款衛生費 第4項上水道費》

《歳出第4款衛生費 第5項病院費》

《歳出第6款農林水産業費 第3項農地費》

《歳出第8款土木費 第7項下水道費》

《歳出第11款公債費》

《歳出第12款予備費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

○第2条 債務負担行為（関係部分）

○第5条 歳出予算の流用

別段の質疑、及び意見はなかった。

## 【財政経営部・会計管理課・経過】

○第1条 歳入歳出予算

《歳入全般》

**市有地売払収入**

Q. 四日市市土地開発公社が土地を購入したときの金額を確認したい。

A. この土地は、J R貨物ヤードの移転先として、四日市市土地開発公社が平成2年度

と平成8年から11年度にかけて先行取得を行った場所であり、平成17年度に四日市市土地開発公社から市が取得した時の簿価は28億6000万円であった。

Q. 今回売却することで約7億9000万円を見込んでいるが、購入時の約4分の1しか回収できていない。この大きな損失は誰が責任を取るのか。市民への説明が必要であり、責任の所在を明確にすべきだ。

A. 土地の取得価格と今回の処分価格に差があることは認識している。当初想定していた貨物ヤードの移転が頓挫し、今般売却に至ったこと責任は市にあると考える。

Q. 市が四日市市土地開発公社から28億6000万円の簿価で土地を購入した時点で、損失が生じることは分かっていたはずであり、それを承知の上で、四日市市土地開発公社の経営健全化計画の中でそのような処理を行った。その処理をした上で今回土地を売却するにあたり、市の責任ならば市長が市民に謝罪すべきではないか。

A. この土地については、四日市市土地開発公社の経営健全化の取組として、市が損失分を負担する形で議会に随時説明を行い、ご理解を得てきたと認識している。今回、土地が売却される段階になったからということで、改めて責任を取ったり謝罪したりする必要はあるとは考えていない。

Q. 四日市市土地開発公社の経営健全化のため、市が簿価で土地を取得した一方、四日市市土地開発公社は別の土地を時価で売却して損失が発生していたが、その穴埋めも市が行った形になっていた。今回の売却によって損失額が確定したのだから、市民に対して損失を説明し謝罪すべきだ。健全化計画の中で説明済みだからという理由で無視はできないのではないか。

A. 四日市市土地開発公社の経営健全化にあたっては、時価と簿価の差による損失の発生を前提としたスキームを説明し、処理を行った。今回の売却で損失額が確定したことによって、新たに責任が生じるものではないと考える。

Q. 地元の農業従事者の中には、平成8年当初に土地を売却した人と、売らずに持ち続けた人との間で大きな差が生じており、売らなかった人は嫌な思いをしている。市長は、税金の損失と、厳しい条件下で農業を続けてきた人々の状況を認識し、市民の気持ちを理解する必要があるのではないか。

A. 土地の所有者の気持ちは理解するが、土地を売却することで何か新たな責任が生じるものではないと考える。

Q. 当該土地の中には産業廃棄物が残置されているが、それはどのように解決するのか。

A. 不動産鑑定士による鑑定評価にあたり、産業廃棄物の存在を情報提供した上での評価を依頼しており、その鑑定評価額に基づいて売却を進める。売却にあたっては、瑕疵担保責任を果たすために、産業廃棄物が残置されていることを重要事項として明示した上で、一般競争入札を行う予定である。

(意見) 市民感情として、四日市市土地開発公社がこれだけの損失を出したことに對し、市の責任者から市民へ謝罪の言葉があり、その上で責任の所在を明らかにすべきだと強く要望する。

#### **石油貯蔵施設立地対策等交付金**

- Q. 石油貯蔵施設立地対策等交付金は、コンビナート災害時の安全協力費の意味合いもあるため、沿岸部の防災・安全対策に使うべきという認識に変わりはないか。
- A. 当該交付金は、石油貯蔵施設が立地している自治体や周辺自治体に対し、施設があることで生じる行政需要への財政的支援を目的としている。今年度は北消防署に配備を予定しているはしご車の更新の財源の一部とする。
- Q. 石油貯蔵施設立地対策等交付金は、一般財源でも購入可能なはしご車ではなく、沿岸部の津波避難タワーや学校への耐震性貯水槽の配備など、市民の心配を払拭し、感謝される事業に充当すべきではないか。
- A. 当該交付金は、石油貯蔵施設が設置されているがゆえの行政需要に対する国からの交付金であり、交付にあたっては、事業との関連性を国に報告した上で交付される。この交付金の事業整備の必要性については、今後も担当部局と協議しながら進めたいと考える。
- Q. 旧楠町では充当できたことが、なぜ本市はできないのか。
- A. 本市の消防・防災関連の予算額の規模は大きく、一般財源の占める金額も大きいため、この交付金を活用している。
- (意見) 市民にとってわかりやすい説明が必要であり、全市的なものよりも沿岸部の整備を第一義的に考えるべきだ。

### ○第3条 地方債

### ○第4条 一時借入金

別段の質疑、及び意見はなかった。

## 【会計管理課・経過】

### ○第1条 歳入歳出予算

#### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第6目会計管理費》

#### 窓口収納手数料、振込手数料

- Q. 指定金融機関等における公金取扱業務に関して、金融機関に対して支出する振込手数料の年間の金額を確認したい。
- A. 振込手数料は、令和6年10月以降の公金振込から負担が必要となり、まだ年間の実績はない。令和7年度当初予算は、過去の各金融機関への支払方法別の件数を基に積算し、今年度の約2倍の6814万1000円を見込んだ。
- (意見) これからは費用を負担して金融機関に公金取扱業務を委託することになるので、適正かつ迅速な処理がなされるよう注視してほしい。

## 【総務部・経過】

### ○第1条 歳入歳出予算

#### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

#### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第2目人事管理費》

##### 階層別研修費

Q. 再任用職員向けに接遇などの研修等が必要ではないか。

A. 職員には、新規採用から50歳過ぎまで必要な研修を実施しているが、一部、公務員としての基礎的な接遇が徹底できていない点は反省している。研修や個別対応等、改善できるように努めたい。

#### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第3目恩給及び退職年金費》

#### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第4目文書広報費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

#### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第9目計算記録管理費》

##### 標準化システム移行整備事業

Q. 標準化システムの事業には多額の費用が計上されているが、この標準化がどのように住民サービスの向上につながるのか説明してほしい。

A. 標準化により、住民情報、税情報、福祉情報などのデータが標準レイアウトで連携され、ワンストップサービスの実現等、業務の効率化が可能となる。将来的には、全国的な情報共有で、転居時などに更なる効率化が期待でき、それが市民サービスの向上につながる。

Q. ガバメントクラウド利用料として約3億円が計上されているが、単年度でこれだけの利用料が発生するのか。

A. 来年度からは本番稼働までのテスト期間も含めて利用料が発生するため、令和7年4月以降は年間約3億円弱の利用料を支払う。これは本市だけでなく、同規模の自治体も同様の額を支払うことになっている。

Q. これほどの多額の費用を全て、利用する側の各自治体が負担しなければならないのか。

A. クラウド利用料と回線利用料は補助金の対象外であり、市の負担となる。一方で、システム構築費は国の補助金が適用される。当初は3億円程度の補助だったが、各自治体から苦情が相次ぎ、14億円に増額された。

Q. 同じ事業の中に「標準化システム移行に係る推進支援費」という項目があるが、「標準化システム移行費」と何が違うのか。

A. 推進支援費は、システム移行に関わる進捗管理や課題整理などを行うコンサルタント業者へ支払う経費である。

Q. 予算額の標準化システム移行費と予算額の国庫支出金には 1000 万円の差額があるが、これについて説明してほしい。

A. 標準化システム移行費の中に、国の補助の対象外の費用があるため、差額が生じている。

Q. どこの自治体も標準化システムに必ず移行しなければならないのか。

A. 標準化システムへの移行は全国の自治体が行わなければならない必須の事業である。当初は国から令和 7 年度末までの移行が求められていたが、昨年の 12 月に国の方針が緩和され、自治体によっては移行スケジュールを遅らせるところがある。

Q. 標準化システムへの移行は、健康保険証などのマイナンバーカードへの一体化に影響があるのか。

A. 影響はない。

### **AI・RPA等のICT活用促進事業**

Q. デジタル人材育成に約 1700 万円の費用が計上されているが、その内容を確認したい。

A. 研修資料の作成や研修実施に係る人件費がほとんどであり、集合研修と動画研修のコンテンツ作成から動画撮影、実施に至るまで、全て一つの事業者に委託している。

Q. この研修を受けた職員はデジタル人材になったのか、費用対効果を確認したい。

A. 研修後のアンケートでは、約 9 割の参加者が満足感を示しており、研修を機に生成 AI などのツールを初めて使用した参加者が多く、便利なツールの存在に気づきを得ているため、研修の目的は達成されていると考えている。

Q. デジタル化が目的ではなく、デジタル研修での気づきを行政業務に取り入れ、行政サービス向上につなげることが重要であり、研修後のフォローアップが必要ではないか。

A. 研修後のフォローアップとして、各所属における毎年度の職場研修のテーマの一つに「DX推進」を設定し、各課でDX推進リーダーが中心となって目標を立てて取り組む。

### **デジタルデバйд対策費**

Q. スマホ教室について、資料には各教室の参加者の延べ人数が記載されているが、同じ参加者が複数回参加しているということか。

A. 午前、午後と連続する教室を受講する参加者もいるため延べ人数で記載している。

Q. サポート人材育成が進むとより効果が高まると思うが、サポート人材の効果検証や状況を把握しているのか。

A. 令和 5 年度の 25 名のうち数名が、今年度のスマホ教室でボランティアとして参加している。教室で教えるハードルは高いが、家族や知人に教えている人もいる。令和 5 年度と 6 年度で 70 名以上が育成されているため、今後も活躍の場を提供し、支援していきたい。

Q. 市民生活部が地区市民センターでいろいろな教室をしているが、それとの連携はどうか。

A. 地区市民センターは独自の事業としてパソコン教室などを開催していると聞いているため、市民生活部と連携して、今後の取り組みについて調整していきたい。

### **行政手続のデジタル化事業費**

Q. オンラインで可能な手続きの一覧は、市のホームページなどで公開しているのか。

A. 令和6年度に導入見込の内容も含めて、市のホームページで公開している。

Q. 書かない窓口の内容を確認したい。

A. 書かない窓口とは、市民が申請書に手書きする負担を軽減するため、マイナンバーカードや運転免許証などから氏名や住所、生年月日などの情報を読み取り、あらかじめ申請書に印刷しておくことであるが、今年度はその機器を導入したところである。

Q. 回らない窓口の内容を確認したい。

A. 回らない窓口とは、例えば、転入に伴うこども医療費申請、ペットの住所登録など、従来では複数の窓口へ行って手続きしていた内容を、一つの窓口で行うことができるワンストップサービスである。

Q. 窓口はどこに置くのか。

A. 市庁舎1階を考えている。

Q. お悔み関係の手続きは既にワンストップ化されているのか。

A. 現在は標準化システムの導入を優先して対応しており、お悔み関係の手続きはワンストップ化されていないが、令和8年度の導入を目指して内容を検討している。

### **＜歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第15目人権推進費＞**

#### **人権教育・啓発推進事業**

#### **人権意識向上・人材育成事業**

Q. 当初予算資料に「人権啓発のための教材等の開発・作成を行う」とあるが、この作成された教材等を使って啓発活動を行うのは人権・同和教育推進協議会か。

A. 各地区の人権・同和教育推進協議会や市の事業や研修などで使用する。

Q. 人権大学や人権フェスタの参加者の年齢層が固定化されているように感じており、新しい切り口での啓発活動が必要ではないか。特に若年層の意識を高める必要があり、従来とは違う方法の啓発活動を考えているか。

A. 人権大学では、オンラインでの研修も行っており、今後も実施していきたい。また、人権フェスタでは子供向けのイベントを催しており、学校のポスター・作文の表彰などもあるので、若い世代が人権フェスタに来てもらい、様々な人権の活動を知っていただき、幅広い世代に人権について考えてもらうきっかけとなるよう努めていきたい。

### **＜歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第23目諸費＞**

別段の質疑、及び意見はなかった。

### **＜歳出第2款総務費 第4項選挙費 第3目参議院議員選挙費＞**

#### **投票所の運営**

Q. 令和7年度に執行予定の選挙では、過去の選挙から改善した事項はあるか。

A. 令和7年度に予定されている参議院議員通常選挙と三重県知事選挙では、夏場の選挙であることを考慮し、空調設備のない30か所の投票所にスポットクーラーを導入し、来場する選挙人に快適な投票環境を提供できるよう改善を図る予定である。  
(意見) 少しでも投票率が上がるように改善に努めてほしい。

#### 《歳出第2款総務費 第5項統計調査費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

#### ○第2条 債務負担行為（関係部分）

別段の質疑、及び意見はなかった。

### 【危機管理統括部・経過】

#### ○第1条 歳入歳出予算

#### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第14目防災対策費》

#### 組み立て式給水タンク

Q. 給水タンクは発災直後ではなく避難所で使用する目的だが、液状化などで給水車が避難所へ行けない場合の発災直後の対応は決まっているか。

A. 貯水タンクなどの利用を関係部局と検討中である。

Q. 貯水タンクは外部から給水可能なのか。また、貯水タンクを利用できるならば、給水タンクは不要ではないか。

A. 給水タンクは各地区市民センターへ配備し、貯水タンクは避難施設にあるものを利用する想定であり、それぞれ活用する場所が異なる。また、貯水タンクによっては外から給水できるものもある。

Q. 整備する順番は発災直後に必要となるものへの対応が先ではないか。給水タンクの配備も重要だが、令和6年能登半島地震の発災直後に水が不足することは本市も同様なので、整備にかかる優先順位についての方針を確認したい。

A. まずは自助の考えで発災直後には各自で備蓄する飲料水を使ってもらおうという前提があり、その上で貯水タンクや給水タンクなどの使用を考えるので、様々な手段を並行して考える。

Q. 飲料水の備蓄の手段の一つとして家庭用ウォーターサーバーを利用することはできないか。市から補助をすることで、家庭での備蓄水を増やすことができると考えるがどうか。

A. 各家庭での備蓄を促進するには有効だと考えるが、個人での使用量や補充のタイミングが異なるため、補助については様々な観点から検討する必要がある。

Q. 使用する水ではなく、サーバーの設置費用の補助をすることで、飲料水の備蓄への啓発ができるのではないか。

- A. ウォーターサーバーは平時から使えるメリットがあり、備蓄の飲料水を確保することに繋がる可能性があるが、補助については研究が必要である。
- Q. 市は市民がウォーターサーバーを設置することを推奨するのか。それは、平時を想定していない考えであり、四日市の水を使ってもらおうという上下水道局の取り組みを無駄にするのではないか。
- A. 災害時の1つの選択肢としてということであるが、水の備蓄の方法は様々あるので、どのような方法があるのか、啓発のことも含めて検討していく。
- Q. 1台の給水車で何か所の給水タンクへ給水できるのか。
- A. 上下水道局の給水車が1.6tから2.0tと聞いており、給水タンクは1tまで入るので2か所に給水可能である。
- Q. 住民が水を早く欲しがらる中で、水が不足しないよう調整するのが市の重要な仕事だと考えており、訓練を通してノウハウを学ぶべきではないか。
- A. 給水車の到着前に水を必要とする住民への対応は、発災状況に応じて異なる。自助による持ち出しを基本としつつ、備蓄を持ち出せなかった住民への水の提供方法を、様々な手法を組み合わせることを検討したい。
- Q. この給水タンクは何人分の水を供給する想定なのか。
- A. 満タンに入った状態で約300人を想定している。  
(意見) 地区市民センターの給水タンク1基では、地区の需要に対応できない。給水車が順調に巡回しても、避難所での飲料水は不足すると想定されるので、備蓄の増強など、多重の対策を研究してほしい。
- Q. この給水タンクは簡単に組み立てられるのか。
- A. 組み立ての訓練を受けた人なら20分程度で組み立てられる。初めてでも説明書があるので組み立ては可能である。
- Q. この給水タンクは誰が組み立てるのか。
- A. 現時点では明確に決まっておらず、地区市民センターの職員、地域の防災関係者などが考えられる。
- Q. あらかじめ明確に上下水道局が役割分担を決めておいて、組み立てる可能性がある人は訓練をするなど、事前に準備する必要があるのではないか。
- A. 訓練の実施も含めて関係各所と協議する。
- Q. 配備されているものを訓練に使用できないのか。
- A. 配備しているものを使用できないわけではないが、すでに使用しているものが上下水道局にあるので、できるだけそれを使用していきたい。
- Q. 給水タンクへの給水回数は増えることはあるのか。
- A. 給水車の運用範囲や給水回数は、発災状況に応じて異なるため、その時に上下水道局などと相談の上、決定する必要がある。
- Q. 給水については上下水道局と協議する内容が多いが、協議は行われているのか。
- A. 給水や備蓄などについて1か月から2か月に1回は協議している。  
(意見) 耐震の水道管への敷設替えが終わっていない場所の共有などは重要なので、協議は継続してほしい。

Q. 30基では少ないのではないかと。1地区でも複数個必要になる場合があるのではないかと。

A. 各地区1基を配備するが、発災後は日数経過とともに外部からの応援も想定されるので、そこから給水タンクを持ち込んでもらうなど、様々な対応を想定している。

Q. 拠点倉庫には複数必要ではないかと。

A. 各拠点倉庫には2基ずつ配備する計画である。

(意見) こちらからの要請がなければ給水タンクが追加で来ない可能性があるため、更なる備えが必要ではないかと。発災時は予想外の事態も起こり得るので、危機感を持ってより充実した備えをする必要がある。

Q. 夜間の使用は想定されているかと。

A. 夜間の使用も考えられるが、照明は各地区市民センターに配備されている発電機と照明器具を使用することになる。

(意見) 夜間の使用を想定したマニュアルを整備する必要があり、地区市民センターの電気自動車の活用や、また、設置場所もあらかじめ決めておく必要があると考えられる。

### **防災システム整備事業費**

Q. 河川の水位状況を確認できるページで、ライブカメラの映像も見られるということか。何を目的にしているのか。

A. 危機管理課が業務で使用する画面で、一度に複数の河川のライブカメラを見られるようにする。これに加え、鹿化川は水位が上昇しやすく、避難情報を出すリードタイムが短いという課題があり、そこを補完するために監視カメラなどを設置する。

Q. 市が管理する河川と県が管理する河川の水位を見るページが別々で不便なので、一元的に見られるページへの改善をすべきではないかと。

A. 川の管理は所管ごとに分かれており、それを集約するシステムを組むには、費用をかけて外部に依頼する必要がある。予算を投じれば実現の可能性はあるが、現時点では考えていない。

Q. 既にシステムのあるSアラートを使えば、システム開発より安価に河川の水位状況を配信することができるのではないかと。

A. 水位情報はSアラートで配信可能だが、既に県の「防災みえ」でも確認できる。また、本市の防災気象情報のページでは、国・県・市の水位計情報を掲載しているが、全ての水位計情報を一元管理するには、大規模なシステム改修が必要となり、多額の費用がかかる。

Q. 鹿化川の水位が上がると天白川の水位も上昇する機会が多いので、片方だけではなく天白川にもカメラを設置する必要があるのではないかと。

A. 鹿化川は県の水位周知河川に指定されており、今後、他の河川でも必要性が認められれば、効果的な場所に順次設置していきたい。

(意見) 鹿化川への監視カメラなどの設置は前向きに取り組むべき課題であり、設置後は天白川などへの設置の必要性も認識し、予算面を含めて対応を検討してほしい。

## 緊急告知ラジオ

- Q. 現在、在庫はあるのか。
- A. 現在は市で在庫を持っておらず、購入希望者へ購入補助を出している。
- Q. 周知はどのようにしているか。
- A. 広報よっかいちへ案内を掲載しており、実際に案内が掲載された広報が配布され始めると、何件か問い合わせがあった。また、販売業者であるCTYにも広報を依頼している。

## 防災倉庫管理費

- Q. 一般質問で歯ブラシの備蓄の提案があったが、備蓄すべきではないか。
- A. 現時点では、市による歯ブラシの備蓄は考えていない。ただし、社会情勢や国の方針変更などにより検討する可能性はある。
- Q. 歯ブラシの備蓄は、現在の社会情勢から見ても必要だと考える。市民への啓発も大切だが、それと並行して市でも備蓄すべきではないか。
- A. 歯ブラシの有効性は理解するが、歯ブラシ以外にも様々な物資の要望が出てくる可能性があるため、備蓄物資全体を整理した上で、歯ブラシの備蓄について検討したい。  
(意見) 有効性を理解したらすぐ実行すべきであり、備蓄品の中には個人で準備できるものも防災倉庫に備蓄されているので、歯ブラシも市の備蓄としてもあるべきだ。真剣に検討してほしい。
- Q. 使うのが一部の人であっても、需要があるなら備蓄すべきではないか。
- A. 備蓄するにしても様々な観点からの検討は必要だと考える。
- Q. 一般質問の答弁では歯みがきの指導に関する教育委員会との連携について答弁があったが、その点についてはどのように考えるか。
- A. 教育委員会と防災に関する啓発について意見交換しながら、まずは子供たちが学校に歯ブラシを持ってくることから始めるのが良いと考える。そこから、市での備蓄が必要だと判断されれば、備蓄を検討することになる。  
(意見) 歯は健康に直結する重要な要素であり、避難所での歯ブラシの備蓄は、持参を忘れた人へのサポートとして必要だと考える。
- Q. 飲料水の備蓄は命に直結する重要な課題であり、歯ブラシの備蓄よりも優先度が高いので、有事の際に必要なものから優先的に備えるべきだと考えるが、市の考えを再確認したい。
- A. 避難所での口腔ケア不足が、肺炎などに罹患するリスクを高めるという統計もあり、歯ブラシの必要性は認識するが、現時点では市が最初から備蓄するのではなく、まずは個人で用意すべきだと考える。今後、備蓄の必要性が高まれば、改めて検討する。  
(意見) 行政は避難所での飲料水、食料、トイレなど最低限の物資を優先的に確保すべきである。発災直後は、自助・共助で近隣の命を助ける行動が最優先であり、これらに直結する3点の確保が重要だと考える。
- Q. 避難所では隣の音が気になるので耳栓を備蓄すべきではないか。
- A. 避難者の主観による部分が大きいので、市の備蓄にはそぐわない。

(意見) 被災地ボランティアなどで避難所で宿泊するときに、耳栓があるだけで快適さが変わるので、防災バッグへ入れておくように周知してほしい。

Q. プライベートテントの検討状況を確認したい。

A. 国や三重県の動向を確認しつつ、備蓄計画の見直しを検討している。来年度は、まず備蓄物資を置く場所の確保状況を把握し、その上で備蓄物資の種類や量について検討していきたい。

(意見) プライベート空間の確保は避難者にとって重要であり、個人で備蓄できないので、市が対応すべき課題である。備蓄物資の保管場所については、業者と提携するなどの方法も考えられるため、ぜひ取り組みを進めてほしい。

### **住宅耐震化促進事業費**

Q. 耐震シェルター設置事業補助金の補助の内訳を確認したい。

A. 補助額の上限は 75 万円で、設置費用の 2 分の 1 を補助する。最終的な負担割合は、申請者の自己負担が 2 分の 1、市と県がそれぞれ 4 分の 1 ずつとなる。

### **《歳出第 9 款消防費 第 1 項消防費 第 4 目水防費》**

別段の質疑、及び意見はなかった。

## **【監査事務局・経過】**

### **○第 1 条 歳入歳出予算**

#### **《歳出第 2 款総務費 第 6 項監査委員費》**

別段の質疑、及び意見はなかった。

## **【議会事務局・経過】**

### **○第 1 条 歳入歳出予算**

#### **《歳出第 1 款議会費 第 1 項議会費》**

### **政務活動費**

Q. 旅費規程の変更による業務への影響はあるか。

A. 従来どおり旅費明細を事務局が作成することに変わりはないため、ほとんど影響はないと考える。

Q. パック旅行を利用すると宿泊費や食費などの切り分けが難しいが、どのように考えるのか。

A. 明細を確認してホテル代の上限額や効率的なルート設定がされているか確認する必要がある。相談を受けた際に、参考行程を作成してお示しするので、その限度内で旅行代理店と交渉して規定の範囲内でパック旅行を組んでもらうようお願いすること

になる。パック旅行は、現時点では取り扱っていないが、人事課の会計上の流れを確認中であり、人事課が示した手順に準じて議会事務局でも確認作業を行うことになる。制限額を超える支払いは避けなければならないため、十分に確認した上で支払いを行う。

Q. パック旅行の利点は費用が安くなることだが、個々の費用を計算するのが難しい可能性があり、内訳が分かるパック旅行は少ないのではないか。

A. パック旅行が認められた趣旨は事務の煩雑さ防止であり、事務局の確認作業は上限額超過や対象外費目の有無などに限定される。通常の場合、パック旅行は正規の積算額より安くなるため、実際としては提出された請求書のまま支払われることが多いと考えられる。

### **視察受入**

Q. 視察受入団体の振る舞いに品格に欠ける団体があった。視察受入を有料化すれば、真剣に視察に臨む団体が増えるのではないかと考えた。費用を徴収することを検討してはどうか。

A. これまで有料化を検討したことはないが、有料化することとなると、本市への視察受入が有料にもかかわらず、本市から視察に行く場合は無料であるという不均衡が生じるため、いただいたご意見は議長に伝えたい。

(意見) 視察受入を有料にしている自治体を調査し、有料での視察受入の意義と集まった費用の使途について調査した上で検討してほしい。

## **議案第 99 号 令和 7 年度四日市市桜財産区予算**

### **【財政経営部・経過】**

#### **○第 1 条 歳入歳出予算**

##### **《桜財産区》**

別段の質疑、及び意見はなかった。

## **議案第 137 号 令和 6 年度四日市市一般会計補正予算（第 9 号）**

### **【消防本部・経過】**

#### **○第 1 条 歳入歳出予算の補正**

《歳出第 9 款消防費 第 1 項消防費 第 1 目日常備消防費》

《歳出第 9 款消防費 第 1 項消防費 第 2 目非常備消防費》

《歳出第 9 款消防費 第 1 項消防費 第 3 目消防施設費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

## 《その他》

### 入札について

- Q. 入札差金による減額補正が多いが、見積りの精度が悪いのではないか。予算が不足することは避けなければならないが、予算要求の正確性も必要ではないか。
- A. 適正な積算は重要であると認識しており、工事担当課と協議したい。

## ○第2条 繰越明許費の補正（関係部分）

- Q. 前金払いの請求辞退の件数は多いのか。
- A. 工事を発注する上で前金の予算は確保しているが、頻度は少ないが発生する。

## 【政策推進部・経過】

### ○第1条 歳入歳出予算の補正

#### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

#### 企業版ふるさと納税基金積立金

- Q. 企業版ふるさと納税寄附一覧にある「中学校の技術の授業で使用する電動やすりの物納」は、市内全ての中学校に寄附されたのか。
- A. 全ての中学校に6台ずつ寄附いただいた。
- Q. 学校との意見のすり合わせはどのように行ったのか。
- A. 寄附をした企業は、将来のものづくりに携わる子供を増やしていくきっかけにしたいと考え、地域の中学校に貢献できるものを贈呈したいとのことから、教育委員会とすり合わせを行った。その中で、学校現場からの意見も取り入れ、子供たちが安全に使用できるものとして電動やすりが選ばれた。
- Q. 企業からの寄附は地域や学校に有益であり、企業版ふるさと納税の事例を周知することで、それを知った他の企業から今後の寄附増加が期待できると考えるので、このような事例を広報すべきではないか。
- A. 次年度には、本市独自の企業版ふるさと納税のPRサイトを作成し、寄附企業の紹介や、市が充当した事業を紹介することで、本市への寄附が社会貢献性の高い事業に繋がることをアピールする。  
(意見) 企業へのPRは大きなメリットに繋がる可能性があるので、取り組みを進めてほしい。
- Q. トイレトラックのように企業名を入れることができるものは、寄附企業の名前を入れるべきではないか。
- A. 企業名を入れることを寄附者が希望する場合には検討したい。
- Q. トイレトラックの購入において、企業版ふるさと納税の寄附金を充当して不足する金額はあるのか。
- A. トイレトラックについては、事業費の一部に企業版ふるさと納税の寄附金を充当し、残りは環境部が補助金等で工夫して財源を確保している。

Q. 企業版ふるさと納税基金は将来的にどのくらいまで積み立てたら、どのように使用するのかといった計画はあるのか。

A. 基金を増やすことが目的ではなく、あくまで当年度の事業に充てることが原則であり、翌年度以降の事業に充当する場合に基金へ積み立てるという制度である。

(意見) 多額の寄附をもらうので、寄附者の意向を正しく反映できるように事業を執行してほしい。

## 《歳出第8款土木費 第5項港湾費》

### 四日市港管理組合負担金

Q. 県は交付団体なので、四日市港管理組合負担金の一部が普通交付税で戻ってくると考えられるが、大まかな金額を確認したい。

A. 確認の上、後日回答する。(後日、資料配信)

Q. 県と本市の負担割合に対して、普通交付税分を差し引いた実質的な負担金額は本市の方が多いと考えられるため、ポストなどを含めて、市がもっと意見を言える関係性を県と構築すべきではないか。

A. 近年では、港の長期構想において市の進めるみなとまちづくりや霞4号幹線の南進、塩浜の海岸保全などを位置づけるよう強く要望し、その意見が計画に反映されるなど、四日市港管理組合や県と良好な関係で意見交換ができています。ポストについても引き続き要望していく。

Q. セントレアへの海上アクセスについて検討しているのか。

A. みなとまちづくりプランを進めることで、旧港に人のにぎわいが生まれ、民間の投資のチャンスが出てきたときには、必要に応じて検討したい。

## ○第2条 繰越明許費の補正 (関係部分)

別段の質疑、及び意見はなかった。

## 【財政経営部・経過】

### ○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第7目財産管理費》

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第23目諸費》

### 財政調整基金

Q. 財政調整基金等の利息収入増は喜ばしいが、今後の利息の見通しはどのように立てているのか。

A. 今後も金利は上昇傾向と想定される。基金運用益は金利上昇により増額となったが、一方で、借入金利息も上昇するため、金利の上昇は市の財政にマイナスの影響も出ると認識しており、市債残高を注視しながら慎重な財政運営を行う。

(意見) 今後、借入金利息の増加を考慮した見極めが必要であり、大規模事業だけでな

く、小さな部分も含めた財政チェックを徹底してほしい。

### **市税過納返還金**

Q. 法人市民税の還付額が当初の見込みを下回った理由は。

A. 過去の大企業再編時には1億円規模の法人市民税還付が発生したため、今回も同様に見込んでいたが、企業の業績が良好だったことにより返還の必要がなくなり不用となった。

### **《歳出第11款 公債費》**

別段の質疑、及び意見はなかった。

## **【財政経営部・会計管理課・経過】**

### **○第1条 歳入歳出予算の補正**

#### **《歳入全般》**

#### **内部・八王子線基金寄附金**

Q. 運営が順調で5100万円の寄附金があったとのことだが、市の支出としては、今般の寄附金の収入よりも支出の方が大きいことは把握しているか。

A. 施設の保守や整備は市が行うため、指摘については把握している。寄附金は内部・八王子線基金に積み立て、それらの費用の財源として活用していく。

Q. 設備投資を含めるとマイナスが出ていると考えられ、基金も減少傾向にある。財政的に正確な状況を把握し、基金枯渇の見通しや補充時期を考える必要があるのではないか。

A. 担当部局では、基金の活用方法も含め、新しい鉄道事業再構築実施計画の策定を行っている。今後も、投資金額や基金残高を考慮し、他の財源活用も含めて十分に検討していく。

(意見) 説明では寄附金や運営費だけでなく設備投資等の情報も示すべきである。基金積立てにも関わるため、正確な状況把握に努めてほしい。

### **○第4条 地方債の補正**

別段の質疑、及び意見はなかった。

## **【会計管理課・経過】**

### **○第1条 歳入歳出予算の補正**

#### **《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第6目会計管理費》**

#### **公金収納関係経費**

Q. 窓口収納手数料の単価について、県とはどのような調整をしたのか。

A. 県内 14 市の会計管理者で構成される「三重県都市会計管理者協議会」において、単価の減額とともに、県内同一の単価となるよう協議を行った。同協議会の取りまとめ役の津市が、三重県とともに、金融機関の代表と交渉した結果、最初に提示があった単価 66 円（税抜き）から最終的に 33 円（税抜き）に引き下げとなった。これにより、当初予算に不用額が生じることになり、今回の補正予算案の上程となった。なお、窓口収納手数料は、国が一律に定めるものではなく、各自治体と金融機関との交渉によって定めるものである。

（意見）手数料単価が 66 円から 33 円に半減となったのは、金融機関が各自治体の財政事情を考慮してくれた結果であると思われ、高く評価できる。将来的に値上げとならないよう、今後も金融機関との関係性を継続してほしい。

## 【総務部・経過】

### ○第 1 条 歳入歳出予算の補正

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 1 目一般管理費》

#### 会計年度任用職員経費

Q. 減額補正が計上されているが、これは必要な人員を確保できなかったということか。

A. 育休代替など年度途中で職員が不在となった場合の人員の予算であり、おおむね充足できていると認識している。

Q. 確保できなかった場合には再募集をしているのか。

A. 一度の募集で採用に至らなかった場合には、繰り返し募集をかけて確保に努めている。

（意見）働き手が減少している中、働いている職員に負担とならないよう、育休代替等の人材の確保に取り組んでほしい。

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 2 目人事管理費》

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 9 目計算記録管理費》

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 23 目諸費》

《歳出第 2 款総務費 第 4 項選挙費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

## 【危機管理統括部・経過】

### ○第 1 条 歳入歳出予算の補正

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 14 目防災対策費》

○第 2 条 繰越明許費の補正（関係部分）

## **防災倉庫整備事業費**

- Q. 追加配備が完了予定の見込みはあるか。
- A. 令和7年以内に完了したい。
- Q. 令和6年度に前倒しして、次年度に繰り越す理由を確認したい。
- A. 当初は市の独自予算事業として令和7年度に予定していたが、国が令和6年度の補正予算で補助対象としたため、事業を前倒しして令和6年度予算で着手したい。
- Q. 全国の自治体と同じタイミングで発注することになるので、問題なく納品されるのか。
- A. メーカーに確認しているが、需要の急増はあるものの、発注から4か月程度で納品可能との返事があった。
- (意見) 全国で争奪戦になるので、遅れないように執行してほしい。
- Q. 配備場所はどこか。
- A. 指定避難所となっている小学校などに配備する予定であるが、他自治体で災害が発生したときにトイレカーと一緒に応援物資として活用できるように、各地区市民センターへの配備分は、拠点倉庫で集中備蓄する。
- Q. この簡易トイレセットはバキュームカーが必要なのか。令和6年能登半島地震でもバキュームカーが不足したと聞いており、配備できるのか。
- A. 当該物品は密閉袋で使用するのでバキュームカーは不要だが、その他のトイレでバキュームカーが必要なものもあるので、環境部と連携しつつ対応することになる。

## **議案第147号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第1号）**

### **【財政経営部・会計管理課・経過】**

#### **○第1条 歳入歳出予算の補正**

##### **《歳入全般》**

別段の質疑、及び意見はなかった。

### **【結果】**

以上の経過により、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

## 総務常任委員長報告（令和7年2月定例会月議会）

総務常任委員会に付託されました8議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第100号 四日市市刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ないし、議案第102号 四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第103号 四日市市職員給与条例の一部改正について、委員からは、必ず人事院勧告に従わなければならないのかとの質疑があり、理事者からは、給与の支給決定には国や他の自治体等との均衡の原則があるため、基本的には人事院勧告に準じて対応している。しかしながら、地域手当の支給率が非常に高い自治体に隣接している場合、人材確保の観点から、各自治体の判断により独自の地域手当を設定している事例はあるとの答弁がありました。

また、委員からは、支給割合を下げないでほしいとの職員の声を聞いたが、現状を維持することはできないのかとの質疑があり、理事者からは、職員団体との交渉の結果、来年度は9%とし、周辺自治体の状況を見ながら、来年度以降も協議を継続していくことで合意しているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、本市の職員給与は、ラスパイレス

指数で全国上位であり、給与総額では県内他自治体と比較して高い水準にあるのかとの質疑があり、理事者からは、令和6年度のラスパイレス指数は101.6で、県内の市町では一番高い水準であるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、人事院勧告に準じない場合にペナルティはあるのかとの質疑があり、理事者からは、以前は国の地域手当率に準じない場合には、交付税の減額措置といったペナルティがあったが、昨今の人材確保が難しい状況を踏まえて、ペナルティは廃止されることになったとの答弁がありました。

これに対して委員からは、ペナルティがないのであれば、次年度以降には現在の水準に戻すべきではないかとの意見がありました。

次に、議案第104号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

次に、議案第105号 四日市市職員の旅費に関する関係条例の整備に関する条例の制定について、委員からは、これまでは同一行政区内の移動は日当から交通費をあてていたが、これからは全ての経路を正確に報告しなければならないかとの質疑があり、理事者からは、職員が出張する場合には、事前に旅行命令簿を作成するため、経路は事前に把握できるとの答弁がありました。

また、委員からは、地域の行事などにより宿泊予定地で予約が取れず、やむを得ず上限額を超えるような宿泊施設しかない場合には、どのように対応するのかとの質疑があり、理事者からは、やむを得ず上限額を超える場合には、その金額を支出することになるとの答弁がありました。

また、委員からは、朝食無料の宿泊施設に宿泊した場合には、800円の扱いはどうなるのかとの質疑があり、理事者からは、無料の場合には宿泊施設のサービスの一環と考えるため、素泊まりと同じ扱いになり、宿泊手当2400円が支給されるとの答弁がありました。

また、委員からは、食事が800円以上である場合、差額は自己負担になるのかとの質疑があり、理事者からは、宿泊手当は宿泊に伴うかかり増し経費として支給される趣旨であり、食事代全てを公費で負担する目的のものではないとの答弁がありました。

また、他の委員からは、宿泊の領収書に食事の有無の記載がない場合の800円の扱いを確認したいとの質疑があり、理事者からは、素泊まりと記載があれば食事の加算ができるが、素泊まりなのか否かが不明な場合は、食事込みとして扱うとの答弁がありました。

次に、議案第106号 四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正について、委員からは、子育て世代の職員は、4月の人事異動直後に子どもの行事などで休暇を取得することがあり、人事異動について配慮すべきではないかとの質疑があり、理事者からは、毎年、職員か

ら自己申告書を提出してもらっており、全ての職員の希望を反映することは困難だが、可能な範囲で家庭事情等を考慮しているとの答弁がありました。

次に、議案第107号 四日市市職員退職手当支給条例の一部改正については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました8議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。令和6年度人権施策推進懇話会及び令和6年度同和行政推進審議会について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

# 四日市市議会提言チェックシート

## ～当初予算案への反映状況について～

(令和7年2月定例月議会 予算常任委員会)

No. 1

<b>事業名</b>	防災備蓄品の見直しと市民への啓発について	
<b>事業概要</b>	<p>安島防災備蓄倉庫、北部拠点防災倉庫、南部拠点防災倉庫などを災害初動期における防災拠点として整備し、災害支援物資や防災資機材等を備蓄しており、これらの資機材の整備、備蓄物資の更新、資機材の点検や施設の保守管理を行う。</p> <p>また、災害に強いまちづくりの一環として、市内各所に設置した防災倉庫への備蓄食料や救出救護用資機材の整備、更新や、これらの保守管理を行う。</p>	
	決算額	

### 次年度予算への提言

#### <提言> 防災備蓄品の見直しと市民への啓発について

- 令和6年能登半島地震の教訓を生かし、自助として家庭などでの備蓄について市民への周知を図ること。
- 行政として、備蓄品の見直しや拡充を検討するとともに、それらを保管する場所が不足するのであれば、新たな保管場所の調査と検討を進めること。また、その際には、補助金制度等を活用した家庭での保管という手法についても検討すること。

※参考 事業実施に関する意見 ③拡大

#### 【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】

##### [危機管理課]

##### 1. 市民への啓発

家庭などでの備蓄については、これまでも地域の防災訓練、出前講座、各種イベントでの啓発や、防災情報ホームページ、広報誌などでの情報発信を行っている。また、四日市市地区防災組織連絡協議会においても、「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という考えのもと、防災啓発活動の強化の具体的な取組として、①自助・共助の役割についての啓発、②自助による備蓄の啓発などを令和6年度の活動目標として取り組んでいる。

また、国の『令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）』（令和6年11月）で、日頃からの備えのひとつとして、家庭での備蓄の啓発などについては「引き続き検討及び取り組むべき事項」としており、本市においても継続して啓発等に取り組んでいく必要がある。

取り組みにあたっては、平時からのもので災害時にも役立つ物、家の中に備蓄しておく物や非常時の持出用に備蓄する物の違いを伝えるなど、地域とも連携して継続的に啓発に取り組みつつ、啓発の手

法や内容について調査研究していく。

## 2. 防災備蓄品の見直し、拡充の検討

本市の防災備蓄品については、国の策定した『南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画』でプッシュ型支援の基本としている8品目に、『三重県備蓄・調達基本方針』で重要品目としている飲料水、哺乳瓶の2品目を加えた10品目を、三重県の計画を踏まえて策定した『四日市市物資備蓄・調達計画』に基づいて備蓄している。

### 【三重県が重要品目として位置付ける10品目】

- ①食料、②毛布、③乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、④乳児・小児用おむつ、⑤大人用おむつ、⑥携帯・簡易トイレ、⑦トイレットペーパー、⑧生理用品、⑨飲料水、⑩哺乳瓶

防災備蓄品の計画数量について、国は、発災から3日間は家庭等の備蓄と被災自治体における備蓄で対応することを想定し、発災後1～2日目を市町村、3日目を都道府県、発災後4日目から7日目までに必要となる物資を国がそれぞれ対応するとしていることから、本市においても、発災後1～2日目に備えた数量としている。

### 【『三重県備蓄・調達基本方針』における県と市町の役割分担】

1日目	2日目	3日目	4日目以降
自助・共助による備蓄			国プッシュ型 支援等
現物備蓄・流通備蓄 (市町)	流通備蓄等 (県)		

このほか『四日市市物資備蓄・調達計画』では、この10品目に感染症防止対策物資のうち5品目(プライベートルーム、パーティションテント、ベッド、エアーマット、非接触式体温計)を加えた防災備蓄品を指定避難所の備蓄倉庫等に備蓄しており、現時点で計画数量に応じた備蓄物資の配備を概ね完了している。

これらの防災備蓄品のうち、飲料水について、国や県の基本的な考え方は「被災水道事業者及び応援水道事業者が給水車両や緊急貯水槽、仮設給水栓等を用いて実施する応急給水により対応する」こととしているため、本市では上下水道局による応急給水で対応することとし、飲料水の備蓄を行っていないが、災害時における飲料水について、既存施設の受水槽等の活用などについて関係部局と協議を行っている。

また、防災備蓄品については、国の『令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について(報告書)』(令和6年11月)においても、「今回の災害を踏まえ、備蓄の想定数量の見直し」や再検討について記載されており、今後、国の方針等も見直しも想定されることから、その動向を注視して本市の防災備蓄品の見直しや拡充について検討するとともに、防災備蓄品の新たな保管場所の調査を行う。

### 【令和7年度当初予算】

指定避難所備蓄物資保管場所等検討業務委託 2,000千円(前年度予算: ー千円)

## 【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

### 1. 主な意見

(予算常任委員会総務分科会長報告から再掲)

Q. 飲料水の備蓄は命に直結する重要な課題であり、歯ブラシの備蓄よりも優先度が高いので、有事の際に必要なものから優先的に備えるべきだと考えるが、市の考えを再確認したい。

A. 避難所での口腔ケア不足が、肺炎などに罹患するリスクを高めるという統計もあり、歯ブラシの必要性は認識するが、現時点では市が最初から備蓄するのではなく、まずは個人で用意すべきだと考える。今後、備蓄の必要性が高まれば、改めて検討する。

(意見) 行政は避難所での飲料水、食料、トイレなど最低限の物資を優先的に確保すべきである。発災直後は、自助・共助で近隣の命を助ける行動が最優先であり、これらに直結する3点の確保が重要だと考える。

Q. プライベートテントの検討状況を確認したい。

A. 国や三重県の動向を確認しつつ、備蓄計画の見直しを検討している。来年度は、まず備蓄物資を置く場所の確保状況を把握し、その上で備蓄物資の種類や量について検討していきたい。

(意見) プライベート空間の確保は避難者にとって重要であり、個人で備蓄できないので、市が対応すべき課題である。備蓄物資の保管場所については、業者と提携するなどの方法も考えられるため、ぜひ取り組みを進めてほしい。

### (意見整理)

- ・飲料水や歯ブラシなどの備蓄について議論がなされたが、備蓄品を決める際には緊急性と重要性を十分に検討した上で、何を備蓄するのかを決めてほしい。
- ・国が推奨するTKB(トイレ、キッチン、ベッド)の考え方にに基づき、特にトイレや食事に関する備蓄品について、他の市町村との比較を通じて不足している点を把握し、適切に備蓄品を整備してほしい。

### 2. 反映状況

拡充事業として「指定避難所備蓄物資保管場所等検討業務委託」を新たに実施して、備蓄品の保管場所の検討を行いつつ、備蓄計画の内容やそれ以外の備蓄品についても検討を行う方針を確認したので、

④新規事業の実施に分類する。

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

# 四日市市議会提言チェックシート

## ～当初予算案への反映状況について～

(令和7年2月定例会議会 予算常任委員会)

(継続) No. 2

<b>事業名</b>	降雨災害の対策に資する事業展開に向けた調査研究について	
<b>事業概要</b>		
	決算額	
<b>次年度予算への提言</b>		
<p><b>&lt;提言&gt; 降雨災害の対策に資する事業展開に向けた調査研究について</b></p> <p>1. 近年、線状降水帯の発生など降雨による災害が激化していることから、市が行うインフラ整備だけでなく、国や県が取り組みを進める流域治水に関する取り組みを推進することに併せ、市民が個人で行うことのできる対策も含めた降雨対策についてどのような取り組みができるか危機管理統括部において調査研究を進めること。</p> <p>2. 関係する部局との連携をしっかりと行い、地域の協力も得つつ、議会としっかりと議論を行いながら事業の展開の可能性について検討を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">※参考 事業実施に関する意見 ④新規事業の実施</p>		
<p><b>【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】</b></p> <p><b>[危機管理課]</b></p> <p>令和6年度の調査研究業務委託では、雨量や水位の新たな観測地点の抽出や監視方法について、鹿化川、米洗川、十四川の3河川を対象に調査を行った。</p> <p>調査では、これらの河川の特性として、河川の流域が狭く、過去の雨量・水位の関係性を見ても、降雨の影響が短時間で水位に反映されやすい河川であることから、避難情報の発令、立ち退き避難や屋内安全確保などの住民の避難行動のリードタイムを確保することが難しい。また、避難情報の発令に向けては、気象庁の降水ナウキャストおよび降水短時間予報などの予測雨量を活用するほか、近年の局所的な豪雨の発生に対する現状把握が必要である。しかし、現時点では、予測の精度などの課題もあることから、観測箇所を見直し、実測データを把握していくことが重要であり、住民の避難行動のリードタイムをできるだけ確保するためには、鹿化川上流区域に水位計・監視カメラ、米洗川流域内に雨量計、十四川は既存水位計付近に監視カメラの新設が望ましいとの結果であった。</p> <p>調査の結果をうけ、令和7年度については、まず、三重県が水位周知河川として、市町村に水位の周知を行う鹿化川において、水位上昇の早期察知や実況把握のため、観測機器や監視カメラを増設する。また、適切な避難情報発令の判断につなげるため、株式会社シー・ティー・ワイが情報提供する「CTV情報カメラ」の河川映像を災害対策本部において網羅的にリアルタイム閲覧・監視ができるよう、河川情報カメラ閲覧サイトを構築する。</p>		

【令和7年度当初予算】 5,407千円（前年度当初予算：1,000千円）

内訳 鹿化川流域観測点設置業務委託 5,000千円

河川情報カメラ閲覧サイト作成業務委託 407千円

### 【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

#### 1. 主な意見

（予算常任委員会総務分科会長報告からの再掲）

Q. 河川の水位状況を確認できるページで、ライブカメラの映像も見られるということか。何を目的にしているのか。

A. 危機管理課が業務で使用する画面で、一度に複数の河川のライブカメラを見られるようにする。これに加え、鹿化川は水位が上昇しやすく、避難情報を出すリードタイムが短いという課題があり、そこを補完するために監視カメラなどを設置する。

Q. 市が管理する河川と県が管理する河川の水位を見るページが別々で不便なので、一元的に見られるページへの改善をすべきではないか。

A. 川の管理は所管ごとに分かれており、それを集約するシステムを組むには、費用をかけて外部に依頼する必要がある。予算を投じれば実現の可能性はあるが、現時点では考えていない。

Q. 鹿化川の水位が上がると天白川の水位も上昇する場合が多いので、片方だけではなく天白川にもカメラを設置する必要があるのではないか。

A. 鹿化川は県の水位周知河川に指定されており、今後、他の河川でも必要性が認められれば、効果的な場所に順次設置していきたい。

（意見）鹿化川への監視カメラなどの設置は前向きに取り組むべき課題であり、設置後は天白川などへの設置の必要性も認識し、予算面を含めて対応を検討してほしい。

#### 2. 反映状況

調査及びその後の検討の結果、鹿化川に水位を把握する監視カメラなどを設置する予算が計上されているため、③拡大に分類する。

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

## 5. 所管事務調査報告書

## 総務常任委員会

### ○JR 四日市駅前への大学設置の検討状況について

#### 1 はじめに

総務常任委員会では、大学設置に関して定期的に進捗の報告を求めており、令和6年4月15日に休会中所管事務調査を実施した。

令和6年度予算では大学設置調査検討事業として当初予算と補正予算を合わせて2800万円の予算が計上され、大学基本計画策定委員会を組織して内容を検討し、年度内に基本計画を策定する予定である。

前回の休会中所管事務調査から約3ヶ月が経過し、この間に大学基本計画委員会の審議が開始されたほか、本市と三重大学が四日市キャンパス設置検討会を設置した。

これらの経緯を踏まえ、現時点での大学設置に係る状況確認と内容を整理するため、所管事務調査を行うこととなった。

#### 2 教育研究及び施設計画ワーキンググループの開催状況について

##### ① 第1回 四日市市大学基本計画策定委員会 教育研究ワーキング（令和6年6月27日）

###### <内容>

本市及び北勢地域の産業構造を鑑み、公立大学の教育研究分野を「素材」×「半導体」と置き、連携を想定する他大学の教育研究分野を「情報」とするたたき台をもとに意見を伺った。

###### <主な意見>

- ・理工系学部の規模としては、一学年あたり200人程度の規模が必要ではないか。
- ・素材（応用化学）・半導体の分野では高圧ガスなど危険物の使用を伴うものもあり、駅前という立地を考慮した分野を検討する必要がある。
- ・企業は秘密保持の考えを強くしており、連携や協力を行う場合、徹底したセキュリティ対策が欠かせない。逆に、適切な対策を実施し秘密保持ができる大学であるということアピールするのも良い。
- ・社会人になってから学び直しができるなど、リカレント教育も重要である。
- ・「半導体」について、製造装置の設置やその後の維持管理には多額の費用が必要であることや、現在実際に企業が製造する製品はより高度なものになっていることなどから、公立大学では半導体がどのように応用されていくか、基盤・ボード等を設計や理論を研究することを検討してはどうか。
- ・自動運転、ロボット、スマートフォン、アプリケーションなど半導体の応用について研究することは、起業家精神の高揚にもつながる。また、「半導体」×「情報」は

親和性も高く、情報系と組み合わせことで応用できる分野も広がると考えられる。

- ・「素材」について、材料の性質を分析・回析、検査・評価することを研究の中心に据えれば、立地面での制約も受けにくくなるのではないかと。

#### <今後の方向性>

- ・素材・半導体の分野の学部・学科が設備面等から JR 四日市駅前で整備可能か整理する。
- ・三重大学との連携方策について、分野や学部の具体的な役割分担を検討していく。

### ② 第1回 四日市市大学基本計画策定委員会 施設計画ワーキング（令和6年7月4日）

#### <内容>

JR 四日市駅前における大学等拠点施設、駅前広場、自由通路、駐輪場・駐車場など導入機能について説明を行い、敷地設定や各機能の配置について意見を伺った。

また、商業機能の事業実施可能性についてサウンディング調査を行うこととなった。

#### <主な意見>

- ・大学等拠点施設は、景観など周辺への影響を考慮し検討をすると良い。
- ・駅前広場は、歩行者の動線を確保するとともに、バスなどの公共交通と一般の車両を分離することが求められる。また、効率的な交通機能となるよう駅直近の配置や、将来、公共交通の利用者の増加や自動運転技術の対応を見据えた広さを確保できると良い。
- ・駅と中央通りを結ぶ、視認性、アクセス性の高い配置計画が望ましい。中央通り公園の Park-PFI との賑わいの連続性も期待できると良い。
- ・駐車場、駐輪場は、現状を踏まえて大学等拠点施設の規模に応じたものが必要となる。

#### <今後の方向性>

- ・ワーキングでの意見をもとに配置計画を検討する。
- ・ハローワークや本町駐車場を計画敷地に含めて検討する。
- ・素材・半導体の分野の学部・学科が設備面から JR 四日市駅前で整備可能か整理する。
- ・商業等機能について、サウンディング調査を実施し、事業実施可能性の確認を行う。

### ③ スケジュール

時期	内容
令和6年 5月22日	第1回 四日市市大学基本計画策定委員会
令和6年 6月27日	第1回 教育研究ワーキング
令和6年 7月 4日	第1回 施設計画ワーキング
令和6年 8月 5日	第2回 施設計画ワーキング
令和6年 8月 7日	第2回 教育研究ワーキング
令和6年 8月29日	第2回 四日市市大学基本計画策定委員会
令和6年 9月～	教育研究・施設計画ワーキング・策定委員会を適宜、開催

### 3 関係する機関との協議状況について(令和6年7月17日時点)

#### ①三重大学

- ・6月28日に本市と三重大学で第1回四日市キャンパス設置検討会を開催した。今後も協議状況の進捗に応じて、適宜開催していく予定。 資料1参照

#### ②三重県

- ・市長から知事に対し、JR 四日市駅前への公立大学設置への参画に関して要望を行うとともに、事務レベルでも要望を行った。引き続き意見交換を行っていく。

#### ③暁学園

- ・四日市大学・四日市看護医療大学を有する暁学園に対し、本市の大学基本計画策定の検討状況について説明し、定期的に協議を行っている。

#### ④名古屋圏における私立大学

- ・昨年度より意見交換を実施している大学に対し、本市の検討状況について説明を行った。引き続き意見交換を行っていく。

#### ⑤鉄道事業者（JR 東海、JR 貨物）

- ・鉄道事業者の所有地を計画敷地を含め検討していくことについて、了承を得ている。
- ・大学等拠点施設、駅前広場、自由通路、駐輪場・駐車場など導入機能や、敷地設定、各機能の配置計画について、意見交換を行っている。

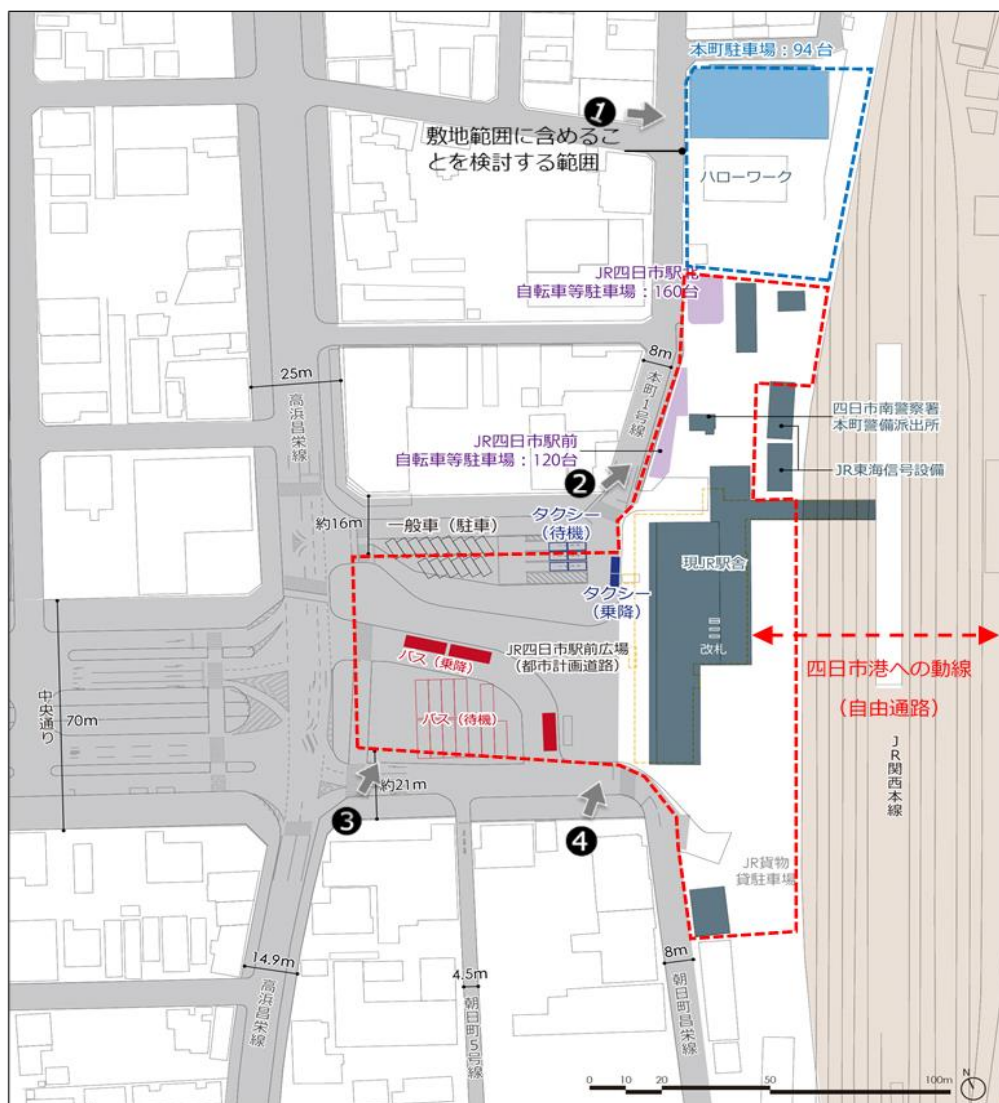
#### ⑥その他事業者（警察、ハローワーク）

- ・本町警備派出所の今後の在り方について、四日市南警察署及び県警本部と協議を行っている。
- ・ハローワークの敷地を計画敷地を含め検討していくことについて、今後、話し合いを進めていく。

#### 4 検討を行う計画敷地の変更について

これまで、鉄道事業者との意見交換の中で点線（赤色）の範囲で検討を行ってきたが、ワーキンググループの意見を踏まえ、大学等拠点施設の利用者等の駐車場・駐輪場を確保するため、点線（青色）の範囲も計画敷地を含め、検討を進めていく。

#### 【計画敷地図】



赤枠+青枠の範囲：約 15,000 m<sup>2</sup>

**【参考写真】**

**①**本町駐車場



**②**JR 四日市駅前駐輪場・本町警備派出所



**③**駅前広場



**④**JR 駅舎



## 第 1 回 四日市キャンパス設置検討会 出席者名簿

	役職等	氏名
三重大学	理事・副学長	佐久間 肇
	副理事・副学長・事務局長	織田島 孝広
	副学長	金子 聡
	企画総務部 部長	上原 貴之
	企画総務部 企画戦略課 課長	大幡 奈津
	企画総務部 企画戦略チーム 副課長	河村 友樹
四日市市	副市長	舘 英次
	政策推進部 部長	荒木 秀訓
	政策推進部 理事	氏次 健
	政策推進課 大学構想推進室 室長	富田 耕司
	政策推進課 大学構想推進室 主幹	井上 美香
	政策推進課 大学構想推進室 主幹	岩田 友貴

# 四日市市大学設置に係る基本構想 【概要】

令和6年3月  
四日市市

本市の産業都市としての持続的な発展を見据え、DXや脱炭素化等の世界的な潮流に伴う産業構造の変化に対応するためには、成長分野をけん引する人材の養成や研究活動を活性化することが必須であり、教育研究の推進が重要である。一方で、三重県内における大学収容力は低い上に、理工系分野の整備水準は全国と比べ低い水準にあることから、地域を拠点とした質の高い人材養成・研究開発を担う高等教育機関が必要である。

## 1. 大学の目指す姿

地域・大学等との連携	人材養成	特色ある研究活動の推進	まちがキャンパスとなる大学
<p>地域を拠点に国際社会に開かれた教育研究の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業と連携した共同プロジェクト型教育</li> <li>・県内、東海地域の企業、自治体、大学等高等教育機関等と連携</li> </ul>	<p>国際的な視野のもと多様性を柔軟に受容し、課題の解決に向かう探求心と行動力を育む</p> <p>企業との共同研究や起業の実践に参画できる高度な能力を有し、イノベーションを創出できる人材を養成</p>	<p>地域産業をけん引する、四日市ならではの特色ある研究活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業や国内外の研究機関との共同研究</li> <li>・大学の研究シーズを社会実装し、起業に結び付けるための研究体制・支援体制</li> </ul>	<p>市民にひらかれ、四日市のまちがキャンパスとなる大学</p> <p>立地を活かした産業界と教育をつなぐ拠点</p>

## 2. 設置する大学の基本方針

### 地域連携・産学連携を推進しつつ、地域とともに発展する大学

- 地域連携・産学連携を取り入れた実践的教育研究
- 行政も積極的に関わり、企業との共同研究や地域の関係者と協働した起業を推進
- 卒業後も地域・大学とつながり続ける仕組みの創出

### 大学間連携を推進し、教育資源を共有して効率的な運営を行う大学

- 県内および東海地域の大学や高等専門学校と積極的に連携
- 特別教員の招へい、連携大学同士のオンライン授業や共同研究を推進

### 高度な研究力・探求力を養成する大学～大学院を含む設置計画～

- 大学院(修士課程、博士課程)の設置
- 地域企業との共同研究開発の推進
- スタートアップの実践力と高度な専門的能力、課題解決力の養成
- 地域企業への就職や地域での起業を目指す学生を養成

### 多様性を重視し、既設大学にはない特色をもつ大学

- 全国や海外から見て魅力のある大学、地域資源を最大限に活用して特色ある教育研究を遂行する体制
- 学生・教職員において国籍・年齢・性別の多様性を重視、多分野を横断する実践的能力の養成
- 海外の企業、研究機関、大学等との連携、人的交流、国際交流や国際的な研究活動を推進

### 研究活動を推進し、研究成果の社会実装を積極的に行う大学

- 優秀な研究者による高度な研究活動の推進
- 大学の研究シーズの社会実装、ビジネスに結び付けるための研究体制・支援体制の整備
- 大学・企業・行政が協働、四日市ならではの特色ある研究活動を展開

### 地域の学習の中核としての機能を有し、生涯学習の推進に寄与する大学

- 幼小中高校におけるものづくり教育、キャリア教育、科学教育との連携、産業界と教育現場と市民をつなぐ拠点
- 地域企業で働く社会人のリカレント教育、地域における生涯学習機関

### 3. 人材養成の方針～予測不可能な時代を生き抜く人材～

- ① 環境や社会および技術の変化に柔軟に対応するための総合的な知の教養、専門分野の基礎知識、「生成AI」や「データサイエンス」を利活用する能力、コミュニケーション能力、自ら考え行動する力、高い英語力等の修得
- ② 地域社会の理解とともに世界的な情勢を理解し、広狭両面の視座と因果関係を考察する能力の養成
- ③ 四日市市および三重県において、地域と共に新たな技術や産業の創出を目指し、イノベーションを実現させるための探求力・実行力を養成

### 4. 想定される教育研究分野

- ① 地域の産業構造をふまえ、技術とものづくりを核とした理工系分野
- ② デジタル・グリーンなどの成長分野をけん引するために、総合知として人文社会科学の基礎知識とデザイン思考・ビジネス思考を併せ持つ高度専門人材の養成に向けた、理学、工学、情報学等の分野

### 5. 設置する大学の教育研究方針

#### 地域および産業界との協力・連携を活用した教育研究

- i. 地域企業、行政等との関わりを通じた実践的教育の実施
- ii. 地域企業との共同研究、大学の資源や教育研究成果の活用

#### 学修者本位の大学教育の実践

- i. 学修の成果の実感・獲得、課題等に応用・実践できる能力の養成
- ii. 知識や技術を応用して起業するチャレンジを支援するためアントレプレナー教育等の仕組みを構築

#### 知識の共通基盤の確立と実践力の養成

- i. 学習者自ら能動的に学ぶことによる幅広い教養・知識の涵養、STEAM教育を基盤としたプロジェクト型教育の推進
- ii. 論理的思考に基づき、専門性を実践的な課題解決およびスタートアップにつなげることのできる教育研究の実施
- iii. 海外留学も活用した英語教育・異文化理解教育、英語による対話・交渉力の養成

#### 学生・教員・職員の多様性を活かした教育研究体制

- i. 学生：国籍、年齢、性別の異なる学生同士が互いに刺激を受けるとともに協働的な教育活動を実施
- ii. 教員：高度な専門性を有する教員を配置、実務家、若手、女性、外国籍などの多様な人材を登用
- iii. 教育研究支援体制：資金取得・管理や契約書類作成、知財や権利関係の調整等を行う専門的コーディネータやURA(ユニバーシティリサーチアドミニストレータ)等の支援体制を整備

#### 新しい教育研究を実現する環境の整備

- i. 「オープンマインド」をキーワードに、ディスカッションやアイデアの創発、学びあいやコミュニケーションを容易にする多目的で可変的な協働スペースを持った大学施設
- ii. ニワミチ空間をキャンパスとして活用。大学施設を開放し、生涯学習の一環として人々がものづくりの現場に触れることができる、市民にひらかれた学習環境
- iii. 企業との高度な共同研究を実現するセキュリティを重視した共同研究施設

### 6. 想定される設置主体

国立大学をはじめ、公立大学の設置や既存の私立大学の移転等の設置主体を想定するとともに、一つの大学の枠を超え、複数大学の設置・協力によるシナジー効果を得られるような大学間連携を念頭に置き、今後検討を継続する



## 5 委員からの主な意見

- Q. 令和6年6月まで本市に東京大学地域未来社会連携研究機構の三重サテライトがあった。その繋がりや東京大学へ連携を求めることや、その他の関東の私立大学に本市の大学設置について説明したのか。
- A. 本市の大学設置に関心を持ってもらえた大学とは協議しており、それが説明にあった名古屋圏の私立大学である。東京大学へも説明はしたが、本市の大学設置には関心がない様子だった。
- Q. 関東の私立大学によっては地方へ研究所やサテライトキャンパスを設置している事例があるが、そのような行動をしている大学の情報を市は把握しているのか。
- A. 本市の大学設置は学部の設置を主眼に置いて検討しているため、研究所やサテライトキャンパスについては、考えていない。  
(意見) 学部の設置で合意できない場合も考えられるため、そのような手段もあることを覚えておいてほしい。
- Q. ハローワークの隣にある本町駐車場は大学の計画予定地に入っていないのか。
- A. 令和5年11月定例会議の一般質問の答弁において、本町駐車場も大学を核とした拠点施設の検討とあわせて整備について検討していくと答弁しており、ワーキンググループでも拠点施設の規模に応じて駐車場の場所を確保すべきとの意見があり、現時点でもその方針に変更はない。
- Q. 説明の中でJR東海との協議の中で面積が少し少なくなったと説明があったが、JR東海側に他の空いている場所に移してもらうように提案できないのか。
- A. JR東海からは、今回、計画地から外れた部分には線路を制御する機器があり、他の場所に移設するには多額の費用と時間がかかる見込みであると説明を受けたため、計画地から除くこととなった。
- Q. JR四日市駅の使用していない線路を計画地に含めることはできないのか。
- A. 今後、大学に関する検討を進める中で、必要があれば本線以外の線路の部分についても交渉していきたい。  
(意見) JR東海と本市の双方にメリットがあるように検討をしてほしい。
- Q. ハローワークへ説明した感触はどうか。
- A. 本市から説明を行い、ハローワーク側に内容を理解してもらったという程度に留まっており、今回はハローワークから特段の反応はなかった。今後も協議を続ける。
- Q. 三重県へ説明した際の知事の反応はどうだったのか。
- A. 知事から具体的なコメントはもらっていないが、三重県の北勢地域の人口流出を軽減するダム機能として歓迎するとの意見を聞いている。
- Q. 大学設置については、概算費用や開始の時期など何も具体的に決まっていないが、いつ示されるのか。
- A. 設置主体やスケジュール、概算事業費については、今年度の大学設置調査検討事

業において基本計画を策定することでおよその見込みが分かる。現時点では検討中であり、提示できない。

(意見) 大学設置には強い懸念がある。計画の不十分さ、経営計画の欠如、情報公開の不足、特に、投資効果の疑問や、本市の経営能力に対する不安がある。より現実的で具体的な計画を策定する必要があると考え、私は大学設置に反対するが、北勢5市の協力を得て、さらにその商工会議所の支援も受けて、しっかりとした経営母体を作るべきだ。経営母体が強くなれば、受験を考える高校生も安心できる。その上で、十分な産学連携ができると考える。

Q. 四日市キャンパス設置検討会はどのくらいの頻度で開催するのか。

A. 適宜開催するとしているが、各ワーキングや基本計画策定委員会である程度意見が固まったときに開催し、三重大学と本市との方向性を確認する。

Q. 計画地の周辺にも活用されていない土地があると思っているが、そういった土地を買収して大学の計画地に含めるべきではないか。

A. 資料に示している場所以外の見込みは現時点では考えていない。

Q. 三和商店街など周囲に明確に用途が決まっていない土地もあると思うので、そのような土地を市が大学のために買収しておくこともひとつの選択肢ではないか。

A. 三和商店街は都市整備部が再開発として今後の方向性を検討している。都市整備部と情報を共有したい。

Q. この計画地で校舎を建てる場合、最大建蔽率ほどの程度か。

A. 工業地域と商業地域に分かれているが、商業地域で考えると建蔽率は80%、容積率500%である。

Q. 高さは22階か23階ぐらいの建物を建設することができることになるのか。

A. 建築敷地をどれほどの広さにするのかによって高さは決まる。また、日影など近隣への影響を確認した上で検討する必要がある。

Q. 様々な検討の結果、容積率の上限を超える建物が必要になった場合、容積率の緩和要件に当てはまるのか。

A. JR四日市駅前には都市機能誘導区域に入っており、大学はこの中に誘導を図る施設に当てはまることから、容積率の緩和要件に合致していると考えられる。

Q. 大学図書館と市立図書館を併設するという考えはあるのか。

A. 敷地面積から併設は難しい。ワーキングの中では、交流スペースを作るという意見が出ており、また、大学の利便施設を兼ねる商業機能を持たせることも検討している。そのほか、大学の図書館やホール、駐車場など必要施設を整備することを考えると、市立図書館を併設する余裕がないと考える。

Q. 駐輪場の整備についての記載があるが、本町駐車場の北側にある線路沿いの駐輪場も含まれているのか。

A. その駐輪場は本町自転車駐車場が都市計画決定されたものであり、その駐輪場と

駅前の2つの駐輪場を合わせて、大学での必要台数に合わせて整備していく予定である。

(意見) いつも数台しか自転車が停まっていけないので活用してほしい。

Q. 現在のJR四日市駅の駅舎の部分に大学を作るのであれば、駅はどこに移転するのか。

A. 駅を橋上化して現在の線路の上に建設する。現在は西側にしか出入口がないが、自由通路により東側からも利用できるようになる。

Q. 先日の新聞報道で中部地方の私立大学の経営が苦境にあるという記事があった。これをどう受け止めたのか。

A. 中部地方だけでなく、全国の私立大学の4割は経営が厳しい状況にある。その状況で新たに大学を作るので、より魅力があり、公立大学としてしっかりと運営できるように検討していく。

Q. 四日市大学を公立化するのか。

A. 大学の設置主体については、以前からの説明のとおり、三重大学を核として公立大学など複数大学を設置し、あわせてそれらが連携した連携法人を念頭に考えている。暁学園が運営する四日市大学については、本市の大学設置に興味を示しているものの、本市の目的は理系大学の設置であるため、四日市大学をそのまま移転することはない。

Q. 四日市大学には国から理系学部を設置する検討をするための補助が出たが、それを踏まえると、情報系の理系学部を新設し、連携法人に加わる選択肢もある。本市も理系学部の学問でも情報系の学部を設置する選択肢もあるが、そこをどのように考えるのか。

A. ワーキングや基本計画策定委員会の中で検討していくべき内容である。三重大学の構想とのシナジーの関係もあるので、効果的な方法を検討し、その上で暁学園の意向を聞き取りたい。

Q. 三重大学はどんな理系学部を考えているのか。

A. その点は、現在三重大学内で検討していると聞いている。

(意見) 三重大学内の学部でも、学生の人数には差がある。どれだけの学生を想定しているのかが分かるのが遅いと、三重大学との折り合いがつかず、白紙になってしまう危険性があると考え。その辺りは慎重に検討してほしいと強く要望する。

## 6 まとめ

今回の所管事務調査では、大学基本計画策定委員会とその下部組織であるワーキング、また、新たに組織された四日市キャンパス設置検討会についての報告と各関係機関との協議状況の報告を受けた。その会議体などでは、昨年度に策定した大学設置へ

の基本的な構想を基に、大学設置に向けた、より具体的な議論が行われている。

委員からは、主に大学が設置される予定の土地やその範囲に関する質疑や今後の方向性の確認があった。特に、JR四日市駅の駅舎の部分に大学の校舎を設置する計画であるため、使用していないと思われる線路部分や周辺の土地の利活用に関する質疑が中心となった。また、旧スターアイランド跡地で計画していたが移転を断念した市立図書館と大学図書館に関する質疑もあった。

今回の所管事務調査は、年度開始から四半期が経過しようとする時期での調査であったため、執行部から「今後検討し、議会にも報告・共有する」との答弁も多かった。令和6年度当初のスケジュールでは、令和7年3月には基本計画の策定を目指しているため、今後、議論も本格化してくることが予想される。本市の産業界を支えるだけでなく、市民や地域に効果のある大学にするため、引き続き調査することとし、今回の所管事務調査とする。

---

[委員会の構成]

委員長	荒	木	美	幸
副委員長	山	田	知	美
委員	太	田	紀	子
委員	竹	野	兼	主
委員	日	置	記	平
委員	平	野	貴	之
委員	村	山	繁	生
委員	森		康	哲

## 総務常任委員会

### ○入札制度について

#### 1 はじめに

本市の入札制度においては、最低制限価格制度を採用し、最低制限価格の算出については、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデルを採用している。また、総合評価一般競争入札方式の導入等により、公契約の公正性・透明性の向上や、不良不適格業者の排除など、改善を進めてきた。

しかし、最低制限価格と同額の入札が複数あり、抽選により落札者を決定する割合が高いことなどの課題がある。また、入札制度には明確な正解がないため、本市の現状に合わせて検証を行い、継続して改善していく必要がある。

当委員会においては、複数回にわたり、入札制度について所管事務調査を実施しており、直近では令和5年度に調査を実施したところだが、改めて、これまでの本市の入札制度の経緯や課題を確認し、より本市の現状に即した入札制度のあり方について議論を深めるため、所管事務調査を実施することとなった。

#### 2 最低制限価格制度について

本市では、ダンピング受注等を防止し、公共工事における適正な施工と品質の確保を図るため、一定水準を下回る低価格による入札については自動的に失格とする最低制限価格制度を採用している。

平成15年度から、開札時に立会人3名のくじにより最低制限価格の率を決定し、この率を予定価格に乗じて最低制限価格を算定する方法を導入した。しかし、くじのため最低制限価格の算定根拠が無く、最低制限価格を下回る参加者が多数あった。

平成20年度から導入した変動型最低制限価格制度は、入札参加者の入札額により最低制限価格を決定し、実勢価格を反映するという面においては有効な制度である。しかしながら、四日市市においては予想しがたい低価格入札状況となり、落札率が著しく低下した。

平成22年度から導入した「中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデル」は、最低制限価格の算出根拠が明らかで、全国でも三重県を含む多くの自治体が採用している。

平成28年度から、三重県に準拠する形で「三重県独自モデル」を採用した。三重県独自モデルは、中央公契連モデルの計算式と比較して、共通仮設費及び一般管理費に乗ずる割合を高く設定しており、中央公契連モデル以上の水準となっている。

令和5年度からは、中央公契連モデルと三重県独自モデルを組み合わせた方法を採用している。中央公契連モデルの計算式と比較して、共通仮設費に乗ずる割合を高く設定しており、中央公契連モデル以上の水準となっている。

(1) 最低制限価格の算出方法の推移

時期	区分	算出方法	範囲
H15.4	<p>【率抽選方式】</p> <p>&lt;効果&gt; 同額入札による抽選がほとんど起こらない。</p> <p>&lt;課題&gt; 最低制限価格がくじで決まることから算定根拠が無く、結果として業者が積算せずに入札するようになる。</p>	立会人3名のくじにより率を決定し、この率を予定価格に乗じて算出	予定価格の 80.00% ～ 84.99%
H20.4	<p>【変動型】</p> <p>&lt;効果&gt; 業者が見積もった価格（実勢価格）をもとに算出される。</p>	入札者の下位6割の入札の平均に90/100を乗じて算出	予定価格の 17/20(85%) ～ 3/5(60%)
H21.7	<p>&lt;課題&gt; 価格競争が激化されることにより、結果として、工事の品質低下が懸念される。</p>	入札者の下位1割を除いた6割の入札の平均に95/100を乗じて算出	
H22.4	<p>【中央公契連(*)モデル】</p> <p>&lt;効果&gt; 算定根拠が明確であり、業者の積算能力が向上する。</p>	各経費に率を乗じて算出 (一般土木工事の場合) 直接工事費×95/100 共通仮設費×90/100 現場管理費×70/100 一般管理費×30/100	予定価格の 17/20(85%) ～ 3/5(60%)
H24.4	<p>&lt;課題&gt; 計算上最低制限価格が算出できるため、同額の抽選が発生する。</p>	現場管理費に乘じる率を変更 現場管理費×80/100	
H25.6		一般管理費に乘じる率を変更 一般管理費×55/100	
H28.6	<p>【三重県独自モデル】</p> <p>&lt;効果&gt; 中央公契連モデル以上の水準。 算定根拠が明確であり、業者の積算能力が向上する。</p>	共通仮設費、現場管理費、一般管理費に乘じる率を変更 共通仮設費×95/100 現場管理費×90/100 一般管理費×65/100	予定価格の 9/10(90%) ～ 7/10(70%)
H29.6		直接工事費、共通仮設費に乘じる率を変更	
R2.6	<p>&lt;課題&gt; 計算上最低制限価格が算出できるため、同額の抽選が発生する。</p>	直接工事費×97/100 共通仮設費×97/100	予定価格の 9.2/10(92%)

R5.4	<p>【中央公契連モデル】と【三重県独自モデル】に準拠</p> <p>&lt;効果&gt; 算定根拠が明確であり、業者の積算能力が向上する。</p> <p>&lt;課題&gt; 計算上最低制限価格が算出できるため、同額の抽選が発生する。</p>	<p>一般管理費に乘じる率を変更</p> <p>一般管理費×68/100</p>	<p>～</p> <p>7.5/10(75%)</p>
------	--	--	-----------------------------

(\*)中央公契連（中央公共工事契約制度運用連絡協議会）：

公共工事の契約制度の運用の合理化を図るため、発注機関相互の連絡調整や調査研究などを行う組織

(2) 最低制限価格の算出例

最低制限価格は、予定価格の各費目に係数を乗じて下記のような方法で算出する。

(一般土木工事の場合)

直接工事費×0.97+共通仮設費×0.97+現場管理費×0.9+一般管理費×0.68

(建築工事の場合)

直接工事費×90%×0.97+共通仮設費×0.97+(直接工事費×10%+現場管理費)×0.9+一般管理費×0.68

※ただし、算出された最低制限価格が予定価格の10分の9.2を超える場合は10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合は、10分の7.5とする。

3 建設工事の入札にかかる予定価格の公表時期について

平成 10 年 4 月より予定価格の事後公表を開始した後、平成 11 年 1 月から事前公表の試行を開始し、平成 13 年 5 月に事前公表を本格実施した。

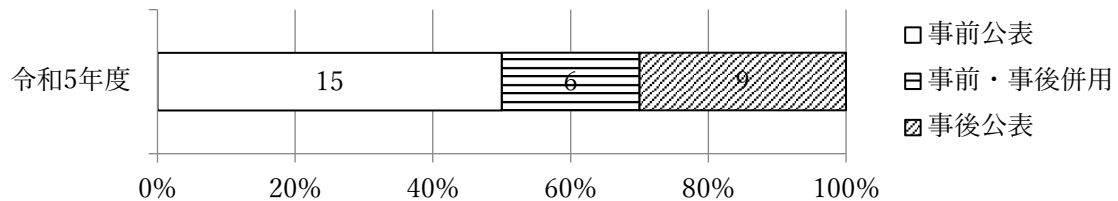
平成 10 年度
<p><b>○予定価格を事後公表</b></p> <p>入札手続きの一層の透明性を確保するため、入札及び随意契約を行うものについて、4 月以降、予定価格を入札後に公表。</p> <p><b>○予定価格を事前公表（試行）</b></p> <p>中央建設業審議会（※1）が建議（※2）を提出したことをふまえ、契約事務の透明性を高め、予定価格を探ろうとする不正行為を防止するため、予定価格の事前公表を試行。（平成 11 年 1 月以降、一般競争入札（8 千万円以上）から抽出）</p> <p>※1 中央建設業審議会…建設業法に基づいて国土交通省に設置された諮問機関</p> <p>※2 中央建設業審議会建議（平成 10 年 2 月 4 日）抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格の事後公表…予定価格の事後公表に踏み切り、具体的な方法等について検討を開始すべきである。</li> <li>・ 予定価格の事前公表…予定価格を探ろうとする不正な動きを防止する効果もあるとの指摘もあることから、透明性、競争性の確保や予定価格の上限拘束性の在り方と併せ、今後の長期的な検討課題とすべきである。</li> </ul>
平成 11 年度
<p><b>○予定価格の事前公表（試行）の対象拡大</b></p> <p>一般競争入札を行う舗装工事の対象を 3 千万円以上に拡大（7 月～）したことに伴い、10 月以降、一般競争入札を行う舗装工事からも抽出を行い、予定価格の事前公表を試行。</p>
平成 12 年度
<p><b>○予定価格の事前公表（試行）の対象拡大</b></p> <p>一般競争入札の対象拡大（7 月～）に合わせ、一般競争入札を行うものは原則予定価格の事前公表を試行。</p> <p><b>市内業者</b> 土木一式・建築一式工事 5 千万円以上、舗装工事 3 千万円以上、 その他工事 8 千万円以上</p> <p><b>市外業者</b> 全業種 8 千万円以上</p>
平成 13 年度
<p><b>○予定価格の事前公表（本格実施）</b></p> <p>平成 13 年 2 月 16 日「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同施行令」の施行による「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定）」において、発注者の取り組み事項として、「予定価格の公表」が定められたこともふまえ、入札のさらなる透明性を高め、予定価格を事前に探ろうとする不正な動きを防止するため、すべての入札について予定価格の事前公表を実施。</p>

<事前公表を継続する理由>

- ・透明性及び客観性の確保に資すること
- ・競争入札への参加の判断基準となり、採算が見込めない入札を回避できるため、積算業務の負担の軽減が図れること
- ・入札不調の減少による適切な発注時期の確保並びに複数回数の入札による入札参加者及び発注者の負担の軽減が図れること

○予定価格の公表時期の状況（三重県及び県内 29 市町）

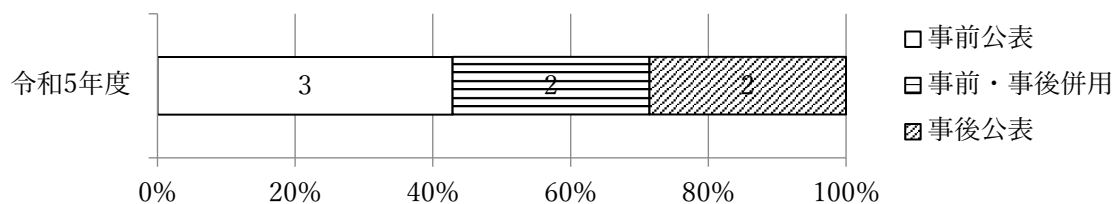
（単位：自治体数）



※入札契約適正化法に基づく実施状況 令和5年調査結果より

○予定価格の公表時期の状況（愛知県及び岐阜県の政令指定都市、中核市及び施行時特例市）

（単位：自治体数）



※入札契約適正化法に基づく実施状況 令和5年調査結果より

4 入札参加資格要件の設定について

一般競争入札の執行に当たっては、地元中小企業の受注機会に配慮しつつ公正な競争が確保できるよう、入札参加資格要件を定めている。

①ランクの設定

工事規模に見合った適切な建設業者を選定し、また、公共工事の適正な配分に留意し、大手建設業者のみに偏重することなく、中小建設業者の保護育成に留意するため、入札参加資格者名簿において認定されたランク又は総合点数の範囲を設定している。

【土木一式工事の例】

※その他に建築一式工事・舗装工事で格付けを実施

ランク	総合点	完成工事高	技術者	許可	発注金額
A	760点	2億円	1級国家資格者3名	特定(※3)	5000万円以上
B	650点	1億円	国家資格者3名 (うち1級1名)		2500万円以上 5000万円未満
C	590点	3千万円	国家資格者3名 又は国家資格者2名 (うち1級1名)		1000万円以上 2500万円未満
D	530点	1千万円	国家資格者1名		500万円以上 1000万円未満
E	上記以外				500万円未満

※3 建設業の許可は、特定建設業と一般建設業に区分される。軽微な工事のみを請け負って営業する場合を除き、建設業を営む者は、元請・下請を問わず一般建設業の許可を受けなければならない。ただし、発注者から直接工事を請け負い、かつ4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上を下請契約して工事を施工する者は、特定建設業の許可を受けなければならない。

②技術者要件の設定

当該工事を適正に施工するために必要な技術者の資格を設定する。

③施工実績等要件の設定

当該工事を適正に施工するために必要な、施工実績に関する入札参加資格要件を設定する。なお、施工実績以外にも設定すべき資格要件がある場合には、当該要件を追加する。

④地域要件の設定

公正な競争が確保できる範囲で、当該入札に参加できる者の地域要件（本店の所在地、受任者（支店・営業等）の所在地）を設定する。

5 入札・契約方式について

地方公共団体の契約は、契約の性質等に応じ、一般競争入札、指名競争入札、随意契約によることとされている。また、指名競争入札、随意契約は地方自治法施行令で定める場合に該当するときに限られ、原則的には、一般競争入札によることとされている。

一方で、現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少といった構造的な問題や建設工事の適正な施工及び品質の確保に対応するため、品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）において、事業の特性等に応じた多様な入札契約方式の導入・活用が求められている。

(1) 総合評価一般競争入札方式について

会社実績や工事成績、施工時の技術力提案等の「価格以外の要素」と「価格」とを総合的に評価して、最も評価の高い者を落札者として決定する方法である。本市では平成20年度から工事規模・内容に応じて対象工事を拡大しながら実施している。

<対象工事> ※下記以外の工事についても、工事内容等に応じて抽出

対象業種	予定価格
土木一式工事（上下水道工事除く）	5千万円以上
土木一式工事（上下水道工事） 建築一式工事（新築、改築、増築に限る） 電気工事 管工事 舗装工事（※平成30年度から実施） 機械器具設置工事（上下水道施設）	1億円以上

<評価点の設定>

- ・価格評価点 70 点
- ・技術評価点 30 点 ⇒技術評価は、以下の項目で評価

評価分類	評価項目	配点例
地域要件	工事地域精通度（本店等所在地、市内工事实績）	1
企業要件	工事成績（過去5年平均）	2
	優良工事表彰（過去5年実績）	1
	施工実績（過去15年の同種工事实績）	2
	地域・社会貢献度（障害者雇用、災害協定締結など、入札参加者が9項目から任意で最大5項目選択（カフェテリア方式）及び地元業者施工率）	4.5
	安全衛生管理	0.5
技術者要件	施工実績	2
技術力	工程管理に関する工夫	16
	品質管理に関する工夫	
	周辺環境に関する工夫	
	施工上の課題に関する工夫	
	ヒアリング（技術力全般）	1

※配点例は、住所要件が市内本店のみの場合

<「技術提案チャレンジ型」の導入（令和2年6月1日）>

【配点のポイント】

- ① 当該業種の成績：対象が限定的な優良工事表彰は配点しない（当該業種の過去の工事成績については5年平均工事成績のみ1点で評価）
- ② 同種・類似工事の実績：対象が限定的な技術者の施工実績は配点せず、企業の施工実績のみ1点で評価
- ③ 地域・社会貢献度のうち、地元業者施工率を1点で評価
- ④ 技術提案・ヒアリングにより重点を置く

○通常の技術評価点（30点）の配点

		書類のみ審査(13点)						技術提案・ヒアリング(17点)			
技術 評価点	地域要件	企業要件					技術者 要件	技術力			
	工事地域 精通度	工事成績	優良工事 表彰	施工実績	地域・社会 貢献度	安全衛生 管理	施工実績	工程管理、品質管理、 周辺環境、施工上の課題 から2テーマ	ヒアリング 事項		
配点	30.00	1.0	2.0	1.0	2.0	4.5	0.5	2.0	8.0	8.0	1.0

○技術提案チャレンジ型の配点

		書類のみ審査(7点)						技術提案・ヒアリング(23点)			
技術 評価点	地域要件	企業要件					技術者 要件	技術力			
	工事地域 精通度	工事成績	優良工事 表彰	施工実績	地域・社会 貢献度	安全衛生 管理	施工実績	工程管理、品質管理、 周辺環境、施工上の課題 から2テーマ	ヒアリング 事項		
配点	30.00	1.0	1.0		1.0	3.5	0.5		11.0	11.0	1.0
			▲1.0	▲1.0	▲1.0	▲1.0		▲2.0	+3.0	+3.0	

【対象工事】

- ・ 予定価格 5000 万円から 1 億 5000 万円までの工事
- ・ 市内本店業者を対象とする工事で難易度が比較的低いもの  
(本庁の舗装、土木一式から抽出)

< 「総合評価方式特別簡易型」の導入（令和6年6月1日） >

【配点のポイント】

- ① 当該業種の成績：対象が限定的な優良工事表彰は配点しない
- ② 同種・類似工事の実績：技術者の施工実績は配点せず、企業の施工実績のみ4点で評価
- ③ 地域・社会貢献度のうち、カフェテリア方式に係る項目を1項目あたり2点で評価するとともに、地元業者施工率を5点で評価
- ④ 安全衛生管理を2点で評価
- ⑤ 技術提案・ヒアリングは配点しない

○通常の技術評価点（30点）の配点

技術 評価点	書類のみ審査(13点)						技術提案・ヒアリング(17点)			
	地域要件	企業要件					技術者 要件	技術力		
配点	工事地域 精通度	工事成績	優良工事 表彰	施工実績	地域・社会 貢献度	安全衛生 管理	施工実績	工程管理、品質管理、 周辺環境、施工上の課題 から2テーマ		ヒアリング 事項
30.00	1.0	2.0	1.0	2.0	4.5	0.5	2.0	8.0	8.0	1.0

○総合評価方式特別簡易型の配点

技術 評価点	書類のみ審査(30点)						技術提案・ヒアリング(0点)			
	地域要件	企業要件					技術者 要件	技術力		
配点	工事地域 精通度	工事成績	優良工事 表彰	施工実績	地域・社会 貢献度	安全衛生 管理	施工実績	工程管理、品質管理、 周辺環境、施工上の課題 から2テーマ		ヒアリング 事項
30.00	5.0	4.0		4.0	15.0	2.0				
	+4.0	+2.0	▲1.0	+2.0	+10.5	+1.5	▲2.0	▲8.0	▲8.0	▲1.0

【対象工事】

- ・ 予定価格が比較的少額の工事や工事内容が簡易な工事等、技術提案を求める必要性が乏しい工事

(2) その他の入札契約方式について

＜国土交通省 平成 29 年度多様な入札契約方式モデル事業事例集【第 2 版】より＞

主な入札契約方式	概 要
<b>ECI方式</b> (設計段階から施工者が関与する方式、アーリー・コントラクター・インボルブメント)	優先交渉者選定後、別途契約している設計業務に対して、技術協力業務により当該技術提案を反映させた後に優先交渉権者との施工の契約を行う方式 本市では中央緑地新体育館建設工事から導入し、近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事でも採用
<b>CM方式</b> (コンストラクション・マネジメント方式)	対象事業のうち工事監督業務等に係る発注関係事務の一部又は全部を民間に委託する方式。庁舎建替え事業など、職員の退職でノウハウが継承されない事業等で、発注者の立場に立った事業マネジメントが可能
<b>地域維持型契約方式</b> (地域における社会資本の維持管理に資する方式)	地域の社会資本の維持管理（修繕、巡回、災害応急対応、除雪など）について、包括的な事業の契約単位（工種・工区・工期）としたり、地域企業による包括的な体制（JV）で実施する方式。包括的に発注することで安定的な維持管理体制の構築や維持管理の効率化が可能 三重県は、道路維持業務・雪氷対策業務などで平成 27 年から導入 本市では、令和元年度から雪氷・舗装補修・道路修繕・交通安全施設・路面標示の業務で導入し、令和 3 年度から河川水路維持・溜池維持・調整池維持の業務を追加
<b>設計・施工一括発注方式</b>	構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を、施工と一括して発注する方式 現場条件等が特殊であり、施工者のノウハウが必要な場合に、設計と合わせて施工も一括発注

6 入札状況の推移（令和元年～令和 5 年度）

【建設工事】

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
件 数	485	474	446	384	397
落札価格 (千円・税抜)	16,131,069	16,256,088	17,630,360	15,247,088	16,370,030
落札率	90.2%	90.7%	90.8%	90.7%	91.0%
抽選件数	415	400	353	318	329
抽選率	85.6%	84.4%	79.1%	82.8%	82.9%

7 主な工種別の入札状況（令和元年～令和5年度）

(1) 土木一式工事

予定価格	R 1				R 2				R 3				R 4				R 5			
	件数	落札率	抽選 件数	抽選率	件数	落札率	抽選 件数	抽選率	件数	落札率	抽選 件数	抽選率	件数	落札率	抽選 件数	抽選率	件数	落札率	抽選 件数	抽選率
5000万円以上 (総合評価方式のみ)	15	91.1%	0	0.0%	14	91.7%	0	0.0%	22	91.7%	0	0.0%	9	91.1%	2	22.2%	20	91.7%	2	10.0%
5000万円以上 (総合評価方式を除く)	29	90.0%	29	100%	46	91.0%	45	97.8%	33	90.9%	33	100%	31	90.7%	31	100%	18	91.1%	18	100%
2500～5000万円	49	90.0%	49	100%	32	90.6%	32	100%	26	90.4%	25	96.2%	27	90.2%	27	100%	30	90.7%	30	100%
1000～2500万円	39	89.8%	39	100%	41	90.0%	41	100%	56	89.9%	56	100%	31	89.8%	31	100%	35	90.2%	34	97%
500～1000万円	43	89.4%	43	100%	57	89.6%	57	100%	50	89.5%	50	100%	45	89.3%	45	100%	51	89.9%	51	100%
500万円未満	90	89.5%	84	93.3%	70	89.5%	67	95.7%	49	89.3%	44	89.8%	57	89.1%	52	91.2%	47	89.7%	45	95.7%
全体	265	89.8%	244	92.1%	260	90.1%	242	93.1%	236	90.0%	208	88.1%	200	89.8%	188	94.0%	201	90.3%	180	89.6%

(2) 建築一式工事

予定価格	R 1				R 2				R 3				R 4				R 5			
	件数	落札率	抽選 件数	抽選率	件数	落札率	抽選 件数	抽選率	件数	落札率	抽選 件数	抽選率	件数	落札率	抽選 件数	抽選率	件数	落札率	抽選 件数	抽選率
5000万円以上 (総合評価方式のみ)	-	-	-	-	2	92.0%	0	0.0%	3	93.1%	0	0.0%	1	93.1%	0	0.0%	1	92.0%	0	0.0%
5000万円以上 (総合評価方式を除く)	22	90.4%	17	77.3%	17	91.0%	15	88.2%	17	91.9%	11	64.7%	21	92.3%	13	61.9%	11	92.0%	10	90.9%
1000～5000万円	11	97.0%	3	27.3%	15	93.5%	6	40.0%	16	95.4%	2	12.5%	18	95.3%	5	27.8%	7	93.9%	0	0.0%
1000万円未満	7	89.9%	6	85.7%	2	90.4%	1	50.0%	4	91.1%	2	50.0%	2	90.8%	2	100%	6	93.9%	3	50.0%
全体	40	92.1%	26	65.0%	36	92.1%	22	61.1%	40	93.3%	15	37.5%	42	93.5%	20	47.6%	25	93.0%	13	52.0%

(3) 舗装工事

予定価格	R 1				R 2				R 3				R 4				R 5			
	件数	落札率	抽選 件数	抽選率	件数	落札率	抽選 件数	抽選率	件数	落札率	抽選 件数	抽選率	件数	落札率	抽選 件数	抽選率	件数	落札率	抽選 件数	抽選率
500万円以上 (総合評価方式のみ)	4	91.7%	0	0.0%	5	91.3%	1	20.0%	1	90.9%	0	0.0%	2	90.6%	0	0.0%	6	94.6%	1	16.7%
500万円以上 (総合評価方式を除く)	19	89.9%	18	94.7%	24	90.0%	23	95.8%	16	89.9%	16	100%	21	89.5%	21	100%	29	90.1%	29	100%
200～500万円	17	89.1%	17	100%	20	89.2%	20	100%	5	89.1%	5	100%	8	89.0%	8	100%	2	89.4%	2	100%
200万円未満	2	89.0%	2	100%	2	88.4%	2	100%	2	88.8%	2	100%	1	88.4%	1	100%	1	89.1%	1	100%
全体	42	89.7%	37	88.1%	51	89.7%	46	90.2%	24	89.7%	23	95.8%	32	89.4%	30	93.8%	38	90.8%	33	86.8%

- ※ 一般競争入札（総合評価方式を含む）
- ※ 落札率は、「1件ごとの落札率を合計したもの÷件数」で算出
- ※ 数字は上下水道局発注を含む

## 8 委員からの主な意見

- Q. 愛知県や岐阜県の同格市などでは予定価格の事後公表や事前事後公表の併用が多いが、本市が事前公表方式を採用する理由は何か。規模の大きな都市ほど建設業者の競争が激しく、入札価格の積算能力が求められるため、本市の業者のためにも、予定価格の事後公表や事前事後公表の併用が必要ではないか。
- A. 愛知県や岐阜県の表に記載の事前・事後自治体では、原則的には予定価格の事前公表を行っており、案件によっては事後公表で入札を行っている。それぞれの方法のメリットとデメリットを慎重に判断する必要があると考える。
- Q. 積算能力がある業者は働き方改革や物価高騰、労働力不足を分析し、加味して入札してくるが、システムに予定価格を入力して入札するような積算能力のない業者も同じ条件で入札できる現状は不公平ではないか。
- A. 理想はそれぞれの業者が自ら積算して入札することだが、様々な制度を参考にしつつ改善したい。
- Q. ほぼ全ての一般競争入札でくじ引きになっているため、市内の業者の競争力が落ちる可能性がある現状を放置せずに、状況に応じて入札制度を見直していくべきではないか。
- A. 全国の自治体で入札制度について試行錯誤しているので、本市も現状を認識し、検討を続けていく。
- (意見) 入札予定価格の事後公表は不正の温床になる可能性があるとの懸念があるが、事後公表を実施している自治体もあり、不正の温床になっているわけではないため、十分に調査をした上で入札制度を改善し、本市独自の形を見つけてほしい。
- Q. 抽選で落札者になる場合で、落札者になれる上限の回数はあるのか。
- A. 上限は設けていないが、一抜け方式の入札の場合は落札者になると、意向の関係する入札で失格になり、落札者になれない場合はある。
- Q. 建築工事でくじ引きが少ない理由は何か。
- A. 建築工事は民間の発注が多く、公共工事に入札してくる業者が少ないため、くじ引きになりにくい傾向がある。
- Q. 予定価格の事後公表のメリットとデメリットを確認したい。
- A. 事後公表のメリットとしては予定価格が分からないのでくじ引きになりやすいことが挙げられる。デメリットは全国で不祥事の報道がされており、業者から行政担当者への働きかけにより、予定価格の情報を漏らしてしまうリスクが発生することである。
- Q. 市が公共工事を発注する意味は、地域の業者へ発注することで地域の業者を育てていく点が挙げられる。くじ引きのような運で受注が決まることに不満の声が上がっているため、より良い方法を検討すべきだと考えるがどうか。
- A. 建設業協会と意見交換をしたが、くじ引きへの不満よりも一抜け方式の入札を拡

大すべきではないかとの意見があったので、それらの意見を含めて検討を続けたい。(意見) 他の自治体の情報を積極的に集めて、いい方法があれば積極的に取り入れてほしい。

Q. 一抜け方式の入札を増やしたり、落札できる上限を設けたりすることはできないのか。

A. 一抜け方式の入札にもメリットとデメリットがあり、それらを含めた検討が必要である。

Q. 一抜け方式の入札は、入札業者が少ないと2つ目の入札の落札者がいなくなる場合もあり、いいことばかりではないので、本市の実情に合った方法を見つけるべきだと考えるが、市の考えを再度確認したい。

A. 一抜け方式の入札も含めて、入札方式については様々な方法を検討したい。

(意見) 業者からはくじ引きでは工事を取れないと苦情を聞いている。中央公契連モデルや三重県モデルが最終形ではないと考えるので、本市の方式を模索してほしい。

## 9 まとめ

本市の入札制度においては、公共工事における適正な施工と品質の確保を図るため、最低制限価格制度を採用し、最低制限価格の算出方法については、平成15年度から変遷を経て、令和5年度からは中央公契連モデルと三重県独自モデルのそれぞれに準拠する、本市独自のモデルを採用している。

しかし、計算上最低制限価格を算出できるため、同額の入札が発生するという課題は過去のモデルと共通しており、現状の課題解決には至っていない。依然として、土木一式工事や舗装工事については発注件数のほとんどが最低制限価格での入札による抽選となるなど、健全な競争が行われなくなることも懸念される。

現在は、入札の透明性の確保や客観性の確保などの観点から予定価格の事前公表を継続しているが、事後公表を行っている自治体がある現状も踏まえて事後公表を検討するなど、引き続き改善について調査、研究を継続していくべきである。

これまでの調査でも、入札制度については明確な正解がないことは確認されているが、社会情勢や地域の特性に応じて、事業者と意見交換をしつつ、継続して見直しを行い、最善の手法に改めていくことが必要である。抽選による落札が多くを占めているという課題を重く受け止め、市民や事業者からの意見を常に聴取し、より公平で健全な競争となるよう、改善に向けて検討をしていくことを強く求め、調査報告とする。

---

[委員会の構成]

委員長	荒木美幸
副委員長	山田知美
委員	太田紀子
委員	竹野兼主
委員	日置記平
委員	平野貴之
委員	村山繁生
委員	森康哲

## 総務常任委員会

### ○防災備蓄の見直しと市民への啓発について

#### 1 はじめに

総務常任委員会では、令和6年8月定例会月議会において、「防災備蓄品の見直しと市民への啓発について」の政策提言を行った。

委員会の議論の中では、令和6年能登半島地震で地面の隆起・陥没等により水道管が損傷し、水が不足する事態となったことを受け、水の備蓄を増やすべきという議論があった。その中で、本市の現在の備蓄の状況を把握しておく必要があるとの意見があり、また、南海トラフ臨時情報が発令されたことを受け、市民の地震災害への意識が高まっていることから、本市の備蓄品の状況と備蓄への市の考え方を確認すべきだとの意見があった。

これらの経緯を踏まえ、本市の備蓄の状況と今後の計画について、所管事務調査を行うこととなった。

#### 2 防災備蓄の考え方について

##### (1) 国の考え方

国の『防災基本計画』（令和6年6月 中央防災会議）には、地方公共団体等が図る普及啓発のひとつとして、家庭での予防・安全対策が記載されており、その対策の中で『「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄』をあげている。また、発災初期の物資不足による混乱を最小限にとどめるためには、住民や自主防災組織、事業所等が、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から災害時に必要な物資等を備蓄しておくことが最も重要である。

国は、『南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画』（令和5年5月 中央防災会議）において、南海トラフ地震では、被災地方公共団体及び家庭等での備蓄は数日で枯渇し、被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することが困難と想定し、被災府県からの具体的な要請を待たないで、被災地の避難所避難者へ必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地へ物資を緊急輸送する「プッシュ型支援」を行い、その後必要に応じて国に要請する「プル型支援」に切り替えるものとしている。

プッシュ型支援により物資調達する対象品目は、食料、毛布、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー、生理用品の8品目を基本とし、発災から3日間は家庭等の備蓄と被災地方公共団体における備蓄で対応することを想定し、発災後4日目から7日目までに必要となるものを国が担うこととしている。

## (2) 県の考え方

県は、『三重県備蓄・調達基本方針』（令和3年5月改定）において、三重県内に甚大な被害をもたらす恐れのある「南海トラフ地震」を想定し、行政が直ちに取り組むべき「過去最大クラス」を想定した備蓄・調達目標を設定することとしており、平成25年度三重県地震被害想定結果における避難所避難者数を基本とし避難所外避難者等を考慮し、計画数量を算出することとしている。

対象品目は、国がプッシュ型支援の基本としている8品目に飲料水、哺乳瓶を加えた計10品目を重要品目と位置付け、発災後1～2日目を市町、3日目を県が担うことを基本としている。

また、県・市町は、被災地域外の民間事業者等と協定を締結するなど、物資ルートの多様化を図るように努め、特に、食料及び携帯・簡易トイレについては、発災初期に不足することが想定されるため、現物備蓄及び流通備蓄による物資の確保に努めるものとしている。

この重要品目以外では、避難所の衛生環境対策として感染防止対策物資について検討することとしている。

## (3) 市の考え方

市は、県の策定した『三重県備蓄・調達基本方針』に基づき、公的備蓄については、重要品目の10品目について、「南海トラフ地震・過去最大クラス」における発災1日目の避難所避難者数および帰宅困難者数を対象とし、避難所外避難者や自助・共助の備蓄割合等を考慮した計画数量を算出することとしている。

また、重要品目10品目以外については、避難所の衛生環境対策となる感染防止対策物資について計画数量を定めることとしている。

【資料1】四日市市物資備蓄・調達計画（令和5年7月）

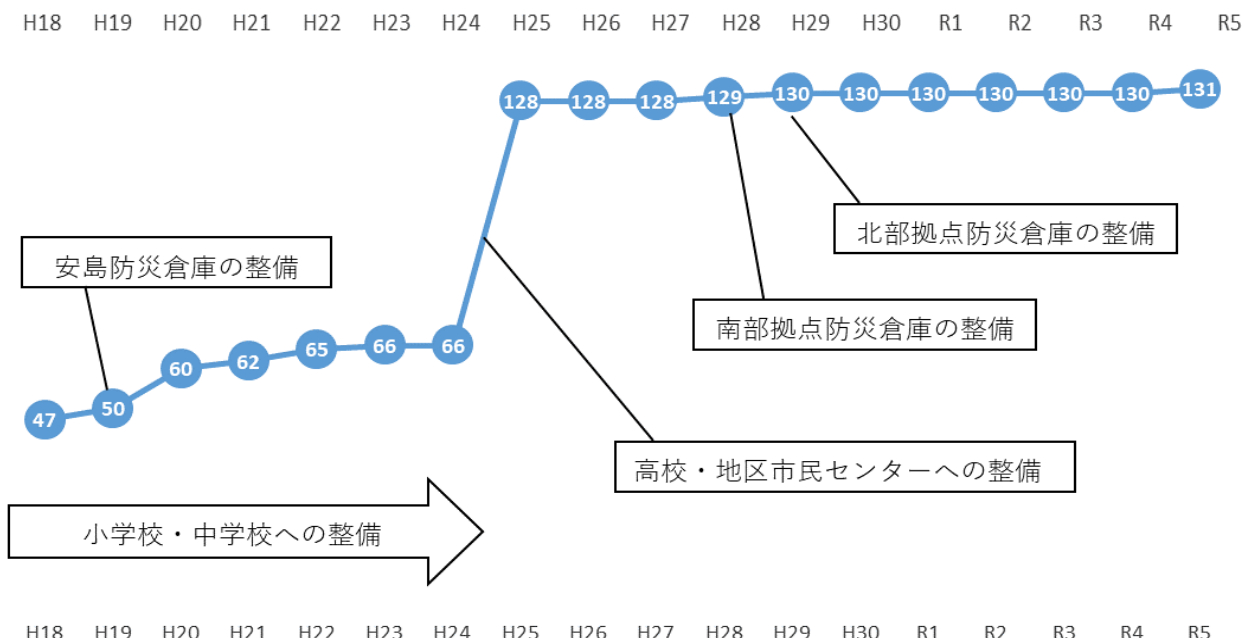
【資料2】三重県備蓄・調達基本方針（令和3年5月）

## 3 本市の防災備蓄品について

### (1) これまでの取組について

本市においては、地区防災倉庫の整備を進めるとともに、拠点防災倉庫の整備を行い、防災体制の強化を進め、また、防災備蓄品についても、種類、量とも強化を図ってきた。

## 【防災倉庫の整備と備蓄品の追加の変遷】



H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2 R3 R4 R5

救助資機材、アルファ米、毛布、仮設トイレなど	
	カセットボンベ、ガス発電機、携帯型トイレ、トイレtent、照明セット、汚物収納袋など
	粉ミルクなど
	調理用水など
	おむつ、哺乳瓶、マリンテナーなど
	プライベートルームなど
	エアテント、生理用品など
	段ボールベッド、エアーマット、応急給水栓など
	簡易ベッド、粉ミルク(スティック)、液体ミルク、簡易トイレなど
	レトルトご飯など

## (2) 防災資機材等の基本配備

### ① 全ての防災倉庫に備蓄している資機材等

分類	主な備蓄品
食糧	ビスケット等、アルファ米、調理用水
資機材等	簡易トイレ、トイレtent、汚物収納袋、ウォータータンク(350L)、発電機(ガス)、カセットボンベ、照明セット、ワンタッチ式パーティション、プライベートルーム、簡易ベッド、エアーマット、応急給水栓セット、リヤカー

生活必需品	毛布、おむつ
その他	救急箱、ハンドマイク、コードリール

## ② 地区の一部の防災倉庫に備蓄している資機材等

分類	主な備蓄品
資機材等	仮設トイレ、投光機、担架、脚立、工具、スコップ、ツルハシ、ノコギリ、鎌、万能オノ、とび口、金てこ、ハンマー、ヘルメット
生活必需品	防塵マスク、マスク、フェイスシールド、消毒用エタノール

## ③ 拠点防災倉庫で集中備蓄している資機材等

分類	主な備蓄品
食糧	レトルトご飯、粉ミルク(缶・スティック)
資機材等	簡易トイレ(段ボール)、オストメイトトイレ、ユニットトイレ、簡易トイレ詰め替えセット、マリンテナー、ポリタンク、ハイゼックス、大型炊出器、灯油バーナー、LP ガスバーナー、熱交換器、発電機(ガス)、カセットボンベ、ガソリン携行缶、バルーン型投光機、ファミリールーム、多目的テント、簡単テント、テント、段ボールベッド、ブルーシート、灯油携行缶、灯油詰缶、ラバーコーン、コーンバー、バリケード、自転車、合図灯
生活必需品	哺乳瓶、生理用品
その他	電動リフト、電動ハンドリフト、カゴ台車、可搬型外部給電器、延長コード、トラロープ、ビニール紐

## ④ 特定の地区に備蓄している資機材等

分類	主な備蓄品
資機材等	ライフジャケット、ボート、土のう袋、番線

### 【資料3】防災資機材等基本配備一覧表（四日市市地域防災計画より抜粋）

#### (3) 備蓄品の保管場所について

本市においては、防災備蓄品についても、種類、量とも強化を図ってきた。

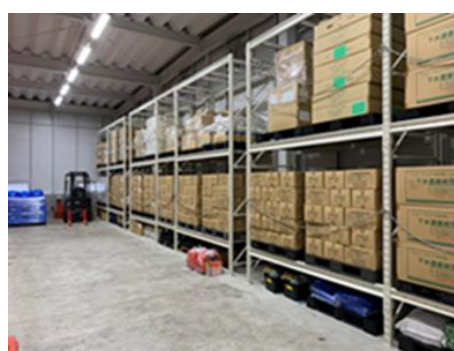
また、近年は給水タンク（地区市民センター）やプライベートルームなど、大型の防災資機材を配備したため、防災倉庫の容量が上限に近づいてきている。

【防災倉庫内の現状】

防災倉庫



拠点防災倉庫（南部）



4 地区防災組織等における防災備蓄品について

(1) 補助金を活用した備蓄品について

①地区防災組織等における補助金による備蓄

分類	主な備蓄品
救助、消火又は避難の用に供する防災資機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器</li> <li>・ホース</li> <li>・ヘルメット</li> <li>・AED</li> <li>・リヤカー</li> <li>・リヤカー牽引用補助ベルト</li> <li>・担架</li> <li>・毛布 など</li> </ul>
可搬式動力消防ポンプ及びその付属品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬ポンプ</li> <li>・可搬式消防ポンプ用バッテリー など</li> </ul>
防災資機材を保管するための防災倉庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災倉庫の新設</li> <li>・防災倉庫の修繕</li> </ul>

分類	主な備蓄品
防災訓練時に必要である防災資機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腕章</li> <li>・ベスト</li> <li>・ブルーシート など</li> </ul>
その他災害発生時及び未然防止に必要な防災資機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易無線機及び付属品</li> <li>・ポータブル電源</li> <li>・ソーラーパネル</li> <li>・パーテーション(間仕切り)</li> <li>・テント一式</li> <li>・アンプ、マイク等の放送設備</li> <li>・拡声器</li> <li>・トイレ(携帯・簡易・仮設 問わず) など</li> </ul>
要配慮者用備蓄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料(アルファ米、ライスクッキー、かゆ、えいようかんなど)</li> <li>・おむつ</li> <li>・おしりふき</li> <li>・生理用品</li> <li>・ウェットタオル</li> <li>・哺乳瓶</li> <li>・水</li> <li>・粉ミルク など</li> </ul>

## (2) 地区独自の備蓄

地区によっては独自で補助金の対象とはならない一般避難者用の食料や消耗品などを中心に備蓄を行っている。

### ①地区独自の備蓄

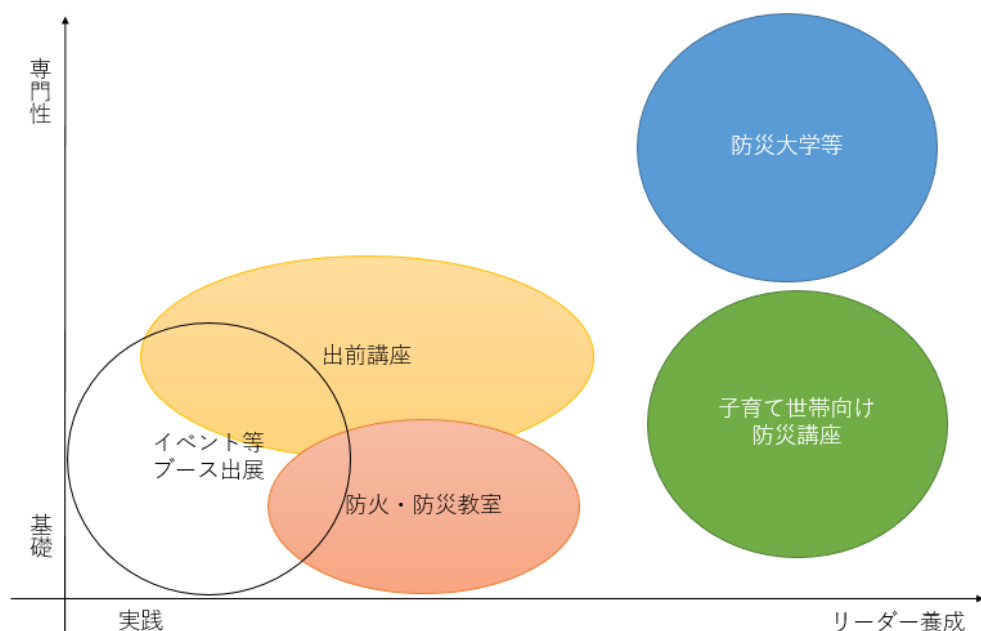
分類	主な備蓄品
一般避難者用備蓄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料</li> <li>・水</li> <li>・生理用品</li> </ul>

## 5 家庭での防災備蓄の啓発について

国の『防災基本計画』(令和6年6月 中央防災会議)には、地方公共団体等が図る普及啓発のひとつとして、家庭での予防・安全対策が記載されており、その対策の中で『「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄』をあげている。

このようなことから、本市では、四日市市防災大学等、子育て世帯向け防災講座、防火防災教室、出前講座、イベント等ブース出展などを通して啓発を行っている。

#### 【危機管理課における主な啓発事業と位置づけ】



#### (1) 四日市市防災大学等

四日市市防災大学等は地区防災組織からの推薦を受け、地域の防災・減災活動に継続的・精力的に活動する意思がある方等を対象に大規模災害の発生に備え、「自助」「共助」の観点から防災に関する知識・技能を習得し、地域防災力を底上げすることを目的とした講義形式の講座や水防訓練等の体験型講座を実施している。

希望者は防災士資格取得も可能となっている。

なお、各地区で活躍する防災大学等の修了生の中で、地区防災組織の代表者をサポートするために各地区防災組織から減災アドバイザーが選出されている。

これは地区防災組織の代表者は連合自治会長を兼ねている方も多く、会長任期終了に伴い交代されることから、減災アドバイザーが任期にとらわれず長期にわたり地域に根付いて防災・減災活動を行うことを目的としている制度である。

なお、年6～7回程度、最近の知見や知識の習得を行えるフォローアップ研修を実施している。

現在、防災大学等への参加者を一般公募することにより、防災大学の講座を体験してもらい、次年度以降の防災大学等の受講者の増につなげられるよう取り組んでいる。

#### (2) 子育て世帯向け防災講座、防火防災教室

これからの四日市市を支える防災人材となりうる子育て世帯の防災意識の啓発を図るため、子育て支援センター職員等を対象に、子育て世帯に必要な防災知識を学び、親子イベント等で実施できる防災体験の手法を学ぶ防災講座を実施する。

また、四日市市で小学生と中学生に対して防火防災教室を実施している。

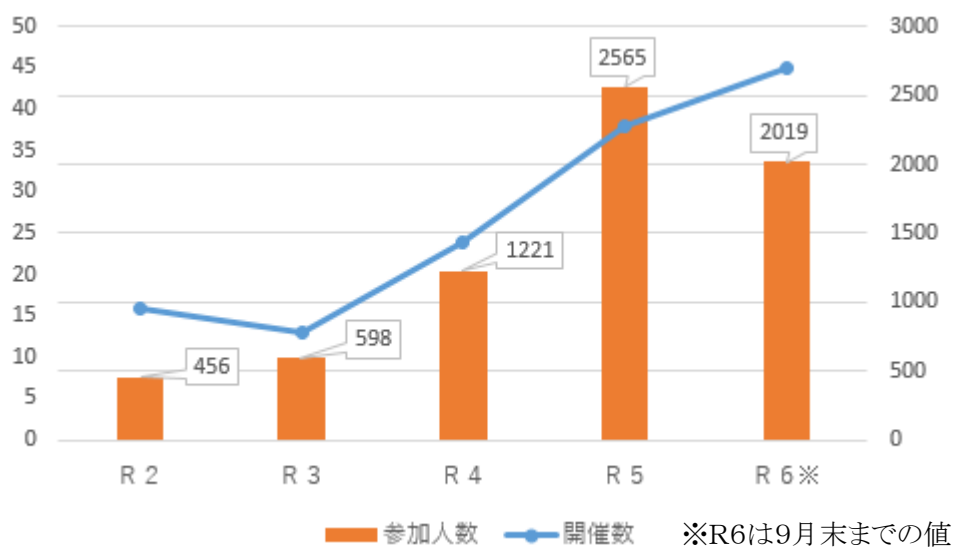
防火防災の知識を学びながら、自分自身や家族の安全を守るための行動技術や知識を身に着けるとともに、中学生においては地域の一員として活動することを目的としている。

### (3) 出前講座

新型コロナウイルス感染症が令和5年5月の感染症法改正で5類に分類となり、出前講座の依頼もコロナ前に戻りつつある。

今年度は能登半島地震をはじめ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されるなど、防災に対する関心が高まっており、講座の依頼が増えている。

【出前講座の開催数及び参加人数】



## 【出前講座の開催状況】



### (4) 祭りやイベントなどへのブース設置

多数の人が集まる祭りやイベントなどにブースを設置するなど、一般の方への防災への関心を向上させる取り組みを行っている。

2024 年は消防春ふえす 2024 やよっかいちまつりなど、

人が集まるイベントにブースを設置して、備蓄などの周知啓発を行っている。



### 【参考】大四日市まつりにおけるブース出展

#### 1. 日時

令和6年8月3日(土)～4日(日)の2日間

#### 2. 内容：市民の防災意識の現状把握・防災啓発

- (1) 防災アンケート（備蓄）
- (2) 防災用品の展示・チラシ配布
- (3) 防災アプリのダウンロード促進

#### 3. アンケート回答者及び結果

224名（2日間合計）

#### 【結果】

水の備蓄率 7日間以上 44名(19.6%)

食料備蓄率 7日間以上 37名(16.5%)

家具の固定率(寝室など一部のみ含む) 134名(59.8%)



## 6 委員からの主な意見

- Q. 要配慮者用備蓄の水は、飲料用か調理用かどちらか。
- A. 飲料水も含めた水である。
- Q. 補助金で要配慮者用には飲料水を買えるが、一般の市民向けには飲料水は補助金で買えないのか。また、その理由を確認したい。
- A. 要配慮者用のものは補助金での購入を認めており、一般の方は自助として各自で用意してもらう整理としている。
- Q. 3日間分の飲料水を運んで避難することは現実的に難しく、また、能登半島地震のように上下水道局からの配水が困難な場合も想定されるので、ある程度の量は飲料水を備蓄する必要があるのではないか。
- A. 8月定例月議会での提言を受けて、上下水道局と連携して水のあり方を検討している。
- Q. 家で保管する備蓄と持ち出し用の備蓄の区別が明確でないと思うが、どのように啓発に取り組んでいるのか。
- A. イベントに出展した時には1セットを用意して展示しているが、市民への周知が足りていないと考えるので、引き続き啓発活動に取り組みたい。
- Q. 非常用リュックの持ち出しリストを見た高齢者からは、水が重くて持ち出せないという声を聞くので、飲料水の備蓄を増やすべきではないか。
- A. 備蓄の目安として1日3ℓの水を用意すべきと啓発されているが、それには飲料水だけではなく生活用水も含まれるため、飲料水に限れば3ℓより少なくなるので、広報活動が不足していると認識している。
- (意見) いつ災害が発生するかは分からないので、周知や検討は早めにしてほしい。
- Q. 非常用リュックの市民への啓発が不足しているが、周知方法を変える考えはあるか。
- A. 緊急時に持ち出すものと、被災後に自宅で生活するときに使うものとを分けておく必要があることを周知していきたい。
- Q. 各地区の自主防災組織から飲料水を補助金で買えないことに対する不満を聞いている。市の考えを確認したい。
- A. 上下水道局と水の確保について対応を協議しており、指定避難所である学校の貯水設備など、様々な手段を考えている。
- Q. 学校の既存の貯水施設によっては、配管のずれなど災害の影響によって濁水が発生して使用できない場合があるが、どのように検討しているのか。
- A. 揺れに伴う遮断弁の設置など技術的な課題を確認し、安全に避難所で水を提供できる方法を検討している。
- (意見) 学校で防災訓練をした時に、長期休暇中など使用されていない期間には濁水が発生したことがあるので、慎重に検討してほしい。

- Q. 災害時には下水道より浄化槽が強いと言われているが、他自治体では浄化槽のチェックリストをホームページに公開しているところもあるが、本市は公開しているのか。
- A. 電気が通っていればバクテリアが汚水を処理できるので、浄化槽は災害に強いと言われている。しかし、地下に埋まっている部分を一般人では確認できないので、専門家による確認や判断が必要になる。
- (意見) 必要な道具が少ないのであればその道具を備蓄しておくことも有効だと考えられるので、上下水道局と浄化槽の確認方法等について協議してほしい。
- Q. 近年の災害で不足した物や自主防災組織から必要だと求められている物などの情報を整理し、備蓄品のリストを見直すべきではないか。
- A. 様々な情報を加味して精査したい。
- Q. プライバシーテントの備蓄は検討しているのか。
- A. 以前に指摘のあったプライバシーテントについては検討していきたい。
- Q. 県と市の備蓄計画に差があり、県は 10 年保存可能の飲料水を広域防災拠点（北勢拠点）に備蓄しているが、本市はなぜ飲料水を備蓄しないのか。
- A. 県と市では備蓄を分担する部分が異なる。発災後 1 日目と 2 日目までに必要なものは市町が備蓄し、3 日目の分を県が担っている。
- Q. 防災大学の修了生や防災士を出前講座の講師などで活用する考えはあるか。
- A. 職員の負担軽減も必要だが、市から派遣する場合の規則があるため、今後は検討していきたい。
- Q. ペットの同伴避難について考えを確認したい。
- A. 地域防災計画に記載し、地域でペットの受け入れ可能な場所を検討してもらっている。引き続き、保健所と一緒に地域と協議していきたい。
- Q. 備蓄品の中にあるポータブル電源で、電気が寸断している場合に避難所で投光器を使うことはできるのか。
- A. 気温や天気、時間によって必要な電化製品が変わってくるので、使用用途を考えつつ、備蓄の考え方を整理したい。
- (意見) 電気が寸断されていると避難所が夜間に真っ暗になる可能性があり、ポータブル電源のほかにも投光器の備蓄も必要だと考えるので検討してほしい。
- Q. 8 月定例会議会の提言を受けて、備蓄品に対する意見を自主防災組織に聞き取る機会はあるか。
- A. どのように意見を聞き取るかの手段は決まっていないが、意見の聞き取りは行う予定である。

## 7 まとめ

今回の所管事務調査では、まず、国、県、市のそれぞれの防災備蓄の考え方の説明があり、防災倉庫の整備状況やその倉庫の備蓄に関する説明があった。また、防災倉庫の容量がひっ迫している現状の課題や、地区防災組織等による各地域での備蓄について説明があった。最後に家庭での防災備蓄の啓発や防災大学や女性セミナー、子育て世帯向けの防災講座等を通じた啓発活動の紹介があった。

質疑では、令和6年8月定例会議会での提言に引き続き、飲料水や生活用水を含む水の備蓄に関する質問が多く挙げられた。その多くは提言に基づき、上下水道局や地区防災組織等と協議するとの答弁だったので、関係各所への丁寧な聞き取りと検討を要望する。

また、防災バッグの中身についての意見や啓発に関する意見もあり、市は、引き続き啓発活動に取り組む必要がある。

今回の所管事務調査は、令和6年8月定例会議会における提言の「防災備蓄品の見直しと市民への啓発」を基に行った。検討した内容は、令和7年2月定例会議会において確認を行うことになるため、引き続き調査することとし、今回の所管事務調査報告とする。

---

### [委員会の構成]

委員長	荒	木	美	幸
副委員長	山	田	知	美
委員	太	田	紀	子
委員	竹	野	兼	主
委員	日	置	記	平
委員	平	野	貴	之
委員	村	山	繁	生
委員	森		康	哲

## 6. 行政視察報告書

令和7年3月28日

四日市市議会

議長 石川 善己 様

総務常任委員会

委員長 荒木 美幸

### 総務常任委員会行政視察報告

総務常任委員会が行政視察を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

#### 記

1. 視察日時                    令和6年7月24日（水）～7月26日（金）
  
2. 視察都市                    鳴門市、徳島県（徳島市）、高松市
  
3. 参加者                    荒木美幸      山田知美      太田紀子      竹野兼主  
                                 日置記平      平野貴之      村山繁生      森 康哲  
                                 (随 行) 羽尾祐輝
  
4. 調査事項                    別紙のとおり

【鳴門市】

1. 市勢
- 市制施行 昭和 22 年 5 月 15 日
- 人 口 53549 人 (令和 6 年 4 月 1 日現在)
- 面 積 135.66 平方キロメートル
- 
2. 財政
- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| 令和 6 年度一般会計当初予算 | 282 億円         |
| 令和 5 年度特別会計当初予算 | 237 億 2360 万円  |
| 令和 5 年度企業会計当初予算 | 698 億 6210 万円  |
| 合 計             | 1217 億 8570 万円 |
- 
3. 議会
- 条例定数 22
- 3 常任委員会 (総務文教、生活福祉、産業建設)

#### 4. 視察事項 災害対応と防災教育について

##### (1) 鳴門市の構造的な課題

**【災害リスク】**  
 今後30年以内に70～80%程度の確率で発生すると予測されている南海トラフ巨大地震、中央構造線活断層帯の鳴門断層や鳴門南断層による直下型地震への対策が求められており、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した場合は、本市においても甚大な被害が予想されており、**災害に負けないまちづくり**の推進が急務となっている。  
 →平常時だけでなく、**非常時**への対応や想定も加味した施設整備の必要性。(フェーズフリーの推進)

**震度階級**  
 ■ 震度7  
 ■ 震度6強  
 ■ 震度6弱

**浸水深(m)**  
 ■ 10.0 ~  
 ■ 5.0 ~ 10.0  
 ■ 4.0 ~ 5.0  
 ■ 3.0 ~ 4.0  
 ■ 2.0 ~ 3.0  
 ■ 1.0 ~ 2.0  
 ■ 0.3 ~ 1.0  
 ■ 0.01 ~ 0.3

**事業目的**  
**【平常時】**  
 地域内外から新たな人の流れを本市に呼び込み、**交流人口拡大**や**地域活性化**を図る**交流拠点**。  
**【非常時】**  
 道路利用者や市民の避難活動や支援活動の**防災拠点**。

上記の理由から地域の人口減少により減少した消費を旅行者による消費で補う必要があり、かつ、高速道路の整備により旅行者が四国の広範囲を移動するため、かなり広い範囲の他地域と競争して集客する必要が出てきたので、道の駅を整備することになった。また、南海トラフ地震が発生した場合には大きな被害が出ることが予想される地域であるため、高い防災能力を持つ施設であることが求められた。

## 2. 四国のゲートウェイ推進プロジェクトの策定 H29.3

→「新しいにぎわい創出施策」を計画。その計画の中核プロジェクトとして、本市への実質的な出入口となる幹線道路沿いに、情報の受発信や賑わい、憩いの機能を持ち合わせた交流拠点施設(道の駅)を整備することで、**交流人口拡大と地域活性化**を図り、**本市が名実ともに四国の玄関口**としての認知度とブランド価値を高めるための施策。

**道の駅計画地選定の経緯**

- ① 国道11号沿いの本市で**最も交通量の多い地点(約4万台/日)**であり、鳴門ICにも近く、関西・香川・徳島方面からのアクセスが容易。
- ② 広域的な通過交通と市街地へのアクセスが交差する**道路交通の要衝**に位置している。通勤・通学等の人の動き、購買活動や物流等の経済活動、地域間の交流・連携を促進するなど、**地域住民・観光客にとって利便性の高い好立地**となっている。
- ③ 本市のストロングポイントである、鳴門金時やレンコンとった「食」の産地にある。**「ここにしかないもの」を創出したい**

**関所の候補地**

上記の視点から、①車移動で10分から20分の場所であり、日用品などを買いに来る足元の顧客をターゲットにする商圈として足元商域、②車移動で30分から40分であり、週末のちょっとした観光で来場する消費者をターゲットとするミニ観光商圈、③車移動で40分以上かかる、観光客によるエリア観光の一環で来場する消費者をターゲットとする遠方観光商圈の3つをターゲットにすることで、交流人口の拡大と地域活性化を促進して、鳴門市の認知度向上を図ることとした。

近年の鳴門市は、道路が整備されることで交通の利便は良くなったものの、四国へ入ってくるときに通過するのみで、鳴門市でお金を使わない旅行者が激増し、近隣との非常に激しい競争にさらされている。その点で、この道の駅が話題になることは非常に有効である。

## (2) 道の駅の概要

### 4. 道の駅の概要

所在地：鳴門市大津町備前島字蟹田の越338番地1

敷地面積：17,971㎡ 延床面積：2,996.13㎡ 階数：2階建て

施設：駐車場（171台）、トイレ（24器）、情報提供・休憩施設、観光案内所、ベビーコーナー、非常用電源、備蓄倉庫、貯水槽、公衆電話、公衆無線LAN、物販施設、飲食施設、加工室、体験交流研修室、屋内プレイルーム、屋外交流広場、子どもの遊び場、芝生広場、展望デッキ、バス停、レンタサイクル、EV充電施設



駐車場は国土交通省が整備し、広域的な災害が発生したときには、防災拠点駐車場という車両の基地になる。地域からは、身近にこのような施設があるのは心強いとの声がある。休日には駐車場に車が入りきれないので、道の駅周辺の土地を買収して駐車場を増やす検討をしている。

## (3) 商業施設部分について

「体験型食のテーマパーク」がコンセプト

商品は、鳴門金時を中心に、  
若者にも注目を集めるスイーツ等を設定



徳島・鳴門の名産品を中心にした豊富な品揃え  
(一回の訪問では選べない、また来たい空間づくり)



災害時に活用する施設だからといってアルファ米など防災用品ばかり置くのではなく、売れる商品を置いている。発災時にはこれらを非常食として活用していく。約 2500 種類の商品を取り扱っている。

## (1) 施設前面をガラス張り



### 日常時

#### ・ランニングコストの低減

施設の中に自然光を取り込みやすくすることにより、屋内の照明コストの削減を図る。

#### ・快適性と開放感の向上

晴れの日には施設が明るい雰囲気に入れられ、快適性と開放感が向上する。

#### ・雨雲等の気象状況の早期察知が可能

視認性向上により建物外の災害状況をすばやく察知することができる。

### 非常時

(強風・豪雨などの異常気象)



14

施設の正面はガラス張りになっている。観光施設なので、見栄えが良く、開放感のある見た目にしたかったことと、屋内から天候を見ることができるので天候の変化を察知しやすくする目的がある。

## (2) 施設屋上における子どもの遊び場、見晴らしデッキ、ジップライン



### 日常時

#### ・憩いの場や交流機能

屋上には自由に遊べて憩いの場となる子どもの遊び場や、屋外の景色を眺めることができる見晴らしデッキを整備する。

#### ・アクティビティ機能の付与による集客コンテンツ

屋上の形状を生かし、ジップラインを設置することにより、話題性ととも集客力の向上が期待できる。(津波避難場所を自然に意識することにも繋がる)

### 非常時

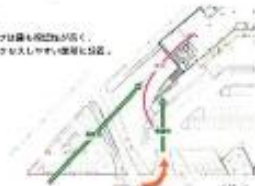
#### ・津波の一時避難場所

非常時は津波避難が可能となる避難場所となる。屋外から直接アクセスすることができるので、施設が営業していない時間も含め24時間避難が可能。

スロープは最も視認性が高く、最もアクセスしやすい箇所に設置。

- ・バリアフリーで上げられる(誰でも)
- ・雨嵐外でも上げられる(いつでも)
- ・迷いなく上げられる(早く)

スロープは最も視認性が高く、最もアクセスしやすい箇所と位置。



15

この道の駅のある場所の津波の想定波高は2～3mとなっている。その津波から避難できる場所として、このデッキを整備している。津波避難タワーは、入口が階段や蹴破

りドアになっていたり、鍵ボックスで開錠するようになっているが、訓練して使い方を学んでも、忘れてしまうことや次の担当者に引き継がれないなどのトラブルがある。この道の駅のデッキは24時間誰でも登れる。スロープになっているので、車いすの方でも後ろから誰かに押してもらえば登ることができる。

#### (4) 道の駅の効果

### 6. 道の駅の効果

※令和4年度実績

定量効果：年間来場者 約120万人  
年間売上 約15.5億円

定性効果：100を超えるメディア露出  
(地域の魅力を全国に発信)



●交流人口拡大と地域活性化を図る、四国のゲートウェイ化を着実に推進  
→鳴門市自体の認知度・知名度向上

19

道の駅の年間の委託料は約1500万円であり、年間売上の一部を市に還元してもらっている。市の歳入に1億円程度繰り入れている。繰り入れる金額は変動しており、だいたい5%程度に落ち着いている。売上金額に応じて段階的に上がっていくので、今よりも増えれば5.5%になったりする。還元されたお金は設備などの投資に回るので、防災訓練の内容を検討したりと、充実した対策ができる。

#### (5) 道の駅の特徴

## 道の駅「くるくるなると」

### 5. 道の駅の特徴

道の駅なると「くるくるなると」におけるフェーズフリーの主な機能

平常時 →

- ①災害予知・早期警報→
- ②災害発生→③被害評価→
- ④災害対応→⑤復旧復興の順に  
災害対応サイクルが変わることを踏まえ、段階毎に機能を整理。



非常時のサイクル	機能	平常時の役割	非常時の役割
①災害予知 早期警報	施設前面をカラ ス張りの	・ランニングコストの低減 ・快適性と開放感の向上	雨雲等の気象状況 の早期察知が可能
②災害発生	施設屋上におけ る芝生広場、見 晴らしデッキ、 ジップライン	・憩いの場や交流機能 ・アクティビティ機能の付与 による集客コンテンツ	避難場所（津波）
③被害評価	脱着が容易な 天井付・吊橋口	・メンテナンスしやすさの確保 ・イニシャルコストの低減	災害の損傷具合の 状況把握を目的とした 被害の「可視化」
④災害対応	・人工芝を敷き 詰めたスロー プ ・渦潮をモチー フにした滑り台	・子どもの遊び場 （そり遊びなど） ・遊具	避難動線及び救援 隊（車両）の動線
⑤復旧復興	バックヤード・ 倉庫	商品の保管場所	避難者の食料供 給

13

鳴門の強みはレンコンや芋である。それらを有効活用し、しっかりと収益を上げたいと考えている。その中で、鳴門の立地を考えたとき、観光客の目的地にもなるが、発災時には広域的な応援やまちづくりにおける災害対応の視点が必要だと感じている。さらに、南海トラフ地震や中央構造線活断層、風水害のリスクもあるため、フェーズフリーに着目している。

現在、自治体がフェーズフリーを広げる段階にあるが、さまざまな民間施設やマーケティング用語としても日本で取り入れられ始めている。民間の動きが広がることで、裾野的にも影響が見られる。この施設や庁舎など、さまざまな取り組みの中でフェーズフリーを導入しているが、将来的にはバリアフリーのように自然と普及することを目指している。

#### (6) 施設見学

今回の視察は、担当者が施設を案内しながら概要説明と質疑応答を行った。物販を行う1階部分と、津波避難場所になっている展望デッキを含め、道の駅の防災機能について詳細な説明を受けた。



(担当者に説明を受ける様子)

(津波避難場所である展望デッキから見た道の駅)



(1階商業施設エリアにある避難はしご。店内から2階へすぐに避難できる)

### (7) 委員からの主な質疑

- Q. 近くに高速道路のインターチェンジがあるが、この道の駅を目的に高速道路を降りてくる客はいるか。
- A. 来場者にアンケートを取ったことがあり、この道の駅を目的に来た人が3割、鳴門美術館が目的で途中で立ち寄った人が2割、残りの半分が付近を通過するついでに寄ったという人たちだった。
- Q. 近年は淡路島観光が人気であり、島内で頻繁に渋滞が発生しているが、その渋滞に入る前にこの道の駅に寄っている客もいるのか。
- A. 旅行帰りに立ち寄る客が大半であり、道の駅の前にある国道11号も混雑する。
- Q. どこから来る客が多いのか。
- A. 神戸市や大阪市、岡山市や香川県からの客が多い。
- Q. 営業時間はどのように決めたのか。
- A. この近辺の商店は午前9時から午後5時か午後6時までの営業が多いので、それを

参考にしている。また、同じ敷地内に J A の直売所があり、そこが午前 9 時から午後 6 時までなので、それとも整合性を取っている。

Q. 24 時間開放している部分はどこか。

A. 津波避難場所の役割がある展望デッキなど、金銭を扱う施設以外は 24 時間開放している。

Q. 道の駅の名前は公募か。

A. 公募で決めた。鳴門市に来てもらい、うずしおや「来る」を掛けていると聞いている。

Q. 道の駅の計画はいつから進めていたのか。

A. 平成 30 年度頃から進めていた。

Q. 道の駅の従業員数は。

A. 70 人から 80 人程度が働いている。

Q. いつもの平日でもこんなににぎわっているのか。

A. 1 月と 2 月以外は、平日の昼間でも混雑している。寄りやすい立地なのと、委託業者がメディア戦略を持っていて、テレビに出る機会も多いので、来場者は多い。全国に道の駅は約 1200 箇所あるが、制度ができた当初にできた道の駅は営業が苦しいところが多い。最近の道の駅はある程度マーケティングを考えて作っているので、うまくいっているところも多い。

Q. 道の駅ができるまで、この場所には何があったのか。

A. 芋畑があった。以前はイオンの出店計画があったが、当時は芋が高値で売れていたのに畑をしていたが、徐々に芋が売れなくなり、土地の値段も下がってきている。

## 【徳島県】

1. 市勢 県制施行 明治2年6月17日  
人 口 688373人（令和6年4月1日現在）  
面 積 4147.00平方キロメートル
  
2. 財政  
令和6年度一般会計当初予算 5001億8900万円  
令和6年度特別会計当初予算 2152億5200万円  
令和6年度企業会計当初予算 492億5710万円  
合 計 7645億8910万円
  
3. 議会 条例定数 38  
4 常任委員会  
(総務、経済、文教厚生、県土整備)  
3 特別委員会  
(まちづくり・魅力向上対策、防災・環境対策、地域活性化対策、こども未来・安心対策)
  
4. 視察事項 万代中央ふ頭の活性化について



(NPO法人アクアチッタ公式YouTubeチャンネルより)

### (1) 団体の設立と課題

- ・NPO法人アクアチッタのミッションは、徳島市の中心部に位置する万代中央ふ頭に衣食住を備えた街を作ることである。
- ・万代中央ふ頭は、東西に約500m、面積約2.1ヘクタールの県有地で、20戸の倉庫などがある。

- ・立地は、徳島駅からは直線距離で約2 km離れており、徒歩で約30分かかる。もっと近い位置にあれば利便性が良かったが、徒歩でここへ来るといよりは、車で来る人が多い。
- ・かつては貨物船でにぎわう港だったが、貨物船が大型化してくることに施設が対応できず、マリニピアという新しい港が沖に建設されたことに伴い、この地区の流通機能が移管され、街は次第に廃れていった。
- ・団体の活動開始の経緯は、理事長が自社の移転先を探していたときに、万代中央ふ頭の倉庫に目を付けたことである。倉庫のオーナーとの交渉を進めて、話はスムーズに進んだ、契約の3日前に港湾法上の利用制限に抵触することが分かり、売買が白紙となった。
- ・その話を理事長が近隣の中小企業のオーナーたちに話したところ、そのオーナーたちの中にも万代中央ふ頭に興味を持っている人がおり、そこにビジネスの可能性とこの地域を活用し、盛り上げようという気持ちから、NPO法人アクアチッタを設立することとなった。
- ・まずは、不法投棄物だらけだったので掃除活動を行いつつ、活動方針を明確にするために独自のマスタープランを策定した。
- ・まずはこの地区を知ってもらう必要があると考え、アクアチッタフェスというイベントを開催した。2005年からコロナ禍前までの2019年まで毎年開催し、最大で1万7000人の集客があった。
- ・イベントの目玉として、生演奏での音楽花火を行い、これは日本で初めての試みで、全国から注目を集めた。



(アクアチッタフェスタ 2019 のパンフレット)

## (2) 行政との連携について

- ・万代中央ふ頭の周知を進めるにあたり、アクアチッタに所属する中小企業のオーナー

たちは行政や議員との付き合いが苦手で、民間主体で活動していたが、県有地のため行政との協力が必須だと気づいた。

- 行政と協議する中で、協働事業として、市や県と一緒に活動を始めることとなり、それによって活動資金の原資となる助成金も得られるようになった。様々な検討を行い、絵画コンクール「水辺の夢コンテスト」を開催した（徳島市協働支援事業）。この絵画コンクールは画力で優劣を競うのではなく、アイデアを重視して評価したコンテストで、子どもから大人まで幅広いアイデアが集まった。
- また、全国倉庫サミット in とくしま万代中央ふ頭を開催し、各地のまちづくりエリアのキーマンを招き、事例紹介やコミュニティデザイナーのクロストークを実施した。
- 団体のキャリアアップとしてその他の協働事業や様々なコンテストへの参加を通じて、2017年には国土交通省の手づくり郷土賞<sup>ふるさと</sup>グランプリ 2017を受賞するなど、さまざまな賞を受賞した。
- 2010年には実証実験を行うためのワークショップも開催し、実証実験の前段とした。



(2014年開催の倉庫サミットのチラシ)

### (3) 実証実験の成果

- 団体がここに至った経緯は、ロビー活動がきっかけである。
- 万代中央ふ頭の構想を進めるため、行政とNPO法人、地域住民、倉庫群のオーナーを交えて倉庫群の利活用を協議する「万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会」が立ち上げ、川上や岸壁、倉庫の使い方、運営体制を考え、2011年4月に「万代中央ふ頭みなとにぎわい空間創出実証実験」を開始した。
- 実証実験では、行政と協議し、20棟の倉庫のうち3棟を倉庫以外の用途に使うこととした。団体はそのうち1棟をコミュニティスペースとして運営した。

- ・コミュニティスペースは、レンタルフリースペースやカフェスペースとして利用され、チャットモンチーのメンバーの個展などのイベントも開催した。
- ・また、地域の路地を横断できる公園を作ることで、裏通りの人気が高まり、地域の見え方が変わった。
- ・現在、万代中央ふ頭には多くの事業者が参入し、街のプレーヤーが変わってきている。規制緩和により倉庫の多様な用途が可能となった。
- ・街の景観ルールを設け、事業提案を審査して入居を決定している。また、設計士の協力により、街づくりが進展した。
- ・収益構造は会員の会費収入と会場利用料金で成り立っている。助成金も受け取り、予算を集めて事業を実施。
- ・街の回遊性を高める必要があると考えており、その方法を検討している。街の中心に位置するエリアを活性化させ、訪問者が街全体を回遊する仕組みを作ることを目指している。

#### (4) 万代中央ふ頭のこれから

- ・万代コミュニティの連携が進展し、駐車場の問題が課題となっている。立地的に車で来る人が多く、週末は駐車場が慢性的に不足している。令和6年6月から県の協力により、万代中央ふ頭に隣接するエリアの県の職員用駐車場を週末に120台利用可能になった。
- ・近隣の大型スーパーへ勝手に駐車して万代中央ふ頭に来る人が多く、関係者と相談しながら対応を進めている。
- ・万代中央ふ頭のエリアの中に耐震基準に引っ掛かって活用できない建物があり、そこを取り壊して立体駐車場にする案がある。昔は、近くにもう1つ県職員の駐車場があったが、大型スーパーの出店場所になったため、駐車場はなくなった。観光客の大きなニーズがあり、その駐車場を利用していた県職員がいたということは県職員でのニーズもある。立体駐車場の建設に関しては、県の職員も利用できるようにし、週末にはイベント利用者向けに開放する計画がある。また、海辺なので津波対策として避難ビルとしても活用できることが見込まれる。
- ・川の駅の有効活用が進行中で、徳島市と協力し、観光資源としての周遊船を活用する計画がある。
- ・夜の来訪者を増やすため、倉庫のライトアップやベンチの設置などの取り組みが行われている。

- ・ウッドデッキや芝生エリアなどの整備を段階的に進め、街の発展を目指している。

#### (5) 施設見学



- ・説明にあった万代中央ふ頭のエリアを歩いて視察した。
- ・事前に説明者である岡部氏から店舗に対して視察があることを連絡してもらっており、店舗によっては、店主から店舗概要の説明を受けた。

#### (6) 委員からの主な質疑

- Q. アクアチッタを設立した当初は清掃活動や万代中央ふ頭エリアに目を向けてもらうために活動していたとの説明があったが、この時点では条例の規制緩和に向けた動きは考えていなかったのか。
- A. そのとおりである。
- Q. どのようにモチベーションを維持したのか。
- A. サークル活動のような雰囲気が良かったのかもしれない。定期的に清掃活動を計画し、

その時に来られるメンバーが参加する状態だった。いつも定期的に集まれる場を作ることと、行くと楽しいと思える場所があったことが大きいと思う。

Q. アクアチッタが存在しているところに後から万代コミュニティを作ったとのことだが、同じような組織が立ち上がることにアクアチッタのメンバーから反対意見はなかったのか。

A. なかったと認識している。万代中央ふ頭でのアクアチッタの活動に共感してくれた方々が万代コミュニティを作ろうと言ってくれた。精力的に活動していた設計士2人が「新規参入してきた事業者も、もっと万代中央ふ頭を盛り上げていかないといけない」と提案してくれたことも影響している。当初はアクアチッタの中に内部組織を作るべきではないかという意見もあったが、アクアチッタが表立って行動すると、公益性の高い表現になってしまい、話題性の高いことができなくなってしまう。それでは注目を集められないので、メンバーに上下関係のない並列な関係の組織として万代コミュニティを作った。

Q. 万代中央ふ頭も徳島市内のどこかの地区には属していると考えられるが、ふ頭を盛り上げることに對して地域からの反感はなかったのか。

A. 活動当初は地域との関係性に鈍感で感じていなかった。現在の関係はとても良好である。

Q. 音楽花火をすることに對して、地域住民から反対はなかったのか。四日市市は花火大会の打ち上げ場所と民家が近かったことで、よく苦情が届いていたが、そのようなことはないのか。

A. 対岸にあるマンションの平面駐車場に停まっている車が最も配慮すべきものだった。まずはマンションの管理組合にイベント内容を説明して理解を得て、住民に車の移動を呼び掛けてもらったり、移動が難しい場合は我々が車に保護シートを被せに行った。公園に花火の殻が落ちるので、イベントの翌朝に夜明けとともにごみを拾った。20人から30人は参加していたと思う。また、花火師に頼んで、なるべくカスの少ない花火を作ってもらった。

Q. ここは港湾区域で物販が禁止されていると思うが、どのように可能にしたのか。

A. 港湾法は適用されているままだが、荷役に利用されておらず、港湾施設の機能を果たしていないので、実証実験として港湾法の但し書きの部分（その他知事が特別に認める場合は、など）で特例的に運用している。本来であれば県の普通財産にして売却という手段も取るが、港湾区域の岸壁なので、それは難しい。

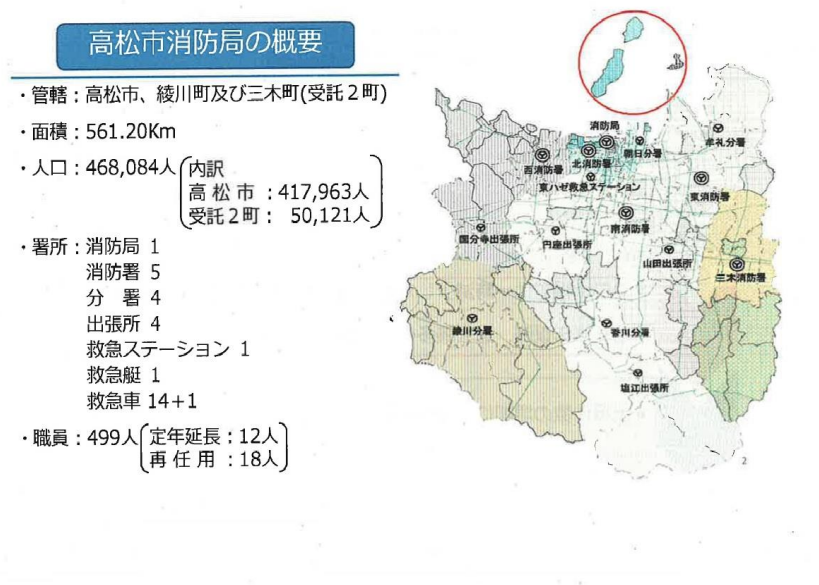
Q. 実証実験の成果が良かったから規制緩和につながったのか。

- A. 港湾区域を柔軟に活用したり、運用・管理するために規制緩和を行った。野積み場に民間人が勝手に倉庫を建てたり、倉庫を建てた会社が倒産してしまい、倉庫が残っているが占有料は入ってこなかったり、放置しておくことは問題だった。
- A. 実証実験自体に効果はないと考えている。アクアチッタの取り組みは、万代中央ふ頭の規制緩和が目的だったので、それが実現した以上、実証実験はただのデータ採取ではない。様々な取り組みを行ったことで、このような成果が得られ、今後、どのように更なる規制緩和を進めるかとか、活動に反映させていくかとか、その検討材料になることが活動の意味になっている。実証実験という名前のおり、様々な試行と検証ができることが強みであり、イベントで成功しようとは考えていない。

## 【高松市】

1. 市勢 市制施行 明治 23 年 2 月 15 日  
人 口 417963 人 (令和 6 年 4 月 1 日現在)  
面 積 375.67 平方キロメートル
  
2. 財政 令和 6 年度一般会計当初予算 1719 億 0000 万円  
令和 6 年度特別会計当初予算 1183 億 2000 万円  
令和 5 年度企業会計当初予算 355 億 2232 万円  
合 計 3257 億 4233 万円
  
3. 議会 条例定数 40  
4 常任委員会 (総務、教育民生、経済環境、建設消防)  
3 特別委員会  
(総合交通対策、卸売市場再整備、観光エリア・附属医療施設整備)
  
4. 視察事項 日勤救急隊について

### (1) 高松市消防局の概要



- ・詳細な状況については上記のとおり。
- ・救急ステーションについては、南署が新庁舎に移転した際に旧庁舎の跡地に設けた救急隊のみの出張所になっており、庁舎移転に伴う救急空白地を埋める役割を果たしている。
- ・救急艇は市の北部にある 3 つの有人島で発生した救急事案に対応するために平成 23 年

度から運用開始している。沿岸部にある朝日分署が管轄している。

### 高松市消防局の概要

令和6年4月1日現在

地勢 高松市 (受託町含む)	面積 375.67km <sup>2</sup> (561.20km <sup>2</sup> )	人口 417,963人 (468,084人)	世帯数 203,826世帯 (226,016世帯)	人口密度 1,112人/km <sup>2</sup> (834人/km <sup>2</sup> )					
消防予 算 59億9,932万 円 消防費比率 3.49%	消防署 5分署 出張所4 救急 ステーション1	消防局1 消防署5 分署4 出張所4 救急 ステーション1	職員数 定員 500人 実員 481人 (新規採用17人 再任用18人除く)	消防団員数 定員 1,710人 実員 1,331人	防火対象物 第1種 5,162対象物 第2種 9,788対象物	危険物施設 製造所 7施設 貯蔵所 775施設 取扱所 430施設	自主防火組織 高松地区 防火安全協会 386事業所 幼年・少年・女性 防火クラブ 106クラブ	※受託町(綾川 町・三木町)の業 務内容に消防団・ 消防水利は含まれ ておりません。	
消防車 ポンプ車等 15台 水備付消防 ポンプ自動車 6台	特殊車両 化学機動車 1台 支援車 2台 先導経路はしご車 3台 化学車 2台 電源照明車 1台 小駆動力 ポンプ付水罐車 1台 津波・大規模 風水害対策車 1台	救急車等 高規格救急車 19台 救急艇 1艇 救助工作車 2台	公設消防水利 消火栓 7,467個 防火水槽 659基	火災 救急	火災件数 144件 (2.5日に1件) (高松市107件) (受託町37件)	火災原因 第1位 たき火 26件 第2位 たばこ 19件 第3位 火入れ 15位	救急件数 27,041件 1日当たり74件	救急事由 第1位 急病 62.6% 第2位 一般食糧 16.1% 第3位 その他 11.3%	3

・ 転院搬送は救急出動件数のうちの「その他 11.3%」の部分に含まれている。

### 救急出場件数の現状



急増

- ・ コロナ禍では一時減少したが、近年では急激な増加傾向にある。
- ・ 令和4年以降、過去最多件数を更新している。

疲弊

- ・ 出場件数の増加により救急隊員に疲弊が見られる。

- ・四日市市と同様、救急出動件数は増加している。
- ・他都市では、救急件数の増加に伴う連続出場による疲労等により、注意散漫になり、走行不能に陥る重大な事故を起こす事案が発生している。早急な対応が必要である。

### 救急隊員の労務管理

《消防庁通知》



平成30年3月30日付「救急隊員の適正な労務管理の推進について」  
 ・全国の救急出場件数が過去最高を更新するなど、これまで以上に適正な労務管理が求められている。

・効果的な労務管理方策の一つとして「**救急需要が増加する日勤時間帯のみ、再任用職員で編成する救急隊を運用する取組**」が示されている。

令和5年1月25日付「救急隊員の適正な労務管理の徹底について」  
 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響もあり、一部地域においては、令和4年中における救急出場件数の速報値が過去最多を更新している。

・新型コロナウイルス感染症の感染者数については、減少傾向にある一方で、**救急搬送困難事案については、高い水準が継続しており、救急現場の労務負担は増大**していることから、**これまで以上に適正な労務管理が求められる。**

- ・令和5年1月25日付消防庁通知によると、新型コロナウイルス感染症の感染者数は減少傾向にある一方で、現場滞在時間30分以上、病院問い合わせ回数4回以上のいわゆる「救急搬送困難事案」については高い水準で推移していることから、救急現場の労務負担が増大しており、救急隊員の適切な労務管理を徹底するように通知があった。

### 日勤救急隊導入の理由と業務内容等

#### 導入の理由

- ・より緊急性の高い事案への即応性を高めるため。
- ・救急隊の労務負担の軽減を図るため。
- ・育児中の女性職員や定年延長等の職員の働き方の選択肢を増やすため。

#### 業務内容等

- ・主な業務：「転院搬送に特化した救急搬送」と「応急手当の普及啓発活動」
- ・出場時間：平日(月曜～金曜)の午前9時から午後4時の間に覚知した事案
- ・出場範囲：医療機関が多く点在し、転院搬送が集中する市内中心部
- ・配属職員：6人(定年延長職員：2人、再任用職員：2人、男女職員：各1人)
- ・使用車両：予備救急車

- ・日勤救急隊は、管内中心地にある高松南消防署に配置している。
- ・日勤救急隊の出場範囲は表のとおりだが、運用の効率化を図っている。
- ・配属職員は男性5名、女性1名で、うち4名が救急救命士の資格を持っている。

## 転院搬送の現状と導入により見込まれる効果

### 転院搬送の現状

- ・救急出場件数全体の約12～13%を占める。
- ・将来にわたって大幅な減少に転じる見込みは少ない。
- ・傷病者は医療従事者の管理下にあることから、緊急度は比較的低い事案が多い。



### 導入により見込まれる効果

- ・転院搬送は日中の時間帯に集中している。
- ・年間900件程度の転院搬送に対応できると試算。
- ・転院搬送以外の事案に対する即応性の向上が見込まれる。
- ・正規救急隊の労務負担の軽減を図る。



## 活動状況、職員からの意見及び今後の活用について

### 活動状況（令和6年6月末時点）

- ・運用開始：令和6年5月1日
- ・出場件数：114件（5月：58件 6月：56件）
- ・救急講習：普通救命講習 27回（5月：11回 6月：16回）  
その他の講習 26回（5月：17回 6月：8回）

### 職員からの意見

- ・正規救急隊員からは、労務負担が軽減したとの声が聞かれる。
- ・定年延長職員等が培ってきたスキルや救急救命士の資格を有効活用できている。
- ・高齢期職員に対し、比較的労務負担の少ない職場環境を提供できている。

### 今後の活用について

- ・隊員の増員については、配置可能人員によるが、最低6人は確保したい。
- ・事業を拡大する予定については、救急需要を見極める中で、今後の対応を検討する。

- ・運用時間は午前9時から午後4時で、その時間内に通報があった転院搬送事案に対応し

ている。

- ・令和6年5月1日から6月30日までの間で、337件の救急出場があり、そのうちの114件（約34%）が転院搬送事案で、日勤救急隊が対応している。

### (2) 消防艇「せとのあかり」への乗船による視察

- ・各委員から搭載された電動ストレッチャーについてなど、適宜、質疑を行った。



#### せとのあかり 主要目

		船主	高松市
		起工	平成22年5月
		進水	平成22年9月
1. 船体	軽合金製V型軽構造	主機関	ヤンマー 6AYP-GT
船質・船型	軽合金製V型軽構造		610kw(829PS)×2基
主要寸法	全長 18.80M	補助機関	ヤンマー 4JHL-HTN
	登録長さ 18.00M		23.5kw(32PS)×1基
	幅 4.00M	6. 航海設備	
	深さ 2.00M	磁気コンパス	探照灯
総トン数	19トン	汽笛	レーダー
2. 性能		風向風速計	GPSプロッター
	最高速力 33.06kt	7. 救急・救助・消防用具	
	巡航速力 27.31kt	救助用プラットフォーム	
3. 定員	18名	電動タラップ	
4. 資格	平水区域	小型救助艇及びダビット	
		酸素吸入装置	
		人工呼吸器、吸引器	

### (3) 委員からの主な質疑

- Q. 職員の定員が約500人とのことだが、定年延長や再任用者は実数に含まれるのか。
- A. 定年延長者は12人で、再雇用が18人である。高松市消防局では定数外の扱いになっている。正規職員とは勤務時間が異なる。
- Q. 四日市市消防本部では、定員に近い人数の消防職員はいるものの、需要に対して人員が不足している状況だが、高松市はどうか。
- A. 全国的に状況は同じであり、出場体制の見直しなど対策に苦勞している。活用可能な人数の中で調整している。その中で始めた取組が日勤救急隊である。予備車を使って、泊まり勤務ができない育児中の職員や、管理職になって一度は現場を離れたことによるブランクのある定年延長の職員を日勤救急隊に配属している。転院搬送が必要な傷病者は、医療機関の管理下にあり、緊急度が比較的低い。そのため、日勤救急隊が転院搬送

を担うことで、現役の職員を効率的に活用することができるようになる。

Q. 高松市中心地に医療機関が集まっているとあったが、総合病院など大病院はいくつあるのか。

A. 三次医療機関が2病院、二次医療機関が5病院、その他は個人病院である。

Q. 平日の昼間のみとのことだが、負担軽減になっているのか。

A. 医療機関の診察時間が平日の昼間であり、医療機関での診察の際に担当医が転院を決めるため、転院搬送の需要は平日の昼間が多くなる。転院搬送の全てをカバーしているわけではないが、大部分を日勤救急隊が担っている。現在想定している状況以外の事案が発生すれば、それに日勤救急隊を活用できるかを検討することになる。

Q. 日勤救急隊に自ら志願する職員はいるのか。また、給与などは他の定年延長職員などとは異なるのか。

A. 定年延長や再任用は給与額の7割となっていることは、全国一律なので変わらないと考える。救急隊員だった職員が、役職が上がって現場を離れ、役職定年を迎えた後に突然、救急現場に戻るようになるのは負担が大きかった。しかし、そのような職員でも安心して働けるポストが新たに設けられたので嬉しいとの声があった。

Q. 日勤救急隊ができたことにより、119 通報を受けてから現場到着までの時間短縮に繋がったのか。

A. 運用開始して2ヶ月であり、そこまでのデータは取れていない。病院が多いので、元々、全国と比較して短時間である。救急件数は増えているものの、医療機関数は増えないので対応してもらえないことが増えている。市外へ搬送する場合も出てきているので、それを考慮すると、1件当たりの対応時間は長くなる可能性がある。

Q. 救急出動件数は増加し続けているので、対応策の一つとして日勤救急隊を創設したとのことだが、この傾向をどう考えるか。

A. 本市は定年延長者や再任用の職員で日勤救急隊を組織したが、通常の救急隊を1隊増やして対応している自治体もある。高松市は女性を中心とした働き方に重きを置いている。高松市消防局は女性職員の比率が3%に満たないので、もっと女性職員を採用したいが、そもそも試験を受けてもらえない実情がある。日勤救急隊を設けることで、少しでも女性に採用を考えてもらえればと考えている。

Q. 日勤救急隊に配属されている女性職員1名からはどんな感想を持っているのか。

A. 当該職員は救急隊ではなく、予防業務が多い職員だった。当初は初めての救急業務で不安だったとのことだが、出動時間が平日の日中に限られており、定時に帰宅できるため、時間を有効に活用できるので、自分の働くことができる場所が増えたことに喜んで

いた。

Q. 日勤救急隊を6人にした理由を確認したい。

A. 日勤救急隊の職員の中には、普通救命講習を行っている職員も含まれている。その職員は講習も行いつつ、転院搬送にも出動しているので、6人でいいかは実績を見て検討していく必要がある。ただし、午前と午後にそれぞれ2回ずつ転院搬送に出動すると、昼食も取れないほど活動し続けることになるので、今後の編成は検討する。

Q. 日勤救急隊はシフト制なのか。

A. 平日の昼間のみなので、週休2日制で平日は毎日出勤している。

Q. 一般の救急隊から日勤救急隊に異動を希望する職員はいるか。

A. まだ異動希望を取る時期に達していないので予想にはなるが、定年延長者から希望する声もある。

Q. 女性職員が日勤救急隊への異動を希望した場合、女性職員が増える可能性はあるか。固定で1名だけなのか。

A. 日勤救急隊での女性職員の比率が上がっていく可能性はある。定年延長者からのニーズもあるので、その辺りは調整していくことになるかと予想している。

### Ⅲ. 各視察都市の所感

#### (1) 鳴門市

鳴門市は人口減少に伴う消費減を旅行者の消費で補い、地域活性化を図るために道の駅を整備した。この地域は南海トラフ地震のリスクが高いため、高い防災能力を持つ施設が求められた。足元商域、ミニ観光商圏、遠方観光商圏の3つのターゲットを設定し、交流人口の拡大と地域認知度向上を目指している。

道の駅の駐車場は防災拠点としても機能し、広域的な災害が発生したときには、災害対応に稼働する車両基地となる。津波避難を想定した展望デッキは24時間誰でも利用可能で、バリアフリー設計となっており、傾斜は急だが、後ろから押しもらえば車椅子の方でも利用できる。また、施設の正面はガラス張りで開放感があり、見栄えも良いが、発災時には外の様子を常に見ることができる。

商業施設部分では約2500種類の商品を取り扱い、災害時には非常食として活用する。特産品であるレンコンや芋を活用し、メディアに取り上げてもらえることを、収益を上げることも目指している。道の駅の年間委託料は約1500万円で、市の歳入に年間1億円程度繰り入れられており、これにより防災対策が充実する。

さらに、この道の駅の最大の特徴はフェーズフリーの概念も導入し、日常生活で使える防災施設としていることである。フェーズフリーの考え方は、鳴門市の防災指針にも位置付けられ、危機管理担当部局のみならず、子供たちの教育にも取り入れ、市全体で推進している。

本市でも北勢バイパスの整備に伴い、防災機能を持つ道の駅の設置に向けた整備を行うことを表明している。現在は、その構想を考え始める段階で、内容などについては未定だが、この「道の駅くるくるなると」のようなフェーズフリーの考え方に基づき、日常的ににぎわい、また、発災時には住民から頼りになる施設が求められる。

## (2) 徳島県

NPO法人アクアチッタは、徳島市の中心部に位置する万代中央ふ頭の活性化を目指し設立された団体である。万代中央ふ頭はかつて貨物船で賑わっていたが、貨物船の大型化に施設が対応できず、また、大型化した貨物船に対応した新しい港の建設に伴い流通機能が移管され、徐々に廃れていった。団体の活動は、理事長が倉庫の利用を試みたことがきっかけであり、不法投棄物の掃除活動から始まった。

活動の一環として、アクアチッタフェスというイベントを開催し、最大で1万7000人の集客を達成した。また、絵画コンクールや倉庫サミットなどのイベントも実施や、行政との協力により実証実験を行い、地域の活性化を図った。

実証実験として、倉庫の一部をコミュニティスペースとして利用したほか、イベントの開催や公園の整備を行った。これにより、世間からの万代中央ふ頭の見え方が変わり、有名店を含めた多くの事業者が参入するようになった。

今後の課題として、駐車場の不足問題が挙げられている。県の協力により、週末には県の職員用駐車場を利用可能とする計画が進行中である。また、耐震基準に引っ掛かっている建物を取り壊し、立体駐車場の建設も構想している。その他、川の駅の有効活用や倉庫のライトアップなどの取り組みも進められており、街の更なる発展が期待されている。

本市の四日市港で旧港と呼ばれる千歳地区では、現在、「四日市みなとまちづくりプラン」を策定し、モノ・ヒトがともに集う「出会い・憩い・賑わいのみなとまち」を目指して、施設整備などを行っている。その中の課題として、「みなとまちづくりを推進させるためには、地域の中で積極的に関わり、活動してくれる担い手が必要である。また、将来的な整備メニューの妥当性を検証するための継続的なイベントの企画・実施を担う組織や財源が必要である」とあり、万代中央ふ頭のNPO法人ア

クアチッタに相当する団体が不足していることが課題となっている。四日市みなとまちづくり協議会が主体となって様々なイベントを開催し、ある程度の集客はできているものの、旧港の認知度は大きく向上してはいない。

万代中央ふ頭の活性化は、2005年から地域住民の有志が地道な活動を行い、20年の歳月を経て人気スポットになった。このように、地域への愛情と熱を持った人材が四日市港にも必要であると考えます。

### (3) 高松市

高松南消防署に配置された日勤救急隊は、午前9時から午後4時までの間、転院搬送を中心に活動している。配属職員は6名で、そのうち4名が救急救命士資格を持ち、男女比も均等である。この運用により、緊急性の高い事案への即応性が向上し、救急隊の労務負担の軽減が図られている。また、育児中の女性職員や定年延長職員の働き方の選択肢も増やされている。

令和6年5月1日の運用開始から6月30日の間に337件の救急出場があり、そのうち114件(約34%)が転院搬送事案であった。転院搬送は医療機関が多く集まる市内中心部で多く発生し、年間900件程度の対応が見込まれている。これにより、正規救急隊の即応性も向上すると期待されている。職員からは労務負担が軽減したとの声があり、定年延長職員のスキルや資格も有効活用されている。今後の展望としては、最低6名の配置を維持しつつ、救急需要を見極めながら事業の拡大を検討する予定である。

昨今ほどの業界でも人材不足であり、消防職員など専門的な知識が必要な人材の確保は急務である。定年退職などで人員が減少し続け、入る職員よりも出る職員が多い状況が続けば、在籍する職員の労務負担は増加し、体制の維持が難しくなる恐れがある。本市の消防本部も例外ではないと考える。

その対応策として、高松市が導入した対策が日勤救急隊である。職員からの評判は良好で、特に役職定年間近の職員にとっては、平日の昼間のみの仕事であり、緊急性の低い業務なので心理的な負担が軽く、定年延長後の仕事として期待する声もある。柔軟な働き方の選択肢として、全国での検討も広まっており、本市でも令和7年4月から導入される。十分な検証を行い、業務に支障のない運用が求められる。

## 7. 議会報告会の概要

【議会報告会】

○新図書館について、本町周辺に整備すれば広い土地が確保できる上、設置を検討している大学と一体で利用できるのではないかと。

⇒議員 市は市役所の北側の土地を購入できるかどうかを含め、まずは調査を行うとのことだった。新図書館の設置場所については、ご意見として承る。

○現在進められている中央通りの整備工事について、現状だと点字ブロックと歩道の色の違いがなく、色弱の方は点字ブロックを判別し難いと考える。色の明度の差などで、よりはっきりと色分けして改善してもらいたい。

⇒議員 貴重なご意見として承る。

○市ではよかパパの取組を通じて、父親同士のつながりの形成には取り組んでいるが、母親向けの仕組みも必要ではないかと。

⇒議員 父親に対してはよかパパがあるが、母親同士のつながりを形成する仕組みはほとんどないと認識しているため、委員会でも議論し、行政に伝えていきたい。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：四日市市政全般について》

○今年度当初に待機児童が発生し、驚いた。保育士の仕事は非常に大変であり、国の配置基準は一部改善されたが、保育士は今も厳しい中で仕事をしている。名古屋市では公立園と私立園の保育士の給料を同じにしており、四日市市より私立園の待遇が良い。四日市市の人には名古屋市内の養成校で学ぶことが多く、そのまま名古屋市の保育園・こども園に就職してしまう。保育士の待遇改善を議会からも行政に強く言ってほしい。

⇒議員

- ・保育士の待遇の公私間格差については、本市の給与体系は名古屋市とは異なっており、この辺りの整備も必要である。保育士不足が待機児童発生最大のネックであり、議会でも引き続きしっかりと議論していく。

- ・本市で保育士になることだけでなく、退職しないようにすることが重要である。本市では幼児教育センターを立ち上げ、公私、幼保を問わず相談、研修、アドバイスを行っており、施設を機能させて保育士を確保し、守っていききたい。
- ・保育士が辞めてしまう背景の一つに、保護者等とのトラブルにより保育士個人が訴えられるリスクがあることが挙げられる。そうした部分で安心して仕事ができるような施策についても市に求めていきたい。

○こども条例の制定に向けた取組を進めていると聞いたが、どのように子どもの声を聞き、条例に生かしてしていくのか。

⇒議員

- ・市議会ではこどもの権利条例についての勉強会を立ち上げ、調査研究を進めている。また、市では総合計画やこども計画に子どもの意見を反映できるよう取り組んでいる。
- ・条例案に対してパブリックコメントの募集があるので、ご意見を寄せてほしい。

○四郷風致地区での太陽光発電の設置について、さまざまな問題を起こす可能性があるにもかかわらず、開発が進められているのはなぜか。

⇒議員 当初の計画よりも、計画が法的に開発の許認可を必要としない規模まで縮小されているため、行政が開発の可否を判断できる状況にない。また、風致地区であっても、土地の所有者は各個人であり、違法性の無い個人の土地の売買に行政が制約を課すことはできない。議会からの働きかけで、風致地区の緑地率を従来の 30%から上限の 60%まで引き上げているが、開発を法的に止める手段がないため、事業者による開発が継続しているのが現状である。

○PTA加入についての一般質問で、PTA加入は任意であることを会員に周知すると答弁があったが、進捗について議会で確認しているか。

⇒議員 PTAについては、市や教育委員会に尋ねても、PTAは任意団体なので所管外であると回答されるため、議会内で議論がしにくい問題である。組織内でさまざまな不満や要望があることは認識しており、機会があれば議論していきたい。

○4月に学童保育所に入所しても、環境が悪く夏休み前には退所してしまう子どもも多い

と聞かすが、今後、学童保育をどのように整備していくのか。公設の学童保育所の設置や学校の空き教室の利用は市として考えているのか。

⇒議員 学童保育所は不足しているのが現状である。本市ではNPOや保護者団体による民設民営で、市は運営団体に補助金を支出する運営形式になっており、地域で差がある。学校の空き教室を利用している学童保育所はいくつかあるが、学校と学童保育所で担当部局が異なり、ハードルが高いようである。学童保育については、議会でも議論を続けていく。

○全国的に、PFAS汚染について取り上げられている中で、本市の矢合川については、未だに具体的な対応が進んでいない。市民の健康被害を防ぐためにも、検査や対策を早急に進めるべきではないか。

⇒議員

- ・市に対し、矢合川の上流に遡って汚染源を調査するよう積極的に働きかけているが、市からは、汚染の発生源を特定するのは難しいとの回答を得ている。この問題は世間でも大きく注目されているため、引き続き解決に向けた前向きな対応を市に求めていく。
- ・矢合川周辺の地域では産業廃棄物を巡る問題があり、住民運動が行われてきた歴史もある。こうした経緯を踏まえると、早急に安全性を確認することが非常に重要であり、行政が積極的に取り組むべき課題だと考えるため、問題解決に向けて前進させていきたい。

○市が「認知症フレンドリー宣言」をして数年が経ったが、市民への周知が十分ではないと感じている。認知症の方々が「自分は認知症です」と声を上げることができ、地域で支え合える環境にするためには、市民に広く周知する必要があるのではないか。11月16日に開催される「RUN伴」なども通じて、さらに市民に認知症についての理解のため啓発してはどうか。

⇒議員

- ・認知症カフェなどの活動も盛んであるが、認知症でない人は「自分には関係がない」と考え、参加しないケースが多い。市の取組に加え、地域全体で認知症の理解を深めていくことが、住みよい地域社会の実現に不可欠だと感じる。
- ・現状では予算不足と感じるため、今後も議論を重ね、地域のニーズに応えるための具体的な施策を進めていきたい。

- ・認知症施策は当事者だけでなく、企業やさまざまな立場の市民がどう感じているかを共有することが重要である。多様な視点を取り入れ、皆で認知症に対する理解を深めていくため、今後もさらに地域と連携して進めていきたい。
- ・昨年、中央緑地に介護予防や認知症予防を目的とした「ステップ四日市」が設置された。また、各地区には、「サロン」などの地域活動が 600 か所以上も存在し、高齢者の健康維持や認知症予防の支援が行われている。高齢者が少しでも健康でいられるよう、地域全体で認知症予防の取組を推進していきたい。
- ・市民に対する情報提供が不十分だと感じる。広報広聴委員会において、市政の現状や各分野の進捗について、よりわかりやすく丁寧に説明することを提案していきたい。
- ・中央老人センターが閉鎖され、高齢者が集う場が失われたことで、認知症予防の機会が減ってしまった。最近の研究では、認知症は生活習慣を見直すことで予防が可能であることが明らかになっているため、認知症カフェなどで認知症予防の話ができれば、より効果的な取組につながるのではないかと考える。

【議会報告会】

○警察はより高い意識を持って、市民の安全を守ってほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：四日市市政全般について》

○市役所の職員も放水訓練を受けるべきだ。

⇒議員 ご意見として承る。

○定額減税に伴う調整給付金について、確定申告の方法と併せて、市民に丁寧に周知すべきではないか。

⇒議員 ご意見として承り、市の担当部署に伝える。

○大規模な道路陥没事故が他市で発生したが、本市ではどのような対策を講じているのか。

⇒議員 本市の下水道管は、管径が小さく埋設深度も浅いため、大規模な事故は発生しにくい状況である。市ではAIやドローンなどの新技術を積極的に活用するほか、国の動向も注視しながら、下水道管の点検を実施していく。

○小中一貫校の導入を進める自治体もあるが、本市ではどうか。

⇒議員 現時点では議論されていない。

○一般質問で百条委員会の設置についての発言があったが、設置の予定はあるのか。また、請願が出されている、PFASの問題についてどのように考えているのか。

⇒議員

・百条委員会については、一般質問をした議員個人の考えであり、設置については現時点で議論されていない。

・PFASの問題について、既存の環境測定点に加え、給水栓や水源地での検査を実施し、

水道水に問題がないことを確認した。委員会としては、市から実施した調査結果の報告を受けた上で、あらためて、請願について議論する。

○副市長は市職員から選ぶのではなく、国などの外部の人材から選ぶべきではないか。

⇒議員 ご意見として承る。

○P F A Sの問題については、県に対応を求める要望書が市民団体から提出されたのは、市の対応が遅いからではないのか。市は早く詳細な水質検査をしてほしい。

⇒議員 市民団体が県にも要望を提出した背景は分からないが、市は市民団体の要望に沿う形で追加の水質調査を実施しており、この結果を待って委員会であらためて議論をする予定である。

○十分な防災用品の備蓄はあるのか。

⇒議員 市の地域防災計画によれば、すべての避難者の備蓄品を揃えることはできないので、自助の観点で市民に水や食料の備蓄をお願いしている。

○市内の風致地区で太陽光発電施設の建設が進められている。市と県は乱開発を防止するため、開発許可の基準を見直す必要があるのではないか。

⇒議員 市は新たな緑地率の基準を導入するなどしているが、法律上の問題がない開発行為への対応には限界があり、業者と住民の両者が納得できるような方法を検討をしていかなければならないと考える。

○川島駅北口の駐輪場は学生の利用が多いため、地元住民が自転車を置けない状況のため、改善してほしい。

⇒議員 鉄道事業者と市が協力して整備が進むとよいと考える。

○こども基本法が施行したが、自治体や企業における子どもの権利に対する意識は十分に浸透しておらず、子育て世代への配慮が不足していると感じるが、現状を認識して議論しているのか。

⇒議員

- ・市では子どもの意見を聞く場を設けたり、子どもの居場所づくりを地域の協力を得ながら進めようとしている。
- ・本市のこども計画が令和7年度末に完成する予定であり、確認してほしい。
- ・さまざまな研修を受けて勉強している議員もあり、見識を深めつつ、議論していきたい。

○四郷地区では、緊急時の給水場所までの移動が困難な住民が多いため、より利便性の高い場所に給水設備を設置してほしい。また、下水道が使用できない状況に備え、公園などの公共施設に汚水貯留槽を設置してはどうか。

⇒議員

- ・高齢者などが歩いて行くことが難しい給水場所もあるため、引き続き、担当部局と議論をしていきたい。
- ・大規模災害発生時には、行政の対応に限界があることを認識し、個人や地域レベルでの備えが重要である。
- ・災害時のトイレトラックの導入など、市もできる限り対策を進めている。

【議会報告会】

○資料に掲載されている議案の順番や、議会報告会に出席する議員はどのように決まっているのか。

⇒議員 議案は基本的に議案番号順で資料に掲載している。また、議会報告会の出席者は各常任委員会で話し合っている。

○新図書館に関する議論はなかったのか。

⇒議員 新図書館の整備に向けた調査費について、予算常任委員会の分科会と全体会で議論を行った。予算常任委員会では、調査費を減額する修正案が可決されたが、本会議では修正案が否決され、原案が賛成多数で可決された。

○交通不便地域への対策について、今後どのように検討されるのか。

⇒議員 河原田地区においてAIを活用した実証実験を行う予定であり、その分析結果や今後の方針が令和8年度に示される予定である。

○公園の維持管理について、有償ボランティアの議論が行われているが、公園の維持管理以外のボランティアも有償化することはできないのか。

⇒議員 これまでボランティア活動は無償が前提とされてきたが、その在り方を見直す必要があると考える。持続可能なボランティア活動に向け、今後、さまざまな分野で議論を深めていくことが必要だと考える。

○PFASの問題があるが、四日市の水は安心して飲めるのか。また、災害時に給水所が不便な場所にある地域では、給水所に行けない市民もいるのではないのか。

⇒議員

- ・上下水道局のPFASの検査・調査では、本市の給水地と水源地のいずれも国の暫定目標値より低い値となっており、市の水道水は安全である。
- ・大規模災害発生時は自助・共助・公助の仕組みを組み合わせることが重要だと考える。

○新図書館の関係予算の修正に賛成した人と反対した人のそれぞれの意見を聞きたい。

⇒議員 本会議の討論では、長年の検討を経てようやく実現の目途が立った図書館建設をこれ以上遅らせるべきではないとの意見や、建設予定地の選定が早すぎるので十分な検討がされていないのではないかなどの意見があった。議会だよりや市議会ホームページでは、各議員の賛否が公表されるほか、議会だよりでは、討論の概要も掲載されるので、手元に配付されたら確認してほしい。

### 【シティ・ミーティング】

#### 《テーマ：四日市市政全般について》

○市の職員は放水訓練を受けるべきだ。

⇒議員 消防活動に役割分担があるように、それぞれが自分の仕事を行うことが大切だと考える。

○商業施設の建設に際して、事前に地域に説明が行われないのは問題ではないか。市にも相談しているが、何か方法はないか。

⇒議員

- ・コンビニなどの小売店の建設は、周辺住民への説明義務が課せられていないが、周辺住民への影響を考えると、事業者から地元への情報提供や理解を求める努力が必要であり、議会としても担当所属に対して、いただいた意見を伝える。
- ・自治会にも相談して地域で対応すべきだと考える。

○八郷地区には工業用水の水道管について、市も管理、監督すべきだ。

○敬老の日に市から支給される敬老金を増額してほしい。

○他市の事例を参考に、企業内保育の導入や公共施設の活用などの取り組むべきだ。

⇒※質問者より「返答不要」とのことだったので答弁なし

○議会ハラスメント条例を根拠に市長がアンケートを行った件について、百条委員会を設置してはどうか。

⇒議員 ご意見として承る。

○四日市市は公害の歴史を持つのに、P F A Sによる汚染水問題に関する調査の必要性が市議会で否決されたことは非常に残念であり、理解できない。他の自治体が調査を実施しなくても、四日市市は率先して調査に取り組むべきだ。

⇒議員

- ・令和6年2月定例会議会でP F A Sに関する請願は、住民の血液検査が請願内容に入っていたなどの理由で、採決の結果、否決となった。今回の請願については、今後、市が実施した調査結果を基に議論を行う予定である。
- ・公害の歴史を持つ自治体として、市民の健康と安全のため積極的な調査が必要だと考える。

○桜地区の課題について、優先順位を考えて一般質問で取り上げてほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

## 8. ワイ！ワイ！GIKAIの概要

## シティ・ミーティング(ワイ！ワイ！Gikai)で出された主な意見

【総務常任委員会】

日時: 令和7年1月17日(金)

場所: 北星高等学校ボランティア部

	高校生	委員
<b>議題1: 本校は今年度の「みえの防災大賞」に選ばれました。四日市市独自の防災取組を表彰する防災アワードを提案しますが、皆さんのご意見をお聞かせください。</b>		
1	A. 大きなモチベーションになっており、防災甲子園に出て関西の防災の取り組みをしている方々と交流する機会があり、今後の改善点も見つかり、自然と取組内容が良くなった。	Q. 御校の取り組みは、防災まちづくり大賞で総務大臣賞を受賞し、その後、令和6年防災功労者内閣総理大臣表彰を受けている。このことは、大きな励みになっているのか。
2	Q. 四日市市にも防災に関する賞があれば、モチベーションの向上につながると思うが、どう考えるか。	A. 市内でも地域により災害の特性に違いがあり、一概に優劣をつけることができない。しかし、地区防災組織連絡協議会では、1年に2地区ずつ取組事例発表会をしており、情報の共有とモチベーションの維持を図っている。  A. 笹川では高校の近隣の住宅街には高齢者が多いので、学生が地域の防災訓練に参加して、地域の人とのつながりを作っていた。高校生が見本を見せると小中学生がそれのまねをするので、見本を見せる重要性を感じた。地域にとって頼もしい存在というのは、とてもありがたい。今後も後輩たちに引き継いでいってほしい。  A. 高校生が地域を巻き込んで防災意識を高めていくことは素晴らしいので続けてほしい。橋北地区では、地域が主体となって、橋北中学校の授業の一環として、防災訓練をしている。
3	A. 元々は地域の清掃活動や障害者スポーツのポッチャの手伝いをしてきた。ここ数年で清掃活動に防災の要素を加えた。生徒から自主的に活動範囲を広げた経緯がある。	Q. ボランティア部はどんなきっかけで作られたのか。
<b>議題2: 私たちは「命の矢印」で高台への水平避難を目指していますが、市内の学校では上階への垂直避難を設定している学校もあります。議員の皆さんのご意見を伺います。</b>		
4	A. 小学校低学年の生徒など逃げることに時間がかかる子どもたちは、近隣の中学校や高校と協力して、小学生をリアカーに乗せて一緒に逃げるなど、地域で協力すればいいと考える。  A. 自分が小学生だった時はそもそも避難訓練が少ないと感じた。もっと習慣化しておかないと、いざという時に逃げられないと思う。大人に先導されるだけでなく、子どもだけで逃げられるような訓練をすべきだと思う。	Q. 山側にある学校では津波の被害を考えていないので意識が低い傾向にある。反対に海側にある学校は影響が大きいため、関心が高い。市内でも意識の差があることについて、どう考えるか。
5	A. 受け身の人が多いと思っている。学生なら先生から避難訓練をすると言われたから訓練をするので、自主性が低いと思う。	Q. 避難訓練に参加しない若い人も多いので意識を変えていく必要もあるが、どう考えるか。
6	A. 全国で大規模地震が発生し、国民レベルで津波に関する意識は非常に高いと思う。	Q. 本市の地震発生から津波が来るまでの時間は約77分と言われている。その時間にやるべきことは学校でも教えてもらっていると思うが、それを思い出したり、意識し直す機会は少ないと感じているが、どう考えるか。  子ども達が中心に動く必要があることにも同意する。小中学校と違い、高校は自宅から離れたところへ通学している人もいるが、その高校生が自宅で被災した時には、自宅周辺の小中学校の生徒から見たら、高校生が頼りになる上級生ということになる。自宅周辺の災害特性についてもよく勉強してほしい。
<b>議題3: 四日市市は災害時に民間企業と連携した公助の仕組みはありますか。また、第3コンビナートの防災対策について教えてください。</b>		
7	Q. 四日市市は災害時に民間企業と連携した公助の仕組みはあるか。また、第3コンビナートの防災対策について教えてください。	A. コンビナートの防災計画は三重県が作成しているが、国や市など様々な機関が関わっている。第3コンビナートは企業が独自に対策をしており、消防庁主催の石油コンビナート等における自主防災組織の技能コンテストでは、1位から3位まで本市の自主防災組織が受賞している。公助の連携では、他県や他自治体と連携し、相互に援助する体制を作っている。本市の沿岸部は津波だけでなく液状化も心配である。今回の能登半島地震ではトイレの問題も課題になったが、本市はマンホールトイレを整備している。  A. 本市は現在128団体と連携協定を結んでいる。
8	Q. 能登半島地震の被災地に行った時に、電話会社の充電器が大量にあった。現代はスマホが重要だと考えており、本市は発災時にどのように電力を供給するのか。	A. 電話会社や電力会社は重要なライフラインである。それぞれの事業者の責任や役目として、ライフラインを復旧する役目があるので、そちらに任せることになる。東日本大震災のように広域で深刻な被害が出る場合には復旧までに時間がかかる。
<b>議題4: 外国人避難所支援研修に参加した際、女性消防団の活動について学びました。四日市市は女性消防団が盛んですが、連携の仕組みはありますか。また、高校生が消防団に参加できる仕組みはありますか。</b>		
9	A. 以前、消火訓練の体験をしたので、それ以来、消防団の活動に興味がある。  A. 父親が消防団に入っていて、小さい頃から活動を見ていたので、とても身近に感じている。女性消防団があると知って、社会人になったら参加したいと思っている。	Q. 消防団に興味があったり、参加したいと思うか。
10	A. 活動に夢があるということを知ってもらおうとか、消防団は男性が入るというイメージもあるので、そもそも女性消防団があることを知ってもらう必要がある。	Q. どんな広報をしたら若い人に女性消防団に入ろうと思ってもらえるか。
<b>議題5: 私たちの「命の矢印」は四日市市の地形的特徴からどこでも役立つと思いますが、全市的、全県的な取組に広げるためのアドバイスはありますか。</b>		
11	Q. 「命の矢印」を全市的、全県的な取組に広げるためのアドバイスはあるか。	A. 活動を発信することで、もっと周りに知ってもらおうと他の団体や地域の人が、命の矢印を取り入れてくれるかもしれない。そのように徐々に広げていくといいのではないかと。  A. 命の矢印はどの地域でもできる可能性がある取組だが、地域特性を考えた上で取り入れるかを判断する必要があるため、市全域でいきなり導入することは難しい。しかし、色んなところで発信することで、色んな人がこの取り組みを広げてくれるので、そのような発信を続けてほしい。国からの表彰してもらった取り組みなので自信を持って取り組んでほしい。
12	Q. 高校生とか若い人に知ってもらうためにはどうしたらいいか。	A. SNSを活用することが一番ではないか。長い説明文は要らないので、まずは目を引く言葉を使って、取り組みを紹介してみてもどうか。
13	Q. 地域との取組で「高校生と一緒に活動できて刺激をもらった」という感想をもらったこともあるので、デジタルとアナログと両方の発信が必要だと感じているが、どうか。	A. 色んな年代の人がかかわるテーマなので、年代が一番使いやすいツールに合わせた発信が必要だと考える。
14	A. 予算が少ないので、工面することに苦慮している。地域の防災隊にも負担してもらっているが、活動資金が不足している状態が続いている。	Q. この取り組みはどこから予算を出しているのか。
15	Q. 以前、この取り組みに予算をつけて全市的に取り入れてほしいと市役所に提案したが、「学校の取り組みとして続けた方がいいのではないかと」言われた。全市的な需要はある取組だと思っているし、学校内だけでなく地域とのつながりもでき、内閣府から表彰も受けた活動なので、学校内で留めておくことはもったいないと思っている。市役所の立場も理解するが、活動資金が不足していることに困っている。	A. 当委員会の所管には危機管理統括部や財政経営部がある。学生との意見交換で出た意見として、担当部局に考え方を確認したいと思う。各地区には連合自治会があって、その中には防災に関する予算があったと思う。富田地区だけではなく、各地区にこの取り組みを知ってもらい、取り入れたいと思ってもらうことで市全体の防災力も上がるので、広報も続けてほしい。

	高校生	委員
	<b>その他</b>	
16	A. 普段は学校周辺の清掃活動をしており、加えて防災の取り組みをしており、地域との防災訓練や「命の矢印」の配付をしている。最近、多言語での命の矢印を作った。四日市市は三重県で外国人の居住者が一番多く、すごく反応が良かった。	Q. ボランティア部の活動は防災に関する取り組みが中心なのか。
17	(意見) 今日の意見交換で垂直避難か水平避難かの二択ではなく、地域特性や事情に応じて両方を使い分けていく必要があると分かった。 (意見) 地域に貢献したいという思いが昔から強かった。今日の意見交換のおかげで、日頃から自分ができることを探していきたいと感じた。	



## 9. 高校生議会意見書

令和7年2月5日

総務常任委員長 荒木 美幸 様

広報広聴委員長（四日市市議会議長）

石川 善己

四日市市議会高校生議会において提出された意見書の活用について

令和7年1月25日に開催した令和6年度 四日市市議会高校生議会におきまして、高校生議員から四日市市議会に対し、三つの意見書が提出されました。

下記の意見書につきまして、貴常任委員会の所管事務調査等の項目として取り扱っていただくなど、ご活用いただきますようお願いいたします。

記

1. 教育委員会 意見書
2. 人権委員会 意見書
3. 若者の社会参画委員会 意見書

発議第1号

協議テーマに係る意見書の提出について（教育委員会）

意見書を次のとおり提出するものとする。

令和7年1月25日提出

教育委員会

委員長 山中 樹

小川 珠 妃

小林 由 花

中久木 美月

平山 乃 愛

藤本 菜 月

森 麗 菜

吉岡 真 誉 志

## 意見書（教育委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

### 記

1. 学校以外の場所で、だれでも相談できる窓口を作る。  
メールや電話に加えて、公共施設内に対面相談できる場所を作る。  
なお、相談支援員の属性を多様にし、相談者が選択できるよう努めること。
2. 無料もしくは、安価に利用できる自習スペースを公設もしくは民間への補助を行う等により確保すること。
3. 民間フリースクールに対する支援を行うとともに、登校サポートセンターや通級指導教室の周知に努めること。
4. 学習支援の制度を高校生まで拡充し、通いたい学習塾の授業料や交通費に充当できるよう新たな施策の創設に努めること。
5. 国際交流の経験者による発表の場や経験者に相談できる場所を設置すること。

以上、意見書を提出します。

令和7年1月25日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛

発議第2号

協議テーマに係る意見書の提出について（人権委員会）

意見書を次のとおり提出するものとする。

令和7年1月25日提出

人権委員会

委員長 高瀬 咲 妃

遠藤 凛

梶山 知 瑛

黒田 実 緒

佐藤 千 夏

新開 巧 人

高木 莉 子

田中 琳 子

## 意見書（人権委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

### 記

#### ○学校におけるLGBTQの理解について

1. 男女の区別なく、着ることができる多様なデザインの制服を作っていくこと。
2. LGBTQに対する定期的な学びの場を設けみんなの理解を深めていくこと。
3. みんなのトイレなど誰でも使用できるスペース整備を進めていくこと。

#### ○ネットリテラシーについて

4. 小学生のころから学校で保護者と共に誹謗中傷をしないために理解を深める学びをすること。
5. 幼い子供の教育のために保護者がネットリテラシーを理解すること。

#### ○外国人差別をなくすことについて

6. 文化を知って偏見をなくすために交流の場を設けること。

以上、意見書を提出します。

令和7年1月25日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛

発議第3号

協議テーマに係る意見書の提出について（若者の社会参画委員会）

意見書を次のとおり提出するものとする。

令和7年1月25日提出

若者の社会参画委員会

委員長 太田 快 征

泉 理 世

宇佐美真依

勝 花 銀 汰

川 井 琴 音

長 井 僚 汰

野 口 颯 太

平 野 優 音

ベップルカス

## 意見書（若者の社会参画委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

### 記

1. 事前に政治について学習できる機会を設ける
  - ①成人になった時、困らないように学校において市内全ての学校で課外授業を行う。
  - ②議員による出前授業や政治に対する具体的なイメージを持ってもらうための模擬投票を行う。
  - ③特別な投票方法について、郵便投票や不在者投票、期日前投票などについて学べる機会を設ける。
  - ④街中で年齢に関係なく、参加できるイベントを設け、若者言葉やインパクトのある言葉や書いてあるティッシュなど、興味を持ってもらいやすいノベルティの配付をする。
2. SNSを活用し、政治が身近にあることを感じてもらう。
  - ①選挙に関する言葉や普段使い出来るような言葉を盛り込んだ議長の猫耳ラインスタンプの作成。
  - ②運営しているSNSを知ってもらうための、広告をSNSに出す。
  - ③政治を身近に感じてもらうためキャッチーな投稿を行う。
3. 高校生がさらに社会とかかわれるように気軽に集まりやすい場所をつくる。
  - ①駅の近くにセルフカフェなどの市営の施設を充実させる。
  - ②駅前だけでなく、市内の色々なところにも同様の施設をつくる。
  - ③混雑状況の確認や予約など、ネットで手軽にできるシステムを導入したスポーツが手軽にできるような校則に違反しない屋内の施設や公園をつくる。
  - ④保護猫カフェなどのほっこりできる施設をつくる。
  - ⑤月替わりの映えスポットをつくる。

以上、意見書を提出します。

令和7年1月25日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛